

赦罪の認可狀に就き此の會議は曰く「赦罪の認可狀を與ふる權利はキリストがその教會に與へ給ひし所にして上古より教會は神の斯く與へし權利を用ひしに因り、聖なる會議は此の基督教信者に最も益ある風俗即ち聖なる會議の賛成せし赦罪の認可狀の用ひ方は必ず教會に於て續いて行はるべき者なるを教へ且つ命す、この命令に背きて此の認可狀を無用なりとし又教會は之を授る權力なしといふ者永遠く誼はるべし」と。

六十五〇

實に主がユダヤ人の會堂に對して曰給ひし如く天主教の會衆に對しても亦申しましよう「彼等は人の誠を教となして徒らに我を拜す……又爾曹己れの傳説を守らんとして神の誠を全く空くせり」と。

三

聖像并に遺物を拜み尊崇るとの……語は如何なる意味あるかと釋ぬるに此の風俗は希臘教と天主教會の他の異端の如く偶像教より此の二つの教會に入りましたのです、又基督教を受容しました皇帝の率先者はコンスタンチン帝(第四世紀頃)と申しました故に基督教は大に流行を致しました瞬間に夥多の偶像教信者が信仰なくして洗禮を受ましたから信仰の状態は尙ほ舊時の様にて矢張偶像を拜む

ことを改めさせん、唯だ口許りの基督教信者でありました斯て當時の凡ての教役者は斯る輩の勸めに由て從來慣來りたる祭司祭壇犠牲焼香及び非聖書的なる罪を極めた心靈的ならざる方にて神に禮拜を爲さしめ、又人々が夥くの神を信じ多くの主を信することを承認致しましたのです。

以上述べました偶像教より東と西の兩教會が借りました者の中には聖像と遺物と畫像(アイコン)を拜む風俗がありました、初め畫像は神を敬ふ心を高め畫像に表現せる聖者の道徳を想起さしむ助けであつたと申しましたが、而も教會内にて採用の後間もなく其の眞正の意見を失ふて迷信を惹き幾回も矯正せんとしたるに拘はらず大に之に祈禱をなす事となつて神の言の中に其の憎み嚴責し偶像を拜む罪の公けに基督教會の内に行はるゝ事となりました。

かの紀元五百九十年の頃羅馬法王グレゴリー第一世は五百九十七年に英國人を改宗せしむる爲めオーガスチンなる者を派遣しました此の法王は始めて教會の内に像を立ることを許可しましたのです、併し此の風俗は此時より久しき以前に於て行はれましたのであるが其の像を拜むことは七百八十七年ニケヤの第二總會

にて賛成せられ尙ほ之に祈禱することを公けに認めましたのは千五百六十三年
トレント總會の決議に由つたのです。

希臘教會は偶像を拜むことをせぬとて自ら誇り居るも實際に就て見ると能く似
たものであります彼等は偶像を拜み又は祈禱する輩を見て蹉躓られたと申しま
すが自己は其の所謂聖なる畫像即ちアイコンに向つては最も熱心に祈禱を致す
のです而して彼等は申します……此の畫像は眞正の偶像であらねば之を拜ん
だとして十誡の第二誡を破るものでないとして畫像の前には叩頭げ跪づいて禮拜
を爲し特に有名なる「アイコン」を用ふる教會堂にては其拜む者らより澤山の錢財
を收得ます斯る畫像には病を治す力ありと言傳へて病を治す爲め不思議の所行
を希望ます者あらば此の「アイコン」を馬車に載て患者の家に連れて行くのです現今
露國にては其風が盛んに行はれて居ます。

第四

遺物に禮拜する事も亦第四世紀より聖公會の内に初まりました是も偶像の宗教
より採て來たのです斯る不思議なる見解は諸ての偶像教に行はれ又アイコン教
にもありまして其の意味は此世を逝し有名の聖徒が有たりし物品は何でも必ず

其人の道徳と聖潔を感應させる効能あるを以て之を有る者には大いなる幸福を
與ふるものと思ふのです斯て其の外衣靴衣白骨頭髮キリストの懸りし十字架の
木片殉教者の流せし血杯より其他逆も算へ盡されぬ程澤山にて且つ馬鹿らしき
品をば悉な聖なるものと見認め之を遺傳へて之は奇跡を行ふ力ありと致します
之に因て凡ての教役者たちは其の會堂を信者の敬慕ふに便利ならしむる爲め
徒の遺物を熱心に蒐集て時々教會に於て開張をなし又欺かかんが爲に其の備付け
を充分に致します殊に甚しきは宗教の主意は全く偶像教佛敎神道フイノイ教等
が護符御幣及び神の使者稻荷の狐の如くに依頼如く聖像を拜み遺物に祈りと依
頼ことをのみ致してします。

聖徒の遺物を拜むは中世紀に基督教の要素となつてましたがトレント總會の決
議に由て確かに定まりました其の決議は左の如し且つ教役者等にして信者た
ちに熱心に教ふべきは……聖なる死骸はキリストの活る肢體の部分と聖靈の
殿であつて遂にキリストに由り甦りて永遠き生命を受け榮光を蒙るべき者なり
又聖なる殉教者の死骸は信者に由て尊崇を受べき者です即ち彼らに由て神は人

第五

間に許多の利益を興へ給ひますのです。されば右の教に反對して聖徒の遺物を拜み崇むるは不稽らぬ事と云ふ者又斯る紀念物は信者たちの拜むことは無益なりと云ふ者又聖徒の遺物に向つて助力を得ん爲め信者の屢ば參詣も亦効なしと申す者は悉な昔時の如く今も否むべき者であつて詛はるべきであります。聖徒を仲保となすとは何であるかこの事も亦諸てかの天主教の異端の如く第四世紀に初めて教會に入來りし往昔の偶像教の風俗にて其の意味は死し聖徒は我儕の爲に神に祈り我儕の爲めに注意して守り我儕の號ぶ時は之に耳を傾け我儕求めば必ず神に執成をして呉るとの想像より起つたものです。斯る考へと風俗は諸て偶像教の中にあつてファイフェイス教の中にもあるのです。是は往昔のバビロン、ソッスリヤエヂプトの偶像教の傳説でありまして古代ギリシヤ、ローマの偶像教の神話より教會の内に入來りましたのです。古代の宗教には半神神的の者又有名なる勇者(即ち神と見られし人士)は彼の昔の偶像教の中に於て神の代りに大いに崇拜せられましたのです。又困難の中に人間は此らの者の助けを熱心に願ひました。が遂に基督教會に……此の偽の仲保所に……

哥前十〇廿

も亦彼等の代りに十二使徒たち處女マリヤ及び第一世紀より三世紀までの殉教者等を安置しました。其後年月の経過と共に其數次第に増加へて而して聖書に就き三位一体の神と又神と人との間なる一人の仲保キリスト、イエスを拜む代りに昔の偶像教の多くの神……多くの主を有る信者たちは再び基督教會の内にて惡鬼等を拜みましたのです。以上述べました諸聖徒を拜む中に處女マリヤにも最も甚しく神を漬す様な偶像教的の禮拜を致しました。即ち彼等はマリヤを神と見做し唯だ神にのみ適當する職を以て彼女に致しましたのです。實にマリヤを希臘天主の兩教會にては救主に代へて其の位置に上げました彼の聖像と畫像にてマリヤが其腕に幼きキリストを抱けるは以上の不幸な點をば示しますのです。聖徒等に祈禱する事は其の始めて唱へられた三百七十二年のラオデキヤ總會にて否決しましたが、六百十七年法王ホニフェース第五世に由て教會の嘆願書の中に記入用ひられて、千四百三十九年フロレンス總會にて初めて賛成せられ、千五百六十三年トレント總會にて定めました。今本問題に關はる決議を見るにキリストと俱に位に在て司れる聖徒た

ちは人間の爲に神に祈禱を捧げます。されば彼等の祈りと助けを蒙る爲に謙遜る心を以て彼等に祈りするは正當と益あることです。而して信者は唯一つの贖主……救主なる神の子我儕の主イエスキリストを経過して神より慈恵を蒙り利益を享ることが出来ます。ケレ共不信仰の考へを有ものは左の如き異なる論を有て居ます即ち……聖徒たちは天國にて拜まれず又人間の爲に神に祈りすることなし、また我儕各自の爲め神に祈ることを聖徒に求むるは偶像的禮拜である、また聖徒に祈ることは神の言に反對し神と人との間なる唯一つの仲保者なるイエスキリストの名譽を傷けるものである、且つ心の中に或は言を以て天にて可る聖徒たちに助けを求むるは愚なる所業であると、以上議なる教理には新教の教理は當然直接に反對致します。

○聖書の證句

一、煉獄に反對する聖書の證明

路加傳に「イエス答へけるは誠に我なんちに告ん今日爾は我と共に樂園に在べし。」

路三〇四

黙十四〇十

黙示録に「われ天より聲ありて我に言ふを聞き曰くなんち此言を書せ今より後主に在て死る死人は福なり靈も亦いふ然り彼等はその勞苦を止て思ん其功これに隨はんと。(哥後五〇一—八參看)

二、天主教の赦罪と其の認可狀は聖書に反對す

但以理書に憐憫と赦宥は主なる我らの神の裏にあり其は我らこれに叛きたればなり。

但九〇九

約壹二〇九

約翰書に「もし己れの罪を認はさば神は信實なる公義者なるが故に必ず我儕の罪を赦し諸の不義より我儕を潔むべし。」

利二六〇一

三、聖像及び遺物を崇め拜む事に反對する聖書
利未記に「汝ら己の爲に偶像を作り木像を彫刻べからず柱の像を堅べからず又汝らの地に石像を立て之を拜むべからず其は我は汝らの神エホバなればなり。」

約四〇廿四

約翰傳に「神は靈なれば拜する者も亦靈と眞を以て之を拜すべきなり。(王下十八〇四參看)

の業務に従事人々に加ふる所と均一せる制限を司牧者の上に加へたのですかの當然の権力を有者より認可を受けて裁判の庭に立つを許されし者でなければ辯護士となつて其の業務をなす事出来ぬと同じく醫師にも又官吏にも同じ様な制限があつて之を命ずる権力ある人に由て其の業務を興へらるゝ等の如く此の他には何な方法もありませんのです二十三條の主意は凡て新教の宗派に適當でありまして本條は毫もエビスコポの按手禮のことは申しませんが教役者は總て其の公けの務を行ふ前に認可せらるゝ筈であつて若し斯くせざれば會衆の不安心と混雜を惹起すからです。

されど本條は會衆の上認可ある教師即ち之を司牧する人々の事のみを述べましたのです斯る人々に其の撰抜と公けの認可の手續を必要とするは恰ど醫師辨護士等と同じ事であるは前に述べました如くなれど本條は會衆の公けの集會を司る爲め正式教師に撰ばれざる者は公會の禮拜を司ること即ち按手禮を受けし役者の執るべき務を行ふことはならぬと致しますけれども彼の基督敎信者たる男子若くは婦人にて家から家に廻りて訪問を爲し日曜學校又は講義所等にて神の道

を傳へる事を禁じたのでありません又正式の教師に非ざる者(男)にても其の承諾を得て祈禱書を読み聖書の日課を誦み折節に教會にて説教するをも禁じませぬ其の肝要の點は即ち曰く「聖公會の規則に於て権力を有つ人より其の將來従來んとする職務は行ふ爲に撰ばれ招かれ又按手禮を受けたのでなければ教師の職務を自ら執ることは何人でも決して許されませぬ」

本條は「正しく召され遣はさるゝ」の語は如何なる意味なるかを示さんが爲め教會の制度にて公けに主の葡萄園に働く者を撰ぶ權を委ねられし者と認めらるゝ人の撰んで命じたる者であると致します。

斯の如く聖公會はこの混雜せし問題に對して頗る中庸の說を唱へてます聖公會は當然に監督の按手禮を受けた者を自らの宣教師たちと致しますも是は公會の祈禱書の聖職按手禮式また法憲法規にて指定した事です之が爲め實に主キリストの眞正の使者となす別の宗派の役者までも此の要件を守るべしと強るのではありませぬ勿論彼等は己が欲ふ儘に任るの権力ありますれば本條は斯る役目を行ふ者は所屬教會の法規に従ひ其の権力ある者より任られねばならぬと致します。

英國聖公會にては他の宗派で按手禮を受けた教師が同公會に入來る者に對しての取扱方は若し其人監督の按手禮を未だ受けざるならば千六百六十三年までは……千五百七十一年國會の法律に由て再び按手禮を授けず唯だ大綱に名を記して承認し受持教會にて朝禱の時一回大綱を朗讀するのみにて其職務を行ふことが出來ました。

千六百五十年に監督コーシンは記して「是故に若し佛國の新教會にて長老たるの按手禮を受たる者にして我が聖公會に働かんとし又は會堂を受持んとする者(諸種の例を余は申すこと出來ます)は其の佛國にて受けた按手禮を承認して我が監督は更に按手を授げる杯のことなく唯だ我儕の法律の斯る徒に求むる所は我儕の公けに認むる宗教を承認すと公言はし又我儕の公會にて定めし大綱に名を記すまでなり」と申します。

されど千六百六十一年のサポイ會議に由り千六百六十二年英國公會に於て此點に就き決議したのです即ち英國公會にて教師の職を執るには監督の按手禮を必要の件とし教職按手禮式の緒言の監督の按手を受ざる者は英國公會の内にて宜

教師の資格を否認しました其時から英國聖公會及び愛蘭土聖公會にての數監督の風俗にては他の宗派の役者にて聖公會に入來りて教職たらんとする者は何人でも皆先に新教の監督より按手禮を受けざる者なりせば其人に對し必ず按手禮を授けたのです。

而して聖公會は自分の宣教師に按手禮を爲すには監督の按手を必要と申します。ケレ其他の宗派の宣教師の正當受けたと否とに就ては別に何とも申しません。

○聖書の證句

徒六〇三五六 同十四〇二三 提前四〇十四參看

○設問

- 一、第二十三條の目的に何ですか
- 二、第二十三條は監督を用ひざる會衆の宣教師は正當なるや否やに就き何と言ふか

三千六百六十二年以前に於ては監督の按手を受ざる宣教師に對し英國聖公會は如何なる處置を執りしや

第廿四條 教會の中には必ず其地方の言語を用ふべきを論ず
教會の中には公然に祈禱を爲し或は聖奠を行ふに衆人の曉り難き言を用ふは
的然かに神の聖言に違背又往昔の教會即ち使徒時代の教會の規則に違背ものと
す

此の二十四條は天主教會の風俗を斥けます即ち凡て其の集會に拉丁語を用ひて
居ることと是です。
抑も羅馬帝國の西の部分にて各處の教會の爲に祈禱と聖奠の禮式書を作られま
した其の三世紀から五世紀までの時代には同地方に行はれしは拉丁語でありま
した故此の語を用ひましたのです而して凡ての宗教團體……格別に祭司の司
りたる會衆には孰れも保守的氣質の甚しきより一たび拉丁語を用ひましてから
全く拉丁語に固定して他の語に翻譯するをば罪と思ひました。
凡そ第五世紀の末に西の方の帝國なる諸國即ち伊太利西班牙、ゴール、英國等にて
は自分の祈禱と聖奠式の書は大抵羅馬にて使用し者と同じものです蓋は以上の
國々にては羅馬帝國の中央集權に因て拉丁語は在來の方言を退け諸人の多少了

解やうになつたと共に普通語となりましたのです。
斯て此の語が會衆の集會の聖奠に用ひられ又シエロームが拉丁語に譯せしバ
グテといふ舊新約全書は羅馬の西帝國普通聖書となりましたされど數百年の間
に各邦國の分るゝに至つて歐羅巴諸國の現今の國語は出來ましたのです原は拉
丁語を地方に由て多少夫々に訛りたるまでなれども……後に漸々と異つて遂
に伊太利西班牙、佛國、英國等の國語となつたのです而して斯の如く分るゝ順路
は甚だ緩漫にして其の發端は何年頃でありしか知れませんが第十世紀の終りに
は拉丁語は所謂死語と化て人々の用ひぬことゝなりました。
普通の人々は此の拉丁語を以て聖なる語又は文學的の語として重んじます漸
々普通の語と異なるに至り其意味を人々の解らぬ所となりましたから天主教の
教師たちは之を以て無學の人を欺いて支配する方法と致して居ります又聖書や
祈禱書を普通話に翻譯することは信仰に對して危いからとて之を禁じました獨
逸國は羅馬西帝國の聖公會の教に由て文明開化に進んで往時の野蠻と混沌より
脱れましても獨逸自らの國語は拉丁語に變ずに居りましたが天主教は強て凡て

の會堂には拉丁語の聖書と祈禱書を用ふべき様に定めましたのです。英國は紀元四百二十年まで羅馬帝國の屬國にて拉丁語は多分往古の英國教會の祈禱書の語でありましたらう、第五世紀の頃英國へ歐羅巴の北の方からサクソン種族の侵入と其の征服に因てアングロサクソンの國語となりました。其時の英國教會は稍衰へて西の方の山にて其の餘波を保つて居ました。其頃基督教は北の方蘇格蘭より入來り南の方は羅馬よりオーガスチンに因て再び傳へ來りしが、當時の聖書及び祈禱書のみは依然拉丁語でありました。

斯る場合には歐羅巴の國々にも人間は無學で居りまして又宗教に就ては種々の異端に従ひました。又宗教改革までは天主教の祭司たちの下に奴隸となつて居ました。幸に第十六世紀に聖書は歐羅巴の諸國の國語を翻譯せられ、又眞の光に照されて祈禱書は當時の國語にて記されましたのです。

例へば英國にて往古は拉丁語の祈禱に聖奠式の書に凡て聖書に適當する事を守りて新しき祈禱書をば英語もて作りました。此書は千五百五十二年に公けに行はれまして……其時から靈と眞理を以て神を拜ひ爲め聖書の教に適當する所の

注意を定むるため聖職は會衆のその國語を有ねばならぬ事となりて禮拜を致す事になりました。

故に此の二十四條は公けの禮拜に……禮拜する者が解らぬ語を以てするは明かに神の聖言に叛き又初代教會の風俗に合はずと告るのであります。序でに聖公會が用ひてます祈禱書の根源を指示しますは大なる參考となりましよ。即ち日本聖公會の祈禱書は英國聖公會の祈禱を譯せしものである故に其の根源は英國聖公會に在ります。扱英國の改革者たちは其の祈禱書を作るに第一は世に所謂袖珍日課より採つたのです。此書は拉丁語の祈禱書にて日々異なる時間に對する諸種の祈禱を載せてあります。即ちマテン(時)第一、第三、第六、第九の時間ベスバー即ち夜又コンブリン即ち晩の祈りにて是はグレゴリー第七世が第十一世紀に簡單に記せし諸種の祈禱等を集めましたのです。がバイヤス第五世は千五百六十八年に最終の改正を致しました。右の諸ての祈禱は拉丁語にて記したるも無學なる俗人の爲め其の部分を國語に譯したのです。第二はマニユアルといふ格別の禮式即ち洗禮と結婚及び埋葬式を記拉丁語せる要論です。又ミナルといふ書

あり是は聖餐の執行法を記したものに至聖くして翻譯する能はざるものと認められ何れの處にても拉丁語にて唱咏べきものと致してます、尙又ボンチンヒカ
 ルといふ書ありて教師の按手式信徒の按手式教會の聖別式を行ふ手續等を載せてあります、英國の改革學者等は以上四つの文書を以て彼らより迷信的に又聖書に不適當であるものを斥けて凡て眞正の教を指します、又始めの席より受たる聖書に合へるものを用ひて……折節に彼等自ら作りたる祈禱を加へて所謂祈禱書を作りました此は全く聖書の教に適ひ又解り易い無二の祈禱書であります、又國々の聖公會信者の心に最も貴く重んぜらるゝ文書であります、

○聖書の證句

哥前十四〇二九、十四、七、參看

○設問

- 一、何故祈禱書と聖奠の禮式書は第三世紀より拉丁語にて記されしか
- 二、何故拉丁語の古語となりし後にても聖公會の禮式に於て續いて使用したか
- 三、今の聖公會の祈禱書は何時頃作られましたか

イ徒二〇卅
 八三〇廿
 七六〇三
 至五〇十
 四二〇十
 彼前三〇
 廿前十〇
 十六

四、祈禱書は主に如何なる四つの古き文書より記されましたか

第廿五條 聖奠を論ず

基督の定め玉ひたる聖奠は信徒が其教に遵奉へる事を見はす記號許でなく神の恩恵と吾儕を愛しみ玉ふことの確實なる證憑と其効力ある記號なり即ち神是を以て幽妙に吾儕の中心に感化玉ふて神を信仰する心を興起さしめ又是を強固なさせ玉ふなり

福音傳に於て吾儕の主基督の立て定め玉ひたる聖奠は二つ許なり即ち洗禮と主の晩餐是なり其外風俗に由りて聖奠と謂ふ所の信徒按手式懺悔式聖職按手式結婚式及び臨終の抹油式の五は福音傳の聖奠と爲す可らす是或は不正に使徒たちに従ひしによりて起り或は聖書の中に於て許されたる事なれども其可見なる記號と儀式は神の定め玉はざりし故洗禮と主の晩餐の聖奠と同一類の者にあらず又聖奠は賞觀もの或は持ち巡らるゝ爲に基督之を定め給はず吾儕の正當く之を用ひんが爲なり唯正しく之を受るものに益あり但し宜しきに適はずして之を受るものは聖なる保羅の言る如に自ら罰を招くものなり(哥前十一〇廿七、廿九)

大綱の中此の二十五條に初めて著る「サクラメント」の語は………何でも聖なる事物………の意味であることは最古き拉丁語にて………兵卒の入隊の際上長官に對して最も忠勤を盡すべき旨嚴肅に聖潔に約束する誓を指したのです尙ほ此語は希臘語の「ムステリオン」(奧義)の翻譯語に用ひられたのです是は見えざる者を指した見ゆる標式であります。

而して宗教上の拉丁語の書物に用ひました當初は格別の聖なることを指しましたも後には往々洗禮と聖餐の外許多の事物を意味することになりました斯て洗禮と聖餐の從來サクラメントと認められたと同じ意味にて………天主教會にては他の五つの儀式をもサクラメントであるといふ事を證明せんが爲め往時の書物より引照するは過誤に陥るのであります。

其時から「サクラメント」といふ語は宗教上のみ格別に用ひられて聖公會の問答の中に「聖奠とは我儕に賜ふ靈なる恩の徴證なりキリスト自ら之を立て、此の恩を受る方法とし又この恩を賜ふ證となし給へり」と解るのと殆んど異ふ意味は有ませぬのです。

而して眞正のサクラメントは如何なるものかとの事に就き天主教會の表白を精査すれば此の教會の定めし説は聖公會のと大抵同じ事です即ち「トレント總會」の第七回の決議の法規第一編に曰く「若し何人でも新法(福音)の諸ての聖奠は我儕の主キリストの定めしに非ず又其の數七つ即ち洗禮堅信禮聖餐禮懺悔臨終の抹油式聖職按手禮婚禮の外にありとし若くは此の七つの禮式よりも其數少しとし且つこの七つの禮式の中其の一つにても眞正の聖奠に非ずといふ者あらんか其者は永遠に詛るべし」と又同じ總會の問答書第二編第一章第三問の中に「或る聖奠は我儕を義なるものとなす爲め見ゆる恩の立られた見ゆる徴である」とあります。

今以上の二種の説を調べますれば天主教會の教は正しく且つ眞なる聖奠は内なる心禮的恩の………キリスト自ら定め給ひし見ゆる外の徴證であると致します。

之に因て見れば之に適ふものは福音書の中に唯だ二つの聖なる禮式(洗禮と聖餐)あるのみです是等を取除たらば他に聖奠といふべき者はありません。

他の五つの禮式は眞の聖奠にあらざるに………天主教會は百方の策を考へて右の

説に合ふもの、様に見せまます、其の正しからざる事は次の例を以て示しましよ、如何にして天主教は堅信禮を聖奠と申しますか、之を研究して直に天主教の正しからぬと虚偽の事が解りましたよ、同教は一たび或る物事に格別の見解を爲さんとするに毫も憚らず曖昧なる言を申して妄りなる動作を致します、又己が意見に反對する凡ての事柄を取除け論理や自然の結果を無視して己が爲さんと定めし考を憚らず行ひます、斯の如き教會の教こそ凡ての信者たちは信賴ことが出来ません……小事に忠なるものは大事にも亦忠にして小事に忠ならざれば大事にも忠ならず……とは主の聖言ではありませぬか、以上の「サクラメント」の説明を記憶ますならば即ち聖奠は主キリストの命令にて定むべきことです、又見えざる恩の見ゆる外の徴證はキリストの定め給ひし所です、是を以てトレント總會の間答書の中堅信禮の項に堅信禮のサクラメントなる性質の證據を調べましよう、問答に曰く

第六問 牧師等は堅信禮は唯だ我儕の教主キリストに由て定められしのみならず尙も羅馬の大監督聖フアビヤンが證明した様に抹油式及び之を行ふ時用ふる

言も亦キリストの命せられた者と説明致します。

第七問 この聖奠にて外に見ゆる徴はクリスム即ちパルサムとヒヨンコー(精油との混成塗抹物にして監督の聖別せしものです、これ聖ダイオニヤス及び其他大いに教權を有る諸の教父たちが我儕に傳へしものにして就中法王フアビヤンは使徒たちが主よりクリスムなる塗抹物を爲すべき方法を受て我儕に傳へし證明を致しました。

第十一問 此の聖奠に用ふべき言は左の如し曰く「我十字架の徴章を以て汝に記し我父と子と聖靈の名に於て救のクリスムを以て汝を堅くす」と。

トレント總會の定めました規則に就てはキリストが以上記したる言を用ひよと命じ給ひたる事を證明すべき筈です、されど之に就ては第六問に述べし外は何をも申すこと出来ませぬ、此點に就き左の如く遁辭を用ひました即ち其の第十二問に「我儕にして以上の第六、七十一の間に記せることは此の聖奠の眞と正しき型式なるを議論の上にて證明することは出来ませぬと普き公會の教權にて其の教訓に與かる者らは毫も此の點に就き疑ふことを許しませぬ」と。

以上の論は即ち天主教會の普通の議論です。先づ第一は天主教は久しく信徒按手禮を正しき意味に因ての聖奠と見做しました故に明かにキリストは之を定めましたので又同教は久しく外に見ゆる證徴として抹油を用ひました此はキリストが明かに之を爲よと命じ給ふたのです。又同教は久しく該式を行ふに就き一定た言を用ひました此もキリストが斯る語句を用ひよと明かに命じ給ひましたのです。以上種々の點は天主教が神の言の證の代りに自分の話を定めましたのです。されば宗教改革學者たちが聖餐の教理に就て大綱第三十一條の中天主教の見解を指して「神を瀆すことにて危き欺瞞」と申しました即ち以上天主教の放恣なると聖書に不當の邪説とについて適當の言葉である。今所謂五つの聖奠即ち信徒按手禮、懺悔、教職按手禮、結婚式、臨終の抹油式なるものは神の定め給ひし證徴と禮式を非ざるを以て聖公會の信徒たる我儕は福音の聖奠と爲ること能はざるなり故に今其事につき簡單に述べましよう……第十二世紀に至り佛國の都パリの大監督ピーター・ロンバードは彼の第十二世紀より久しき以前に諸種の人々が此の五つの禮式を聖奠と考へたのを爰に初めて奧義の數な

る七つの聖奠を定めました。此の監督が諸種の書より説を集めたる冊子は宗教改革の時まで神學上の要論となつて居りました。而して彼が定めたる説をば普き公會の決議と當然に認められたのです。既に指示したる如く信者は洗禮と聖餐を聖奠とすると同様に以上の五つの禮式を聖奠と認めることが出来ません。蓋し此等は聖奠の要素即ちキリストの定め給ひしものにて是れ内に在て見わざる恩を證しする爲め外に見ゆる證徴を用ふべき事では逆もありません。爰に五つの禮式に就き眞と否らざるを調べましよう。先づ第二に堅信禮とは如何なる者なるかといふに此の禮式は聖公會の中に於て第一……三世紀の頃より幼年の洗禮に就て補充することであり、而して基督教會の禮式は多くユダヤ人の會堂より採りました。故に是は多分或る猶太人の會堂の禮式に似たものであり、而してユダヤ人の男兒は聖パウロの曰しやうに……信仰に由て義とせらるゝの印證……を受けました。即ち生て後八日目に割禮を受け凡そ十三歳に達すればラビ等の唱へる「神の法律の子」となり、而して思慮も分別も出來た年齢になれば成人したるイスラエル人となつて會

堂の會員たる資格を受け、エルサレムの都の大祝祭の爲に登るべき者となりまし
たのです。

基督教會に於ける幼年の洗禮を猶太教の割禮の代りとして斯る兒童の分別の出
來たる時に成長したる信者の義務を盡さしめねばならぬのです此の場合の禮式
を堅信禮と申します蓋は兒童の時保證人の代つて爲したる誓約を自己の口にて
.....承認す.....と堅く定めますのです而して其は會衆の中に在て監督の
手を受け教會の成年者の數に公けの受容と是等の祈りに由て自分の心の中に
と慰めを望まるゝと思ひます(極初めの時代より按手の權は其の幼年者の居所の
地の長老長又は監督に委任されたのです)

日本聖公會は此の禮式を英國聖公會より受ました又英國聖公會は聖書の言に
かざるを以て心禮的利益あることですから之を持續て居ますも既に述べました如
く之を聖奠とは認めぬのです此の禮式に抹油を用ひしは甚だ早き頃より行はれ
た事と思ひますこの事は彼の約翰第一の書第二章二十節に「爾曹は既に聖き者
膏を注がれて」の言を誤解たるより起つたのです此の禮式の上古の歴史は餘

り茫として明かなりませぬが時としては此の禮式は洗禮の後直に行ふた事あり
又往々は洗禮と堅信禮との間に或は長さ或は短き間がありました第十三世紀
頃の風俗にては十三歳頃に之を行ひましたのです東方の教會にては今でも長老
は監督の聖別したる油を以て堅信禮を施します。

次に懺悔式に就て述ましよう.....抑も懺悔の英語「ペナンス」は悔改め即ち罪惡
を放棄するとの意味を有ます拉丁語の「ペニテンシヤ」より來たのです極初めの時代
には基督教者の罪に陥りた時は一時聖餐を禁じられましたされど罪惡に對して
悔改めを願はし會員と兄弟姉妹の關係を恢復さんと望みますれば教會の許しを
受て再び原の位置に復しましたれど斯く單純なる風俗は漸々腐敗て遂に所謂懺
悔の聖奠と化したのです斯て信者は祭司に密かに懺悔を陳述はし祭司は罪の赦し
を與へ.....各信者は悉な斯様にすべきものと定められたのです又祭司は懺悔
者に往々刑罰を定めます刑罰は即ち.....或は主禱文(パテノスト)又はアーゼー
マリヤ即ちマリヤよ杯の祈りを數百回も反覆し或は金錢を出し又は鞭笞を加へ
て自らを苦しめ又は苦みある(拷問)褌袴を着せたり致します。

天主教が斯る赦罪に就ての誤見は畢竟主の復活の後その弟子等に息を吹て 禮を受けよ……爾曹誰の罪を赦すとも其罪赦され 曰給ひし時主が懺悔の 聖奠として立給ひしと申しますことです又英國聖公會にては大齋懺悔式の條項 に以上申しました初めの時代の風俗即ち信者の公けの罪を諫めるに就ての事柄 を廢られましたは不幸なこと、申し悲むべきこと、致して又聖公會の様に 犯せし罪に就ては悔改めを爲し主に立歸らん事を熱心に勸めて彼の大齋始日に 格別に之を讀むことに定められたる經文を守ります。

教師按手禮の意味は神の言を宣べ又聖奠を行ふ權力を與へらるゝ者です廿三條 參看聖公會は此の職務の聖なるを認むれるとも之を聖奠の肝要と認めませぬ故 に聖奠ではないのです主が十二使徒及び七十人の弟子を選ぶ時に爲せし事及び 聖パウロの各教會に長老を立し事は現今基督教會の各宗派にて信者たちに對し 教職として働くに適當する資格のものを嚴重なる方法にて立る事に就ての風俗 に其例を與へますも新教信者の見解にては斯の如き教職を立るの禮式は眞の聖 奠とすることは出来ませぬ。

結婚式は何であるかといふに……凡て基督教會は各宗派悉な死の夫婦を分離 さすまでは兩人が相共に聖なる契約をなす事は嚴重にして聖なる式と認むれど も眞正の聖奠とは毫も認めることが出来ませぬ、こは基督の命じ給ひしのでなく 神がエデンの園にて初めて定め給ひし所なのですキリストがガラヤなるカナ の婚姻の席に與かり給ひしかども該禮式にて用ふべき言をば制定給ひませなん だのです然るに往昔の教父たちは其の禮式に對して「サクラメント」の名稱を付ま したは此の語の當時に有て居ました 聖なる儀式 といふ意味に由て用ひまし たものにて其の後に至て聖奠の意味に用ひたものではありませぬ。

臨終の抹油ことは……是は今死んとする人に油を抹る習慣にて祭司の手より 油を注ぐと直に五官に觸りますれば祭司は 此の聖き油を以て汝の犯したる罪 ……視覚味覺觸覺杯にて犯せし罪より汝を赦し給はん といふのです斯く油 を抹れし者は直に死なして此の禮式は死すべき者にのみ與へられます其の者 は聖なる教會の制定たる諸の禮式に由て保險せられ未來に移り行き彼處にて其 の位置は他の人々が斯様に保證せられざるよりも勝りて益ある事と申します。

抑も以上の風俗は聖ヤコブが其の書簡の中に述べて申しました……爾曹の中誰か病ある者あれば多分哥前十一章の中に記せる格別の罪に就て格別の病に罹る者を指したのでしよう教會の長老たち一人のみにあらずを招くべし然らば彼等は其人の爲に神に祈り而して主の名に由て油を其の人々に注ぎ、それ信仰より出る祈り(油に由てに非ず)が病る者を救ひ即ち原の健康体となし若し其人罪を犯したらば其罪の爲め爰に病を招きたらば必ず許さるべし……と。

右の風俗は多くの基督教會にて彼の往昔神の格別なる奇跡を行はれた時代には適當でありましたなれど其の奇跡の止ました後はこの風俗も止むべき筈なりとの意見です然るに天主教會にては尙も之を持続けるは聖ヤコブの勸めを大いに誤つて間違ふた事を致しますのです兎に角この事は主キリストの命じ給ひしものでなければ決して聖奠と認めることが出来ませぬ最も馬可傳六章の十三節に記せる如く……或時主の弟子たちは病人に油を沃ました事あつたが此は主キリストの命に因れりとは記してありませぬ又今一つの點は當時油を沃たものは醫されましたけれども天主敎の者は悉な死でしまひます。

今日にても尙ほ祈りを爲すと共に油を用ひて奇跡的に治すことを望む者の爲に申します……病人を治す事は主の大に力を與へられし所で福音の宣傳へと並び行はれた程なれば弟子たちの奇跡を行ふ力も亦福音を宣傳へんが爲に與へられて主の昇天の後少時の年月は續いたのです。

而して考へますればキリストは其の奇跡を行ふ力を役者より漸々と取上げ給ひしどの科學的研究は人間の當然の事であり、今や人間は普通の服薬と外科手術に由て大抵病を治すことが出来るのは主の御旨に適ふて居ること明かです。以上述べました所に由て諸々の迷説を指示し且つ排斥しました故これより第二十五条の聖奠の性質を指す詞を考へねばなりません。

即ち聖奠は基督敎信者の信仰の徴證であるのみならず他に意味があります素よりこの聖奠なる者は基督敎會の會員を他の宗教の團體即ちファイイ敎信者佛敎信者印度敎信者等の屬るものより判別しむ一種徴證たると共に(若し人洗禮を受け聖餐を受ますれば一方面にて基督敎信者と申しされます)尙ほ此等二つの聖奠には他の肝要なる目的があります即ち我儕に對して神の恵を證するもので神の我

濟を深く愛し給ふことを證するのです。神は此の二つの聖奠を以て我儕の目には見わざれども神の能く見給ふ働を我儕の中に爲し給ふのです。神は此等に由て我儕の心の中に在る信仰を起さしめ且つ我儕が既に救を受る信念を益す強くし給ふのであります。

されど本條の末句の意味は聖奠は若し正當らぬに用ひますれば役に立ぬこと、申すのです。例へば彼の天主教徒の爲す如く神を濟す的に主イエスキリストの肢、心、靈、神たる性質といふ聖き犠牲即ち聖別したる餅を献げ迷信的に拜むことは、毫も其の益がないとの事です。こは聖奠は主キリストの命じ給へる如く受べきもの、です。之を受る者が利益を蒙るには其の心正しくせねばなりません。即ち之を受るに足る爲に既に眞正の信者とならねばなりません。

公會問答はこの見解と全く一致し洗禮を受べき人に必要なる事は、悔改をもて罪を棄て信仰を以てこの聖奠に由て神の約し給へる事を確く信するなり。と致して、又聖餐に關はつては此の徴(パンと葡萄酒)の指示す所のものは何ぞやとの間に答へて曰く、キリストの身体と血は聖餐に於て信する者眞實に靈にて

之を受るなり。と。

以上聖奠に就ての辭句を述るに此等は成年者に關係あつて幼童には關係なき事を知るが肝要であります。されば爰には唯だ幼兒は洗禮を受るに適當となる爲め悔改めと信仰とを用ひねばなりません。故に名親を以て其の悔改めと信仰をば代議員の様に告白のです。而して聖公會は憐みを以て此の幼兒らは此の聖奠を受得べきものと認めます。尙ほ本問題に就ては第廿七條の條項に至りて詳しく論じましよう。

此等の事につき聖公會は凡て洗禮を受んと望む者より罪の改悔とキリストを信する信仰を有し居る證據を要求します。これは尤も大切なる點を表はす事。聖奠は既に救はれたる者の爲めに定めたる賜なり。蓋し凡てキリストを信する人は聖書の約束の如く永遠の生命を受ける者であるからの事です。即ち信仰に因て聖靈と永遠の生命を受る者で、故に公會問答の中にある救を得るに必要な聖奠の意味は救を既に受けたる者は自然に聖奠を受くべき等の意味で、夫れ故に若し或人永遠の生命を未だ受けざる者とし、まするに聖奠に因て如

何して彼に永遠の生命を與ふる事が出来ましよう、又かのニケヤ信經の中にある「罪の赦免を得る惟一の洗禮を信認す」との意味は罪の赦免を既に受けたるに因り洗禮は一度のみ受くべき者なりとの意味であります、今祈禱書より引きました此二ツの句はこのやうに説明してこそ聖書の教理に適ふと云ふべきである、以上述べました此の廿五條と公會問答の中に示せる聖奠の性質と結果を成年者に應用ますれば如何でありましようか。

先づ第一に洗禮は如何………之を説明す爲め傳道地に於て毎度起る事實を例として示しましたし、爰に或る傳道師がまだ福音の傳へられざる一市に到り一屋を借て説教所とし其處にて福音を宣傳へ即ち公けに人々に告て………神は其の獨子を世に賜ふ程に世人を愛し給へりと説き、尙ほ神の獨子が人間となりし次第及び世人の罪を贖ふ爲に十字架の上にて死給ひし事と、この浩大なる事實を信する輩は神は永遠き刑罰を赦し無窮の榮光の世嗣となし給ふ聖旨なりと丁寧に述て居ます折節其の聞者の一人が久しき間罪に就て憂苦み其の赦免を得んことを尋ね求め、又未來の幸福を望んで居ました故今この福音を聞て心の中に大に喜び直

に信じて受ました斯て彼は忽ち新しき人となり暗きと苦みの滿る心の裡に光明、喜悅平和希望等の起りて遂に彼は救主を信する人となりました而して主の曰給へるに………新しき信者は信仰の後直に洗禮を受べし………と之に困て傳道師は神の言を以て新しき信者を詳しく教へて、數週又は數箇月の後に其の者の果して眞正の信仰を有ち之を外に愛の働きたつて顯はし居るやを吟味し、右の新しき信者が悔改めて信仰の生涯を初め明かに惡を避け善に就くを見て全く満足せし時………傳道師は進んで之に洗禮を授んとし先づ問ふに………其の果して救拯に就き眞に救主を信じたか又は己れが行狀に何か變つた所か出来たかを以てし、其の答へが満足すること出来ますれば此の者に洗禮を施す爲に水の中に浸すか或は滴水を頭上に灑ぎて、我れ父と子と聖靈の名に由て汝に洗禮を施す、主の定め給ひし言詞を唱へました。

儲右の儀式の効果は何の益があるか………即ち是なり其の水は………彼れの罪惡はキリストの寶き血にて洗ひ清められ、又聖書の中に屢ば水に比へられたる聖靈は其者の心の中に入來つて心を清め給ふことを證明します、且た洗禮の時の定

められた言詞は其者の位置は今や父なる神子なる神聖靈なる神の中に在て主と一致合体したる事を証明するのです若し其人がこの聖奠を正しく受ましたならば第二十五條に述べたるが如き結果を蒙ることが出来て此人の罪を赦されたる確かな證據となり喜樂と平和を受けて目には見えざれども其の結果は認められ初めて主を信せし時……授けられたる主に對する信仰を勵まし強めらるゝ事を経験致しましたよう。

次に此の新しき會員は試みの爲に多少の時日を過せし後主の卓に於て聖餐を受けるの仲間に入るべき勸めを受けます若し其の者聖公會に入りましたらば聖餐を受ける爲に堅信禮を受ねばなりません又若し他の新救の會員でありましたらば聖公會の堅信禮に似たる禮式に由て會員とせらるゝのです又聖公會員となりましたらば聖餐の時に跪いて聖別したるパンを受ける前に「汝の爲に與へられたる主イエスキリストの肉体は汝の身体と靈魂を永遠生命に至るまで護り給はんことを……汝之(ばん)を取て食しキリスト汝の爲に死給ひしことを記憶し信仰を以て心の中にキリストを食して感謝せよ」の言を耳に入れ又聖別して擗たる葡萄

酒を受ける前に「願くは汝の爲に流し給ひし主イエスキリストの血汝の身体と靈魂を終始なき生命に至るまで護り給はんことを……汝之(葡萄酒)を飲みキリスト汝の爲に血を流し給ひしことを記憶して感謝せよ」の語を聞てありましよう斯て其の者は何の益を受るか……其は彼のパンは十字架の上に裂給ひしカリストの肉体を示し彼の葡萄酒は世人の罪を贖ひ給ひし血を顯はせるを信認します事ですされば其人は本條に記せる如く目には見えざるも神の己が心の中に働いて神に於ける信仰を勵まし強め給ふこと、又キリストの我が爲に死し事……永遠生命はキリストの死に由て己が有となりしを従前よりも一層深く信認する様になりますのです、

以上述べた如きは是は正當的に聖奠を受けば聖パウロの哥林多前書第十一章の中に記したるが如き輩と同じ様な刑罰を受けるの恐れがなくなります斯て二つの聖奠は眞の信者に對する神の恩恵の眞實に充分なる徴證と認め其心の中に信仰を強くし又恩恵の益す加はる事を喜んで悟りましよう。

○聖書の證句

大廿八〇十

一、二つの聖奠はキリストの命令に由るのです
馬太傳に「是故に爾曹ゆきて萬國の民にバプテスマを施し之を父と子と聖靈の名に入て弟子とし。」

路廿二〇十

路加傳に「又パンをとり謝して擘き彼等に予へて曰けるは此は爾曹の爲に予ふる我身体なり我を記えん爲に此を行せ、また食して後杯をとり曰けるは此杯は爾曹の爲に流す我血にして立る所の新約なり。」

徒廿二〇十

二、聖奠は信者等に對する神の恵と平和の確實なる證據で又効力ある證據なり
使徒行傳に「今爾曹如何で緩ふべけんや起て主の名を領バプテスマを受て其罪を滌ぎ去るべし。」

哥前十一〇

哥林多前書に「爾曹このパンを食し此杯を飲ごとに主の死を表して其來る時まで及ぶなり。」

哥前十〇十

三、二つの聖奠は目に見えざるも確かに我儕の中に働き給ふ
哥林多前書に「我儕が祝ふ所の祝杯は同にキリストの血を享るに非ずや我儕が擘ところのパンは同にキリストの體を享るに非ずや。」

彼前三〇廿

彼得前書に「其水に由て表したるバプテスマイエスキリストの復生に由て今我儕をも救ふ此バプテスマは肉體の汚穢を除くに非ず善良心神を求むるなり。」

徒八〇二

四、不正當に受ますれば其の好結果ありません
使徒行傳に「爾この事に於て分なく又與りなし蓋は爾の心神の前に正しからず我爾が膽の苦にをり不義の業にをるを見ればなり、この人は洗禮を受けたり哥林多前書に「宜に合はずして此パンを食し主の杯を飲者は主の體と血を干すなり、又食飲に由て罰を招くなり。」

哥前十一〇

○設問

- 一、サクラメント(聖奠)ムステリオン(奧義)の意味を述べよ
- 二、聖公會が一、二、三世紀に如何なるものを「サクラメント」と稱へましたか
- 三、聖公會は問答に聖奠の必要ことゝは如何なるものを指しましたか
- 四、天主教の七つの聖奠とは何であるか
- 五、天主教は如何なる偽妄の論を以て堅信禮をば聖奠としますか
- 六、堅信禮の起原を述べよ………又往昔の教會は堅信禮に如何なる儀式を用ひま

七 懺悔の聖奠とは如何……………又天主教は聖書の何の詞を以て之に就ての基とするか

八 何故聖職按手禮と婚姻式は眞の聖奠でなきかを説明せよ

九 臨終の抹油式の基は何でありますか……………又聖書の教と何な相異を有しますか

十 正當に洗禮又は聖餐を受ける信者は此の聖奠に由て何な益を受ると望まれますか

第廿六條

會師の不善は聖奠の効果を碍げざるを論ず

可見なる教會に於て不善者は常に善者と雜り或はその不善者主權を得て聖語を傳へ聖奠を行ふことあれども自己の名に倚らず唯基督の名に倚り基督の命令と權威を以て是を行す故に吾儕其職務に遵ひ神の聖言を聽き聖奠を受へし且信仰を以て其行はれたる聖奠を正當く受るときは會師の不善に因りて基督の定め玉ひし聖奠の効果を失ひ或は神の恩賜たる洪恵を減少ること無し是不善者の手により行はれたる聖奠にても尙其効果あることは基督の定めと約束に依

イ約六〇七
太廿三〇
二廿二七
廿三
五十八
五十九
六十七

ればなり

然ども教會を管理するには不善會師を審問す其不善を知りたる人々より訴へられて罪に定むべきこと有らば正當き裁決を以て退職を命づくべし

此の二十六條を記しました主意は宗教改革の時代に聖公會の教義と禮式とに感じたる信者が自分等の住める諸所の町又は村の教職の行狀が放蕩と猥褻なるを

見て心の中に起せる疑惑を取消す爲にていあります

抑も一千五百三十四年英國王ヘンリー第八世の下にて羅馬と政治上の分離を爲

しました時より一千五百七十一年大綱を公けに出版し之を法律として宗教改革

の基礎を固めました節まで若し國の事物の實狀を考へますならば我儕は此の年

月の間の同國に於ける教職等の行狀には到底満足することは出来ませぬ申すま

でなく監督たちの中には非常に卓れたる者即ち克蘭メル、リドレー、ラチメル、

ーベル、デユウエル等あり又長老の中にはハッドレーのテール、倫敦のローンア

ース杯ありましたも其の他は上も下も擧て無智文盲にして又多くは放蕩にして

彼のヘンリー第八世又はエドワード第六世及びメアリーとエリザベス等の下にて諸種の宗教上の變りたる法律に柔順に服従たる此の教師たちは全く主義なく節操なくして唯だ世の風潮に投合ことを以て喜びと致しました。凡そ誰でも若し政治上の事件に就き公けに演説する者が不實でありましたら聴者が喜びませんが、況て宗教上の問題に至つて眞實を欠きます時は聴者が甚だ忌嫌ひますことは明かです。彼の改革の時に多くの熱心なる信者は悪き宣教師たちの冷淡なる禮式を行ふに就き心の中に大いに苦悶し斯る宣教師たちの行へる聖奠の果して効績あるかを疑ふの念慮が起りて斯様な人の司る集會に出席することは誤なりと思ふ者が尠くありませんから、宗教改革者は斯る状態は非常に危険なことに澤山な罪過に陥る原因ともならうと心配して此の問題に就き明かな教示を必要と認めまして爰に此の條を記すことになりましたのです。惟ふに主が稗子の比喻をなし給ひしは我儕が豫て目に見ゆる外表に顯れたる教會は眞正の信者のみにて成立る内部なる正しき教會とは同一に非ずして其の外表面なる教會の内には善人と悪き人と二つながら混在て且つ折節は其中に悪き者

が福音を宣傳へ聖奠を行ふのを見ることが出來ます併し乍ら肝要の點は信者たちは決して宣教師たちに全く依頼むべき必要がない事です、教師たちの善きも悪きも唯だ神の家宰に過ぎずして自己が賜物を以て我儕に與へるのでなく唯だ神の賜物(福音と聖奠)を取次するので、故に此の考へに就ては信者たちが彼等の口より神の言を聞き彼等の手より聖奠を受るに妨げがありません。且又悪き宣教師たちの擧作は彼の行へる聖奠を効なきものとし又は神の恵を卑うするものと心配すべきではありません。若し信者が信仰を以て正しき心掛けにて聖奠に列りますなら其の聖奠はキリストの命に給へる如く致します故主は悪き人の之を行ひますとも忠信なる聖奠を受る者に恩寵を與ふべしと約束なされましたから其の効績あることは疑ひがないのです。諸改革の時より今日に至ります迄夥多の人々にして宗教上の禮式の益あることは受る者の信仰よりも勝りて之を與へる教師の道德に就ての事と思ひ違ひを致します故に本條の詞句は弱き信者の苦悶を靜めると慰藉とに供へん爲め記されたのです。

されど誰でも久き間悪き宣教師の職務を行ふを忍耐して之に出席することは到底難しい事ですから此の條には教會にて權利を有る者は斯る輩の行爲に就き審問ことを爲し悪き業に就ての證人と對決をさせて其の罪が判明ならば教職を剝奪せしと記してあります。

以上述べし所に加へるに此の條を記せし改革者は天主教徒の所謂意向てふ教説を記憶して居りしことは明白です彼のトレント總會と聖公會とは罪を犯しつゝある教師たちも亦効ある聖奠を授くとの點に一致しましたされど天主教會の法規の第二章に由れば之が爲には聖奠を行ふ者の心中に教會の爲さんとするの意向あるを必要と爲し若しこの意向なからんには聖奠は効なくして受る者に何の惠をも與へずと致してます今この説に就て考へますれば天主教會にては凡て事物の混亂て明かならぬ事ありと認められますされば何人も何事にも……格別に教を受るに就ても判然と認めることなく例へば宣教師の正しきと否とを知ること出来ませぬ蓋は彼に按手せし監督の教會が爲さんとする事を爲さんと思はざりしかも知れませんが又或人は正しく洗禮を授るのか否とを知りません

蓋は教師の正しく洗禮を授けんと意向あるかなきかを知ることが出来ませんからです而して天主教會の聖奠に由てのみ惠を與へる教に就て其の信者は一人でも何事に就てか確かに知得ることのありましよう例へば彼は基督信者にあらずるかも知れぬ……恐らくは正しく洗禮を受けたのではありません又彼は罪を救されたのではなきや否やを知られません聖奠の聖奠を眞實に受たのであるか知られず又天主教の定めたる臨死の油を抹ることをも受ること無りしかを知られず其の教師の禮典を行ふに當り正しき意向を有たざりしに由て彼は永遠に地獄に在るべき者なるかを知らぬのであります

且又本條は右の意向なき危きことを受け又彼の不品行なる教師の事に就て斯る枝葉の點よりも尙ほ一層肝要なる疑ひの點を排斥しますその眞正の教は左の如くです……信者は神の言にても又聖奠にても唯だキリストを信する信仰に由てキリストを受容らるゝものですされば主イエスは其の約束に就て眞正の信者に來り給ふことは其の教會の役者たるに否とに拘らず何者の妨げをも受けず他の者の怠慢と奸邪の爲に拒否すキリストを我儕の心の中に受容るゝ妨害である

は唯だ自己の頑迷にて悔なき不信仰に由てのみであります。

○聖書の證句

一、見るべき教會には悪き者と善き者と混りて居り且つ往々悪き者の教務上にて肝要の位置を占む。

馬太傳に || その僕途に出て善者をも悪きものをも遇ほどの者を悉く集めければ婚禮の客充滿す。

太二〇七

使徒行傳に || 彼も我儕と共に列りて此職を任たればなり。

太七〇二

二、されど宣教師たちは己が名を以てせずキリストの名にて其の務を行ふ
馬太傳に || 其日われに語りて主よ主よ主の名に託て教へ主の名に託て鬼をおひ主の名に託て多く異なる能を行しに非ずやと云もの多からん其時かれらに告げわれ曾て爾曹を知らず惡をなすものよ我を離れ去れと曰ん。(哥林多前三

○五を参照

三、惡き宣教師の爲せし事に由ても尙ほ益を得べし

太七三〇

馬太傳に || 學者とパリサイの人はモーセの位に坐す故に凡て彼等が爾曹に言

太二〇八

ふところを守りて行ふべし然ど彼等が行ふ所を爲すこと勿れ蓋かれらは言ふのみにして行ざれば也。

腓立比書に || 或は偽り或は誠ともに宜る所はキリストなれば我これを喜ぶ且つねに喜ばん。

四、罪を犯せしこと判然したる時惡き教師を黜ける權利あります

太二〇九

列王記上に || ソロモンアピヤタルを逐出してエホバの祭司たらしめざりき新

エホバがシロにてエリの家につきて言給ひし言應げたり。

太九二〇

提摩太前書に || 或人よき良心を棄て信仰を亡へり此の如き人の中ヒメナヨとアレキサンデルあり我かれらをサタンに付せり是彼等をして誘惑を言ざらし

めん爲に懲すなり。

○設問

一、第二十六條を記せし主意は如何

二、改革の時に第廿六條を記すの必要ありしを證明すべし

三、天主教の意向の説は如何

四第廿六條は如何して天主教の意向の説を拒否ますか

第廿七條 洗禮を論ず

洗禮は唯教に遵奉の記號にして基督信者と未信者との區別を立る計りでなく尙ほ新に生るる記號なる故に正しく洗禮を受ける者は枝の如し之に由りて母木の教會に納け接れ罪の赦しと又聖靈に因りて神の義子の中に數へらるゝこと此二つの約束は著明に印證せられ又信仰は強固られ且神に奉る祈禱の効に由りて恩恵も愈加さるゝなり又嬰兒に洗禮を施行は最も基督の定めに適が故に教會に於て常に保存べし可十〇十三至十六

此の廿七條の洗禮は聖奠即ち徵證のみを指したる詞と認めねばなりません洗禮は新に生るゝ事でなく新に生るゝの徵證のみでありますされば若し人洗禮の事を考へ又讀み又語る時に當り之を心の中に明かに認めますなら現今の如く此の問題に係る諸種の迷誤はなくなりましょう。洗禮は聖登と均しく其の指したる事物にあらず唯だ其の徵證のみにて若し我儕がこの二つの者を混て視ますれば其の結果は彼の指したる徵證が眞實の事物に

多約三〇〇五
十一
十
三
三
三
三
九
九
九
九
九
九
九

變りますから聖奠の本然の性質を失ふ様になります。

天主教會にては聖奠に就き定めたる説明しあるに拘はらず此の聖奠洗禮及び聖餐の聖奠を變じて其の二つを指したる事に變化します即ち天主教會にては洗禮を以て全く新たに生るゝと同一に視まして而して凡て洗禮を受たる者はこの聖奠に因りて神の爲し給ふ聖業によりキリストの中に新に生るゝものなりと主唱しましたので併し聖書は罪人が新しき人と新たに生るゝ者となる理由はキリストを信する信仰に由りてのみであると申します而して天主教會にては洗禮を信仰の聖奠と唱へ即ち人間を救へ入らしむる信仰と其の榮光ある諸の結果とは共に人間の心に洗禮に由りて與へ給ふものと申します。

トレントの問答書の中なる第二篇第二章の四十一の問題より五十七の問題まで在る洗禮の結果は左の如くです。洗禮に由りて罪惡は我儕の先祖より傳へ來たりしか又は我儕が自ら犯したるかを問はず如何に大なる罪にても悉な赦され又取消かるゝのであります。と尙ほ之に就て。殘れる慾情又は罪を好む癖は眞に罪の性質を有つものにあらず。とまた曰く。洗禮は或人

を原の無罪(アダムよりの)の性質に立歸らする事は出来ませぬ、その理由は、キリストは人の弱き性質を棄給はず又我儕の首なるキリストよりも我儕が勝れるものとなる事は出来ませぬのです、又我儕が煩悶に因て道德の種子と能力とを惹起し之に由て我儕は未來に至り益す榮光と大なる報賞とを得べき筈であるからです、……猶ほバプテスマの他の結果に就て曰く……洗禮を受けた者の靈魂は神の恵に充たされますされど神の恵は唯だ罪を許す理由であるのみならず、又人の靈魂に與へたる神性的性質にして輝ける光を以て我儕の靈魂上の汚點を全く取除いて又靈性を美麗からしめ尙ほ恵は靈性に種々の浩大なる道德を具備しむるのである……と申します、而して洗禮を受けた者が以上述たる如く洗禮に由て享けたる性質を往々反對の狀態に居ます即ち常に彼等は甚しき罪に居るのです、面して天主教は此事は非常に解り難いことであると申します、此は全く……肉と靈の激しき戦争に……因ると致しまして遂に又凡ての洗禮を受ける人は同じ程度にて神の恵と其の結果とを享るのではないと申します、以上述べました所よりバプテスマを受けた者の心中に残れる所の慾情と罪惡を好

みまする本性は眞に罪惡の性質を有つものに非ずとの語句を取除けば其の餘は或信者を救ふ所のキリストに於ける信仰の結果……即ち道德的に又心靈的に人間を變化して新たに生れしむることに就き甚だ明白な説であります、されど其のバプテスマ自身が人を變化させる者であると申すは甚だ間違ひで……即ち其の指したる事と其の事を指す徴證とを混亂て聖奠の眞の性質を取除くのであります、勿論聖奠の性質は信者の内なる心靈的恩寵の外部に彰はるゝ目に見ゆる徴證にして決して彼の恩寵自身ではありませぬのです、右と同じき主意の混亂たる事により英國、米國或は日本に在る聖公會の内にも多くの輩は天主教徒の唱へる説に類似たるバプテスマの効ある説を用ひんと致します、實に嘆かはしき次第であります、以上の説話に就き之が例として「本聖公會と日本聖公會」といふ著書の第五章即ち洗禮式より引きましよう

(二)又幾分は基督教徒の特權としてキリストに在て神と合体するの賜物は此等二式の専ら與かる所とせらるゝに因る者とす此の新しき生命は洗禮が之を

人間に設定し云々。

(二) 該式の特別の効果は既に言ひし如くキリストに在りて更生するに存す云々。

(三) 皆な洗禮が全く恩恵を傳ふるの要具たることを主張また其の與ふる恩恵が新しき生命といふ最も奥妙なれども亦最も眞實なる賜物たることを主張云々。

(四) 決して夫の罪人が更生ると罪を赦さるとの恩賜を得べき唯一つの訂盟の法は洗禮に由りてキリストの躰と合体するに在りとの眞理と反對する者でない云々。

是等四個の引例は皆な絶對に聖書の教に反對するものであります。又天主教の洗禮に就ての異端と大抵同様であるのです。聖パウロがガラテヤ人に贈りし書に「我唯だ此事を爾曹より聞んとす爾曹が靈を受しは律法を行ふに由るか將開て信せしに由るかそれ爾曹に靈を與へかつ奇跡を行はしめ給ふ者の如此なすは爾曹が律法を行ふに由りてなるか又は開て信せしに由りてなるか」と申しました考へますれば罪人は神の言を聞て信じ信仰に由りてのみ聖靈と新たに生るゝ事とキリス

トと俱に一致合体する恵を受けるものであります。この浩大なる益ある事は神の與へ給ふ賜物にて洗禮を受ける前に信仰に由りて受得られた者であります。洗禮は唯だこの以上の賜物を受けるの徴證であるのです。又洗禮の式は以上の賜物を指したのです。若し信者は眞の心を以てバプテスマを受ますならば其の既に有つ所の信仰は堅固なり又既に受たる恵は益す加へらるゝのです。是は洗禮に就て聖書に適當したる教であります。彼の不幸にも「本聖公會」と「日本聖公會」てふ書の教なるバプテスマは恐しい異端であつて信者に害毒を與へる者なる事を申さねばなりません。而してまた不幸にも多數の宣教師たちは同じ様にバプテスマを受たる人に或る大いなる變化が自然に起る筈と思ふて居ます。即ち洗禮を受たる人々は眞に新たに生れた者と思ふて居ますのです。換言ればバプテスマと新たに生るゝとを同一に視ますのです。併し往昔イスラエル人は悉な割禮を受けました。是はバプテスマと同じく信仰の義とせらるゝ證と印とでありました。されど神は割禮を受け信仰を有て新たに生れしことを外部に表すの徴證を有る者をば悉な己が民と認め給ふたのではありません。蓋は舊約時代に於ける豫言者はイスラエル人を甚だ批

難ましたが又新約時代となつても主キリスト初め使徒パウロ、ヤコブ、ヨハネ等もイスラエル人は神の民に非ずと申しまして、且つ之と同じ様に偽基督教徒を批難しましたのです。

今尙ほ聖公會の此の問題に就き教ふる所を見まするに先づ初めに心中に認置くべきは本條の論點は成年者のバプテスマの事のみです、小兒のバプテスマに至つてはキリストの此の聖奠を授るに當つて命じ給ひたる所に適へるものなれば教會に於て行ふべしと簡單に記したのであります、故に今は唯だ成年者のバプテスマのみを論じ次に小兒のバプテスマを論じましょう。

抑も成年者の正しくバプテスマを受たる時は己が罪を棄て救主なるイエスキリストの成就給ひたる働を信じて救を受け、而して洗禮を受ます故に此の聖奠は徴證を印章であります、其の意味は彼の洗禮を受たる者は全身も全霊をも神に献げたのです、斯様にして後未信者と區別たれ基督教徒の仲間に入る一つの徴證であるのみならず、キリストと俱に死に葬られ又彼と俱に甦生したのであります、且又バプテスマに因て教會の中に入られキリストの心靈的身躰に連り彼を頭首とす

る身体の肢となるのです、こは其の罪が主の寶き血にて洗ひ清められ全くキリストに連りたれば聖靈を宿すものとなり、又人間の中に在る神の心靈的家族に入つて神の子となりたる等の證であります、是はこの意味深き聖奠に由て信仰の起るにあらず、………信仰は儀式に先だちて單だ其の聖奠に由て之を強めらるゝのみです、蓋は既に神の言を信じて罪を清められたるも此の聖奠に於て水の徴證に由り堅くせらるゝのであります、聖靈なる神が人の心の中に働き給ふに由て惡を避け善に従ふ力を得るは洗禮の時初めて受る神の恵にあらずして、この力は人のキリストを罪と死と地獄より救出し給ふ無二の救主と信せし時既に授けられてあるのです、されど此の禮式を行ふ時の祈禱にて其の恩恵は益す加へらるゝのであります。

○聖書の證句

一、バプテスマは新たに生るゝの徴證なり

羅馬書に「我儕その死に合ふバプテスマに由て彼と共に葬らるゝはキリスト父の榮に由て死より甦へされし如く我儕も新き生命に行むべき爲なり。」(此節

は生るゝとにあらす死するを指す)
提多書に「我儕が行ひし所の義しき功に由らず唯その矜恤に循ひ重生の洗ひと聖靈に由て新たにする事を以て我儕を救へり。(彼證の洗禮に非ずして靈的の洗禮を指す)

附記

爰に一言の申添ゆべきは多數の宣教師等が洗禮に就て約翰福音第三章一節より八節までを引證する事なり彼等の其理由とする所は壯年聖洗式二百九十一ページ主とニコデモとの話の説明の項にゆへに時機あらず必ず此の聖奠を領さるべからずとある句より起因せり此短き句は眞の信者が既に熱知せらるゝ如く此意味たる故に聖奠に於て指示したる思は領さるべからずとの事なり實に主イエスキリストがニコデモに對して曰ひ玉ふ言葉の中には少しも聖公會を指したる所なし主の曰ひ給ふ神の國は決して基督教會の意に非ず又水と靈とにありて新たに生るゝ事は洗禮の聖奠に少しも關係する事に非ず抑もニコデモは猶六の救法師にして舊約全書の教を詳知し水と

靈とに由て新たに生るゝ事は以西結書第三十六章と民數記第十九章の教へより取て教へ玉ひしなりと了解すべかりしなりこれについて約翰傳講義の中に監督ライル氏は曰へり抑も水と靈とに由て新たに生るゝと云ふと洗禮より優りたる事即ち洗禮の外異なる事を指す言葉にて心情の變化を意味す併し洗禮と同じく心情の變化の徵證なりと又曰く凡て洗禮を受る者は誠に聖靈に因て新たに生るゝ者なりと教ふる教會は他の教より汚れたるもの又不道徳の教會なり又多の教會が洗禮と新たに生るゝ事とは決して一致すべき者に非ずと教ふる教會は他より優りて信仰と行爲につき至ッて潔きもの又福音を宣傳ふるに熱心な教會なりと

二、バプタスマは見ゆる教會に信者を速ぬる方法なり

馬太傳に「爾曹ゆきて萬國の民にバプタスマを施し之を父と子と聖靈の名に入て弟子とし」

使徒行傳に「其時この言を聞納し者はバプタスマを受たり是日弟子に加はれる者凡そ三千人」

徒二〇三八

三、バプテスマに由て罪の赦しと神の子となる幸福を受しとを外部に徴し又印せらる
使徒行傳に「ペテロ彼等に曰けるは爾曹おのゝ悔改めて罪の赦を得んが爲にイエスキリストの名に託てバプテスマを受よさらば爾曹も聖靈の賜を受べし。」

哥前十二〇十三

哥林多前書に「或はユダヤ人或はギリシヤ人あるひは奴隸あるひは自主に拘らず我儕みな一つ靈に在てバプテスマをうけ一つの體となり又みな一つの靈を飲めり。(水を指さずして靈を指す也)」

徒廿二〇十六

四、バプテスマの時の祈禱により信仰堅くなり恵の増加へらること

來十〇廿二

使徒行傳に「今なんぢ如何で緩ふべけんや起て主の名を顧てバプテスマを受て其罪を滌去るべしと。」
希伯來書に「我儕誠實の心と疑を懐かざる信仰を保ち心の惡念を瀧がれ清き水をもて身を洗はれて近づくべし。」

此の廿七條の末の句に曰く「嬰兒にバプテスマを施行は最もキリストの定め」

適ふが故に教會に於て常に保存し可十〇十三至十六」

借大綱を編成し頃多數の信者の考へは左の如し洗禮を受ける者に悔改めと信仰を具ふべき筈なれば感覺のなき嬰兒は以上の肝要なる件を具へることが出来ぬから洗禮を受けるに適當でない故に嬰兒のバプテスマは禁じられましたので。然るに本條はバプテスマを正しく受ける者のみ外に見ゆる徴證と共に内なる靈の恵を授けらるゝ事を述べましたが之と共に嬰兒のバプテスマが持續けらるべき事を明かに申します。されば聖公會は嬰兒も亦悉な悔改と信仰を有ます故にバプテスマを正しく受けることが出来ると申しますか……若し然らずと致しますれば其の見解は何でありませうか。

夫れ祈禱書の幼年洗禮式を輕率しく讀む人は其の顯はるゝ絶對的の語句を見て、聖公會の教理は嬰兒の洗禮を受けし者は無條件にて新たに生れます。即ち罪は赦され永遠生命の世嗣又は聖靈を受けし者と認めたと思ひませう。蓋は該式の後に教師は此の嬰兒已に新たに生れてと申しますからです。尙且最あはれみ深き父よ聖靈に由て此の嬰兒を新たに生れしめ之を子となし聖公會の肢とならしめ給

へることを感謝し奉る」と申します。斯の如く爰に最も明かなる語句にて聖公會は洗禮を受る嬰兒等の悉な無條件にて心靈的新たに生れます事を教ふと思ひましよう。併し乍ら此の考へは絶對に間違ふて居ります。聖公會は悉なバプテスマを受る嬰兒は其洗禮式に由て當然に新たに生るゝ者と申しません。是は肝要なる點であります。尚ほ左に説明を致しましょう。而して此の重要な問題に關つて數多の點を考へねばなりません。

先づ第一に肝要なる書を説明するにも之を記述せし者の心術を知らねばなりません。然るに大綱を記述したる宗教改革學者は……神の恵に就ては所謂カルピソ説を有て居るものであります。又天主教徒の「オーパスオーパーレイトム」といふ主意を考へ即ち人は聖奠を以て神の恵を制限との意見に絶對に反對して居たのです。蓋は改革學者等は神の撰びと預め定め給ふことゝを信じまして、又神が其の心に望み給ふまゝに或人々をば永遠の昔時よりキリストに由て救はんと定め給ふて且つ我儕は此の事を全く知ることが出來ぬ者であると致します。故に或人は……バプテスマを受けた嬰兒は悉な必ず洗禮を正しく受た者で又之に由て永

遠の昔時より神の恵を授けられ永遠生命を與へんと定められたる輩の中に加へられたと申します。ならば改革學者たちは是は道理に背くもので殆んど神を蔑如が如き所業であると致せしならむ斯も不敬なる所爲をば彼の改革學者なる例へば克蘭マー、リトロー、ラチマー杯の決して唱へしことゝは夢にも考へられませぬのであります。

第二以上の事實と大いに關係ある肝要なる點は英國の宗教裁判所の判官の宣告は……祈禱書の洗禮式を記述せし改革學者の説を考へますに……我等即ち英國聖公會は嬰兒の洗禮に就て記せる辭句は如何にも絶對的であるが洗禮を受けし嬰兒の悉な再生りたりと認めさうとしたには非ず……と申しますので、此の宣告は一千八百四十七年彼の有名なる宣教師ゴールハム事件にて落着ました。即ちゴールハム教師は洗禮を受けし嬰兒は悉な無條件にて再生るものとは信せずと申しました。之に由て監督ヒリホツツは此の教師に或會衆の牧師たる事を禁じました。故に教師は其の監督を訴へましたが、宗教裁判所はゴールハムの訴へを却下しましたので遂に樞密院の裁判常置員即ち英國の上等控訴院へ上告致し

ました所上等控訴院は其の下級裁判所の裁判を取消したのです、而して其の結局はゴールハム教師は誤説を唱へたに非ずと宣告しまして、斯て祈禱書中諸種の禮式の祈禱の言句は逆も絶對的に説明し難いこと、なし、又教理の證據とする理由は少しもあらずと定めまして、且又ゴールハム教師の唱へました説は往時より教會の諸監督及び有名なる神學者等の口にする所にて少しも批難と責讓を受たることにはありませなんだと致しました、特に宣告するにゴールハム教師と同じ説を有て居るものとして監督チエウエル、フリーカー、大監督ウーセル、監督ゼンミーラー、ラア、カールトンプリドー等をば引合に出しましたのです。

第三洗禮を受くる嬰兒は其の保證人が悔改めて信仰することを保證までは該禮式の中に於て新たに生れたりとは申しませんのです、斯る場合に當つて該式の中に用ひます語句より他に適當なるものはありますまい、若し嬰兒は保證人に由て成年者の洗禮を受る時と同じく洗禮を受るに當つて罪を棄て主イエスを信ずと告白しますならば其れは洗禮を正しく受けた者と認めねばなりません、故に然しますれば我儕は成年者と均しく此の嬰兒も新たに生れてキリストの肢に連りた

りといふ事が出来、此點に就て公會問答の中の嬰兒が洗禮に關はる説明を掲ぐる事と致し、曰く有効どころの洗禮には悔改と信仰は肝要です、故に嬰兒に就ては左の如し

問 さらば此らの事をなし得ざる嬰兒に洗禮を授くるは何故ぞや
答 教父母をさなごに代りて此の二つの事を約するが故なり、嬰兒成長して必ずこの約束を守る責あり

之に因て聖公會は洗禮を受けたるのみにて新たに生るゝに非ずとの事を最も明かに教へます、而して嬰兒が洗禮を受る前に保證人に由て悔改めと信仰の告白しとを爲すべき事を求めるのであります、殊に聖公會にては非常に注意してパプアスマは唯だ正しく受る者のみの爲めであると教へますのです。
之に由て聖公會の信者は無條件にて新たに生るゝの教即ち嬰兒らはパプアスマを受るに由て其の心を道德的と心靈的に變化する事ありと信すべき理由はありませぬ併し仁愛に由てパプアスマを受る嬰兒は其の悔改めと信仰とを保證人に由て告白します故新たに生るゝと申します、されど主は人間の心を顧み給ふて嬰

兒が眞實にキリストを信する時眞成に新たに生るゝことを知り給ひましよう。

然るに嬰兒にバプテスマを施すに就ての理由は左の如し
第一 舊約時代には嬰兒は神の命令に由て割禮を受べき律法のありましたが、この禮式にして完全ものでありましたらば之を受たる者の心が正しからねばなりません、何故といひますれば割禮は信仰の義とせらるゝ印と證左でありますから、す、割禮が斯の如きものなるに尙ほ嬰兒が之を受けましたとすれば何して洗禮を受ることが出来ませんでしょうか、是れ洗禮は信者たちにして死て甦へり給ひしキリストの中に受容られます故に信仰に由て義とせらるゝ者でありその證明でありまして恰ど割禮と同一の意味であります。

第二 若し主が嬰兒に洗禮を禁する意のありましたらば多分其の命令を與へ給ひましたらう、蓋は若し異邦人の家族がユダヤ人となりましたらば其子供には親たちと共にバプテスマを施す風俗がありましたのです。

第三 新約聖書に曰ふ所に由れば使徒たちは折節にバプテスマを諸種の家族に施しましたと、凡ての人が思ひましよう此の家族の中には多分嬰兒がありました

太二八〇十
九

らうかと。
第四 時に嬰兒の洗禮を禁じたる命令なきに由て彼の爾曹ゆきて萬國の民にバプテスマを施し父と子と聖靈の名に入れて弟子とせよとの聖語の中には成年者のみならず其の嬰兒も共に洗禮を受べき者と思ひましたらうか。
第五 嬰兒に洗禮を授る風俗は聖公會にては第二世紀より行はるゝ所でありま

○聖書の證句

以上の論に就き大切なる聖書の句は左の如し

可十〇十四

馬可傳に「イエス之を見て怒を含み彼らに曰けるは孩提を我に來らせよ彼等を禁むる勿れ神の國に居る者は斯の如きものなり。

羅四〇十一

羅馬書に「かつ割禮の號を受しは未だ割禮を受ざる前に信仰に由て義とせられたる印證なり此は割禮を受ざる凡ての信者の父にして彼等の義とせられん爲めなり。

徒十六〇十
五三三

使徒行傳にかの婦其の家族と共にバプテスマをうけ直ちに其家族と共に皆バ

ブラスマを受け、
哥林多前書に「我またステパナの家族にブラスマを施せり此他には我人に
ブラスマを施し、ことありや否を知らずそは不信なる夫は妻に由て潔くな
り不信なる妻は夫に由て潔くなればなり然らずば爾曹の子女は潔らすされど
今は潔きものなり。」

○設問

- 一、何故洗禮は徴證なりと格別に書きましたか
- 二、天主教會にては徴證と其の徴證の指したる本体とを混せて祝ます所の次第を
詳く述べよ
- 三、洗禮を正しく受るとは如何なる意味ですか
- 四、洗禮に由て新たに生るゝとの考證を論せよ又此の考證は如何して聖書を否み
ますか
- 五、嬰兒の洗禮式にある絶對的の文句に就き適當の説明を爲せ
- 六、嬰兒の洗禮に就き辨護べき説を述べよ

約十二〇
約十一〇
約十〇
約九〇
約八〇
約七〇
約六〇
約五〇
約四〇
約三〇
約二〇
約一〇
約〇

第廿八條 主の晩餐を論ず

主の晩餐は唯基督信徒の互に相愛むべき愛の記號許りで無く尙ほ且た基督の苦
死に因りて吾儕を贖なふことを示す聖奠なり故に正しく宜しきに適合し又信
仰を以て之を受くる者は吾儕が皆擧ぐ所の餅は基督の体を受け又祝ふ所の祝ひ
の杯も同じく基督の血を受くるものなり
羅馬教即ち舊教の所謂の化餅即ち主の晩餐に於て餅と葡萄汁の物質の變化とい
ふことは聖書に於て證憑なし反つて聖書の明言に乖戻し聖奠の本意を廢て多
の誤謬たる信仰を起したるものなり
主の晩餐に於て基督の躰を與へられ之を受け食するは唯靈の上にある計りなり
晩餐に於てキリストの躰を受け之を食する方法は信仰に因れるものなり
主の晩餐の聖奠を貯へおき持ち巡り捧し擧げ又は禮拜するはキリストの定にあ
らず

本條を説明するに左の如く區分します
先づ第一聖餐に關する英國聖公會の教理を述べ第二に化體説を論じ第三に此の聖

奠に關る惡き風俗を擧げ併せて聖餐の二品を受ける方法に就き論せんとします右の三個の區分は本條の辭句の順次に合ふ事です。今第一に聖餐に就て聖公會の教理を研究致しましよ抑も宗教改革時代には此の聖餐に就て種々の説が起りましたが彼の有名なる改革者ルーテルは主のパンを指してこれは我肉體なりと宣ひし言を考へ又何れの國の語にてもあるといふ語は表はすとの意味であるに拘らず此の主の言は眞に我肉體なりと宣ひしものと認めて而して茲に知り難い様をもて正しき信者がパンを受ける時は直にキリストの身軀の物質が其パンの内に入りてパンの物質の外にパンと共に存在しまた葡萄酒に就ても其れと同様なる事であると教へましたのです普通之を共存説即ちコンサプスタンセーションと申します此は羅馬の化驗説即ちツランサプスタンションの如く信じ難き説なり以上の説を考へますならばルーテルの考へにて正しからざる信者は唯だパンのみを受けまして正しき信者許りがキリストを正實に受て居る事でありませぬ此の説は從來獨乙聖公會にて教へました所です而して此説に因ればキリストの眞正

の肉と血は正しき信者には必ず受けし者でありとの事なるを以て彼の天主教の化驗説と同じく信じ難いことでもあります是は全く徹證と其の指したる者とを混亂ますことにて聖餐の眞意を失ひまた比喩的にて心靈的と爲すべき者を物質的に變て了いますのです。スキツルランドの改革家ズーインゲルに就て多數の人は不幸にも誤失を致しました……即ちズーインゲルが此の聖餐に就き餘り軽く視過した見解を抱て聖餐は單だキリストの贖罪的……死の徹證許りにして格別に恵を受ける方法に非ずと申しましたと認めますが今ズーインゲルの詞を精く讀ますれば此の多數の人の考へは大いなる間違ひであります即ちズーインゲルの信仰を告白したる文中には「聖餐の中にキリストの眞正なる肉體は熟考へる事に由て信仰の心に存在します」と申したのです今誤つて之をズーインゲル説と唱へる教即ち聖餐の二品は唯だ徹證許りであると申しますされど此は諸てのプロテスタント派の僅かの信者が個人的に信する所にて宗派團體として公けに認められた教理でありません而して彼のルーテル派を除くの外聖餐に就ては悉な聖公會の見解を有て居

るのです。さらば此れより聖餐に就き聖公會の説を述ましよう。ソレは本條と公會問答にのみ顯れて居ることです。この聖餐即ち聖餐は一つの杯と一つのパンとより分ち受るに因り信者の間に一致親愛のある所を表すのみならず、猶ほ之より勝りて肝要なる事はキリストの死を以て我儕を贖ひに由り救ひ出されし事を示す記標であります。實に公會問答に曰へる如く「キリスト犠牲となりて死給ひし事と此に由りて領る恩澤とを常に記憶せしめんが爲なり」と即ち我儕の逾越なるキリストは我儕の爲に犠牲となり給ひし事と我儕は其の寶き血を流し給ひしに因て救はれし事を絶えず記憶せしめん爲に之を制定給ひましたのです。之に因て若し我儕が正しき精神と方法にてキリストを彼は我儕の代りに贖ひとなり給ひたる者と堅く信じてキリストの制定給ひし如くに行ふ所の者を受けますれば我儕の堅く所のパンはキリストの肉体として分ち受け我儕の祝福する杯はキリストの血として分ち受るのであります。蓋はキリストの肉体と血は聖餐に於て信する信者の心靈的にて眞實に之を受ますのです。斯く聖餐を受けし人々はパンを食ひ葡萄酒

を飲む時其の罪の赦しと終始なき生命を有つ所の汲みたる血と碎きたる肉の示せる表標を彼等に印せられたのです。即ち聖餐式の文中に曰るが如く「彼等は物質的に非ずして心靈的にて即ち比喩的に又は徴證にキリストの肉を食ひ血を飲む者にして彼等キリストに居りキリストも亦彼等に在し、彼等キリストと一つとなりキリスト彼等と一つとなり給ふのです。故に彼等は己れに對する神の深き慈愛を證明せられ總て主を信する民の幸福なる會衆に連り又神の子が身体の肢たることを示され、且ほ神の愛し給ふ聖子の最も寶き死と苦みの功績に因て神の聖國の世嗣たる望みを愈よ堅くせられるのであります。聖公會の教に由れば此の聖餐にて我儕の罪の爲にキリストの死を記憶さすのみならず信仰を以てこの浩大なる贖罪の犠牲の恩恵に與かることが出來ると又我儕キリストに在りキリスト我儕に在すに因て我儕はこの聖餐にて生命のパンなるキリストを眞正に食し我儕がパンと葡萄酒を飲食するに因り養ひを受けて強壯になる如くキリストに因て我儕の心靈も同様の結果を得ることを記憶しめん爲めであります。

今爰に教師がパンと葡萄酒を受聖餐者に授くるに當つて告ます詞は格別の意味を有て居ますれば左に述べしより彼のパンを授くる時願くは汝の爲に與へ給ひし主イエスキリストの身躰汝の身躰と靈魂を窮りなき生命に至るまで守り給はん事を汝之を取て食しキリスト汝の爲に死給ひし事を記憶して云々と申します。斯の如くこの詞の初めに教師は十字架の上に受餐者の爲に與へしキリストの身躰教師の手に持るパンにあらざるの彼等を護り給はんことを祈りて後にパンを手に渡して汝之即ちこのパンを取りて食せよと申します。若しこの第一の詞の中に身體とは聖別したるパンを指しましたれば第二の語の「これは不適當にしてそれを」といふこそ能く其の意味を顯はしましたようされど教師の詞は二つの異なること即ち其の徴證であること、其の徴證したる者とを示して、今これと同様に杯を渡さん前に願くは汝の爲に流し給ひしキリストの血汝の身躰と靈魂を終始なき生命に至るまで守り給はん事を汝は救はれん爲に贖ひし血を信じて願たのむことを汝之即ちこの葡萄酒を飲みキリスト汝の爲に血を流し給ひし事を記憶して感謝せよといふ詞に用ひねばなりませんのです。かくのごとく正しき意味に説

明しますならば甚だ明白でありますも聖公會にては往々パンと葡萄酒は格別の後主の身躰と血に化すと曲て説明する者があります。此は又何故であるかと考へますれば即ち英國の聖公會の中にて天主教に傾ける教師は受聖餐者の多數の時には此の制定の詞の初め半分のみを其の受餐者たちに向つて述べます事があるからです。

本條第一部に對する書聖の證句は左の如し

一、主の聖餐は基督信者一致の徴證なり

使徒行傳に「日々心を合せて殿に在りまた家に於てパンをさき歎びと誠心をもて食を同じし。」

哥林多前書に「パンは唯一つなり多くの我儕も亦一躰なり蓋皆一つのパンを同じに享ればなり。」

二、此はキリストの死に因り我儕の贖はれし事の聖餐なり

馬六傳に「かれら食する時イエスパンを取て祝し之をさき弟子に與へて曰けるは取て食へこれは我身なり」(哥前十一〇廿三、廿六參看)

水廿六〇廿六、廿八

哥前十〇十七

二〇四六

三此は適當なる受聖餐者にはキリストの肉と血に與かる事なり。
 哥林多前書に「我儕が祝ふ所の祝の杯は同にキリストの血を享るにあらずや
 我儕が擘ところのパンは同にキリストの体を享るに非ずやされば宜きに合は
 ずして此のパンを食し主の杯を飲者は主の體と血を干すなり宜きに合はずして
 食飲する者は其食飲に由て自ら審判を招くなり蓋主の體を辨へざるに因る。

第二の區別化體説

羅馬教即ち舊教の所謂化體即ち主の晚餐に於てパンと葡萄酒の性質の變化こ
 とは聖書に於て明白なる證據なし反つて聖書の明言に乖反き聖餐の本意を廢
 て多數の誤謬たる信仰を起したるものなり
 以上の化體説も既に不正當的に聖書の語句を有て居りまして而して又聖書によ
 り證據を顯はす事が出来ず且ほ諸て他の異端と同じ様に證據を立ることも出
 來るのです例へば吾人は聖書より無神論をも證據立ることが出来ず蓋は聖書
 の中に神なしとの一句がありますからです且又我儕はキリストの木であること
 を證明せられます何せと申せばキリストは自ら我は葡萄の樹なりと仰せられた

ではありませぬか化體説も亦以上の如くに成立しましたのです即ち聖書の語を文
 字通りに説明したのであります。

主キリストは福音書の中にて其の弟子たちが以上の如き誤がつた説明を爲すよ
 り之を戒めて曰給ひましたに「パリサイ人とサドカイ人のパン種を慎めとはパ
 ンに就て曰るに非ざるを何せ悟らぬ」と、即ち比喻をもて語り給へりと悟るべ
 きを詞通りに解りし故叱正給ひましたのです而して福音記者は之に附加へて「
 ……此に於て弟子たちは其の麪敷にあらでパリサイとサドカイの人の教を慎
 めと曰給ひたるを曉れりと記しました。

然るに此等の誤謬は漸々と行はれてキリストが以上の戒めを爲し給はざるが如
 くです蓋は我儕人間の始祖が墮落しましたから人間の心に理會力がなくなりま
 して此の状態にて世の終りまで續くのであります第二……三世紀の頃に於て
 も彼の主が聖餐を立給ひし時こは我身軀と仰せられし語を全く其儘に解つて
 種の聖書に不適當なること、不必要なる奥儀とか禮儀などを之に附加へました
 のです而して禮式の増加は迷信の甚しくなり遂に基督教の長老はモーセの律

法に就て犠牲を献ぐる祭司と見做され與儀ある仲保の職を有つ者と認められ、
 に誇つて罪を赦すの權力ありと冒認へ無學迷信の民に贊成致させました、また教
 師は「こは我身軀なり」との主の語を權力として此の語を以てパンと葡萄酒をキリ
 ストの肉と血に變化せしむべき能力を有つ者であると一般に信じらるゝ様にな
 つたのです。

以上の如き迷誤の説を教師たちの好んで唱へますは誠に不思議なやうですが、信
 者が之を信じますれば彼等に非常なる尊敬を致しましたのです、換言れば斯る奇
 蹟の行はるゝ聖壇は無智の輩に就ては如何にも聖潔き所と思ひますでしよう、又
 斯る聖壇の置るゝ場所は神聖かるべく且つ聖壇あり聖所ある會堂は非常に盛
 所と思ひますのです、又かゝる奇蹟を行ふ力を神より授けられし人即ち教師の言
 語と行爲は無學の民の信仰を得て彼等を容易に司ることが出来る理由でありま
 す。

斯の如く愚昧の輩の迷信に助成られて多くの反對あるに拘らず以上の異端は益
 す聖公會に加はりて遂に九百五十年頃に至り佛蘭西のコーンペー修道院の修

者パースカーシヤスラットベルタヌなる者の盡力にて化驗説の教理は東西兩側
 の教會に用ひられましたのです。

而して一般に稱へました化驗の名は一千二百十五年ララン總會にて初めて附
 けられたのです。

化驗の教は左の如し……教師はパンと葡萄酒の上に聖別の詞を述べますに
 由り其のパンと葡萄酒の物質は其儘主イエスキリストの肉と血に變りますので
 す尙ほトレント會議の法規に就ては聖餐の聖奠の中に主キリストの血と肉と聖
 と神たる性質と共に眞に物質的に存在します、而してパンの一片と葡萄酒の一
 滴とにキリスト自身が含まれてますとあるのです、斯の如き珍らしい教に反對し
 て問ひましよう……若し聖別したるパンと葡萄酒が實に肉と血となりました
 らば何してパンと葡萄酒の形と味と臭ひとを有て居りますか、天主教が之に對
 する當然の答は……内部の物質は眞實に變化するも亦外部なる形と味と臭ひ
 と感觸杯はパンと葡萄酒其物であります故に外部なる化驗を認める事が出来ま
 せぬと此の答辨は物理學に不適當で又理由なき説話です、斯の如き事に就き主

エスキリストは弟子たちに廻りの證據を顯はす爲に彼等に向つて「我手わが足を見て我なるを知れ我を摸て視よ靈は我が在を見るが如く肉と骨はあらざるなり」といひ又トマスに「爾の指を此に伸て我手を見なんちの手を伸て我脅にさせ信せざる勿れ信せよ」と曰給ふて而して其の弟子たちに爾の五官を以て不思議なる行の眞と偽りとを考へよと命じましたのです故に化體の結果に就ては教師が余等の前にて五官に對しパンと葡萄酒のみの事物を顯はし是は眞實に肉と血であると申しますすなら其は全く虚偽にて又其の置かれたる物は唯だパンと葡萄酒のみでありますと之を心に信せねばなりません

又化體の教は處女マリヤを拜むこと、法王の不可誤こと、共に天主教の肝要なる基礎であります此は聖書に反對すると無道理の説でありますれども之を信じますならば天主教の他の種々なる異端の如く自然に立られるのです即ち聖別したるパンは神たる性質があります故に信者は之を敬ふべき筈と思ひます特に之を守る所即ち聖壇は神の殿と御坐であります故に信者は之を拜むべき者と致してます又彼の教師はパンを主イエスキリストの身體と靈魂と神たる性質に變化

する力を有て居る者にして信者たちは自然に之を拜むべき者であり又彼のパンをば市の中を持廻りて病人ある家に到らしめる時に人々は神が通ることとして凡て之に出逢ものは拜む筈として居り又凡て此の聖別のパンを受ける者の身は自然に神の殿とならねばなりません以上事項を考へて宗教改革學者たちは本條に格別に此の恐しい異端を明かに責難て申しました……化體即ち主の聖餐に於てパンと葡萄酒の性質の變化することは聖書に於て證據なきのみならず却つて聖書の明言に戻きます……と

以上述べたる所を考へますに此の化體説は明かに聖書の中に據る所なく却つて聖書に反對して申す例へばキリスト初めて此の聖餐を制め給ひし時兩の品を聖別して之を頒ち與へて曰給はく「われ新しき物を父の國に飲ん日までは此の葡萄酒にて造れるもの葡萄酒にして血にあらずを飲まじ」と又聖パウロは此の聖餐に就き語るに聖別の後兩の品の變化することを示しません即ち彼は申しました「爾曹屢ばこのパン(肉にあらず)を食ひこの杯より飲め」と又「人自ら省みて其パンを食ひ其杯より飲む前に己れを正うせよ」と申しました斯の如く化體説は

明かに聖書の詞に背いて居り又聖奠の本意を失ふてましますのです蓋は聖奠の性質
 天主教及び聖公會の定義に由ればは外部に見ゆる徴證にして他のもの即ち心
 的と見るべからざる者とを示すべきものです然るに化體説はパンと葡萄酒を直
 ちに肉と爲し又血となして其の物質を全く亡ぼします是れ指示したる事物と徴
 證とを混同して聖奠の眞の性質は失はれて了りましたのです

然るに以上の説話に對する天主教の答辨に曰く……聖別したるパンと葡萄酒
 はキリストの肉と血に化體しますれども信者は之を見るとき味ふと臭ふと觸ると
 に由て其のパンと葡萄酒を認めて此の事實は外部的の徴證と致すのです併し此
 論は甚だ困難い事であります夫れ物質を知るには必ず五官を用ひねばなりませ
 ぬ故に若し物質が變化せられた者でありますれば五官は儘に此の變化を知らね
 ばなりませぬ此の論は實に不變ぬ主意を有て居ります

第三區別

抑も化體の説に就て彼の教師の聖別の詞を述べました後はパンの物質がキリス
 トの靈魂と神たる性質を有てる肉體に變じ又葡萄酒の物質がキリストの血の實

質に化するとの迷信に由り何人でも又何物でも之を受けるに由て主イエスキリス
 トの身體と心靈と神たる性質を受けねばなりません天主教徒は鼠すらもパンの
 屑を拾ひて食するに由りキリストの血と肉に與ることを得ると致しますされど
 此論は自發的にして自ら化體説を聖書に背くものと證明するのです何故なれば
 若し我儕にして現實にキリストを受るものこそせば我儕は基督に因て神と僭に在
 るべくして永遠き生命を有つのでありますさすれば何人でも又何物でも聖別せ
 しパンを食し或は其屑を食ふとも悉な永遠き生命を有つものとなるからです然
 るに聖書の教に由れば人の永遠き生命を受るに肝要な條件は信仰であります蓋
 は我を信する者即ち救を望んで唯だキリストのみを仰ぐ輩は永遠き生命を有つ
 とはキリストの聖言であるからです然るに此の二つの品を受る者にして往々奸
 惡また不信仰なる者のあるは我儕の見る所でありますが是が何して永遠き生
 命を受られましようかされば化體説は靈體にて聖書に背き全く人を欺騙くもので
 あるは明白です

然るに聖公會は聖書を以て教へましたに二つの品が聖別せられし後も決して變

化する者でありませぬ既に英國の聖公會の聖餐式文の末に之を受るに當つて跪坐ことの正しきを記しましたは此の見解を明に致します即ち其文に曰く「聖餐に於て聖別したるパンと葡萄酒を受くる時に恭しく跪くことは此パンと葡萄酒をキリストの人性の肉と血が或方法によりて此の中に在りと思惟て至も拜することゝはならず否之を拜す可らず且拜せんと思ふ可らず何となれば聖別したるパンと葡萄酒は其物質上毫も變化すること無く矢張パンと葡萄酒なるを以て之を禮拜するのいはれ無し之を禮拜するは凡の忠實なる信徒が尤も嫌惡ふ所の偶像禮拜なるべし加之ならず救主イエスキリストの人性と肉と血は今や天に在りて地に在らざるを以てキリストの肉體が同時に二箇所以上の場所に在りと云ふは正さにイエスキリストの肉體の實在を亡ぼすの言なり」と。

以上の如く異端を排斥しましたれば本條に曰るが如く「主の晚餐に於てキリストの體を與へられ之を受て食するは唯た盤の上に在るのみなりと聖餐に於てキリストの體を受け之を食する方法は信仰に因る許りです。

而して正しく且つ信仰を以て聖餐を受る者は眞實にキリストの體を受るもので

す併し乍ら聖別したる二つの品は毫も化體する事はありません是は全く物質的に變化するのでなく心靈的と比喩的即ち徹證とキリストの體を受まして信者の靈性を養ふものであります抑もキリストの體の徹證は毫も肉と血に變化せずして教師より受聖餐者の手に渡されて之を食する所となるのです其の聖餐を受る時キリストは我儕が罪の爲に彼の體を棄て、十字架の上に死て我儕の罪を贖ひ給へりと信じ其の贖罪的死の記號であるパンを取て食しましたら聖書に記せる比喩の語に合ひて最も適當にキリストの體を取て食したのです斯して主キリストの贖罪的事業に由れる大なる慰安を受ましよう又右と同じく杯を取ますならば眞にキリストの血を飲みたりと申すことが出来す蓋はキリストの寶き血を流し給ひしことに由て罪の赦しと永遠き生命は斯る輩に與へらるゝ筈であるのです又右と同じく葡萄酒を飲みますれば必ずキリストの贖罪的恩恵に與かることが出来るのであります。

以上の如くキリストの肉と血を食飲するの意味は………信者は信仰を以てキリストの贖罪的恩恵に與かる事でありませぬ此は約翰傳第六章の句を考へますれば

約六〇四七

約六〇五四

一層明瞭です、曰く「眞に實にわれ爾曹に告ん我を信する者は永遠き生命あり」と、これ勿論我を世の罪を除く神の羔と認むる者は榮光の世嗣となるべしとの意味であります、而して尙ほ「わが肉を食ひ我血を飲む者は生命あり」と曰給ひましたのです、斯くキリストを信すると其血を飲み肉を食ふことは永遠き生命なる同じ結果が出来るのを見ますれば、彼を信すると彼の肉を食ひ血を飲むことは同じ事にて、之に因て斯る聖言を説明せんが爲に妄誕にして物質的なる聖書に合はざる化體説を案出すが如き理由はありませぬ、彼の肉と血に與かることは主の我儕に永遠き生命を與へん爲になし給ひし贖罪的死を信じて受ることであり、斯く申せば或人は曰ひましよう斯の如きは我儕が常に行し得る所なれば必ず聖餐を用ひねばならぬ事ありますまいと、されど此は我儕をして永遠き生命を得るは唯だキリストの死にのみ因るとの肝要なる眞理の教理を愼く曉知せん爲に右の事實を我儕の目前に表示し主の再び來り給ふまでパンを食し盃より飲みて主の死を明かにさせんとて所謂主の晩餐てふ聖餐を立給ひましたのです、之に因て我儕は公會問答の主の晩餐の外部に見ゆべき徴證は主の受けよと命じ給ひたる

パンと葡萄酒にして又其の内部なる者即ち指示されたる者は「キリストの身と血である聖餐に於て信する者は眞實に之を受るのである」と認むる事は信じ難くはありません。

爰に注意すべきは本條に説明したるは唯だキリストの肉に就てのみにて血に就ては一言も説たる所ありません、此は天主教會にてキリストの全體即ち其の體と心靈と神たる性質は悉なパンの内に具有たれば別に杯を與ふの必要なしと唱へますからです、(第三十條を参照せよ)

今や聖餐を妄りに用ひます惡き風俗に就て申しましよう……本條は其の終りに「主の晩餐の聖餐を貯へおき持ち巡り捧げ又は禮拜するはキリストの制定に非ず」とこの事は悉な化體説を信するに因ていあります。

天主教にては聖壇の上にある神龕の内に聖別したるパンを藏めてキリスト自身が居常會堂の内に存在し給ふと致して、これが爲し光を有つ所のランプは常に聖壇の上部に吊されてあり、又此の神龕に聖別したるパン(佛語にてボンヂユ、即ち仁愛ある神と唱へます)を保存置て宣教師等は之を魔術的咒符として病人の

爲に用ふるのです、而して同教會にては彼の聖き餅所謂ホスタア即ち犧牲といひて艱難の時やら流行病の時に神の怒を挽回る爲にとて之を神輿に載せて市中を巡廻ります、此時衆人は思ふに神自ら教師たちに擔がれて通るのであると、實に其の行列は夥多の教師を従へて歌童に禮服を着せて十字架と大蠟燭と幡とを持せて行くのです、又聖別のパンを神籠より取出して信者たちの面前にて高く捧げます故會衆は跪いて之を拜みます、又兩の品の聖別の時に當て號鈴を鳴し會堂の内に在る者は勿論折節會堂の前を通りたる者にも尙ほ跪いて禮拜の狀を爲すべき事を教師たちが望みます、且つ會堂の内の神籠の中に神の存在し給ふと信じますより會堂へ參る信者たちは其の神籠を仰ぎて頭を低げ又は跪つかねはならぬと申します、而して甚だしきは化體説の眞實なる確證として右のパンより血を滴らせしを目撃と唱へる偽りの想像を爲す者が出て來る様になつたのです、本條には單だ主の晩餐の聖奠を貯へ置き持行き之を捧げ又は禮拜することはキリストの制定人の誤つて定めたるに拘はらずに由るに非ずと申しまして總て斯る迷信を打破り若し斯の如く誤謬を致しますならば是はキリストの命令では

ないのです、されど我儕は全く斯く認むるは傳説により神の言を軽く観るのであると論せねばなりません、
 倍兩の品の聖別したる後變化あるとの誤りに附隨がへる古き迷信は宗教改革の頃プロテスタント教會の大いに排斥けました所でありますが、今日同教會員と稱へる輩にして斯る迷信を抱つ者多きは異しむべき事であり、今この現象は我儕の屬る聖公會の内にて益す粧飾ある禮式の出來るに由て顯はれました即ち斯る現象は彼等の所謂聖き所の所謂聖壇の上にあるパンと葡萄酒の中に神の存在し給ふとの事實がありますれば自然に斯る禮式は宜しうありましよう、
 夫れ今日の場合に當つて必要であるは聖靈に由て教へられたる教師と信者とで、斯る人々の集まる所には迷信といふ者はありません、又斯る人々のみ主の曰給ひし肉は益なし我曰る所は靈にして其中に生命あり、との意味を悟了て此の問題に就き正しき見解を有ち聖奠の恩恵を享ることが出來るので、又かゝる人々は主の聖言の中事實と比喻とを識別して主の「こは我身なり」と言給ひしは「こは我身を表はすものなり」との意味に解り、「こは我血なり」と言ひしは「こは我血

を表はすものとの義に悟りましよ。之に因て考へますに聖靈にして今日よりも尙ほ尊ばれキリストの教にして一層聴れますなれば天主教會の化體説は少しも我儕の會衆を欺くことが出来ずまい

○聖書の證句

一、キリストの身は比喩的と心靈的のものです

約翰傳に「愛にユダヤ人がひに争ひ曰けるは此人いかで其肉を我儕に關へて食はしむることを得んや。生命を賜ふる者は靈なり肉は益なし我なんぢらに曰し言は靈なり生命なりされど爾曹の中に信せざるものあり

二、キリストの身は物質的に受るのでなく信仰のみにて受くべきものです

約翰傳に「わが肉を食ひ我血を飲む者は永生あり我末の日に之を應らすべし。凡そ子を見て之を信する者は永生を得られ復た之を末の日に應らすべし。右二句を見れば飲食すると信仰するは同一事也

三、主の晩餐の聖餐はキリストの定め給ひしものなり

(路二二〇十九、二十、哥前十一〇二三、二五、參看)

約六〇五
二六三
六四

○設問

一、ルーテルの唱へし共存説とは何ぞや

二、主の晩餐に於てキリストの身と血に預かる事に就きプロテスタント派の意見を述べよ

三、兩の品を預與ふる時に用ふる語句の意味を説明せよ

四、化體説の教理は如何にして立ましたか、又何年頃に「ツランサプスタンシエーシヨ」を唱へましたか

五、化體説に關りてトレント總會にて定めたる教理を述べよ

六、天主教及びルーテル派の教理即ち(イ)聖書の言に背きたること(ロ)聖餐の性質を

亡ぼす事を説明せよ

七、化體説の異端を信するに由て彼と共に何なる事でも受ねばならぬか

八、この聖餐の貯存即ち神託とは如何なる事か

第二十九條 不虔らざる人主の晩餐禮を受くるも基督の體を受ざるを論ず不虔らざる人亦は生る信仰無き者は聖徒アウグスタンの言る如に顯然に口にて

イ約前一〇

基督の體と血の聖餐を喫ふとも決して基督を享るものに非ず却つて基督の血と體の聖餐即ち記號を飲食して自から罰を招くものなり

聖徒「アウガスチン」は紀元三百九十五年北アフリカローマの監督と爲り實に名高き學者にして耶蘇基督の教に就て多數の書類を著述せり此大綱第六條の中の「ハイロニマス」此條の「アウガスチン」は只證憑する爲に掲げたるものなり即ち第四五世紀に當り聖公會の教と風俗に就て證憑せしものなり然るも此二人の學者の言はば我等の信仰を無理に幸と爲るの能力なし是は第六條に付ての意義なり

本條は前二十八條の引續と見做すべきものです前條には主の聖餐の時にキリストの身を受けて食する方法は信仰であると教へましたが本條には右の說の結果は何人でもキリストに對する眞の信仰を有たねば聖餐を受るとも少しもキリストを受るのではないと申す抑も本條はエドワード第六世の時代に編成されし四十二箇條の中には載せられませなんだが一千五百六十三年エリサベス女皇の時に大監督パーカーの挿入へたのでありますマリア女皇の時に於て化體説を保持か又は之を排斥けるかに由て天主教徒たるかプロテスタント派たるかを明かに

したのですが其結果は既に牢獄に居るの苦痛或は火刑を受ると否との差ひとなつたのです誠に化體説を拒むことに因て男女老幼に拘はらず悉な牢獄に投入れ迫害を受け又は焼殺された者も多いのですさればエリサベス女皇時代のプロテスタントの大監督が本條の如く明白なる言辭にて此の化體の教理を否みましたるのみならず天主教會の教理と全く反對の意を示して同教會にて最も尊ばるゝ教師の一人の言を排斥しましたは實に面白い事ではありませんか

本條に記せるアウガスチンといふ仁は法皇グレゴリーの五百九十七年に傳道の爲め英國の南部に遣はせし教師でなくして北アフリカのカルセーヂの近傍なるヒツポの監督アウガスチンであるのです此のアウガスチンは三百五十四年より四百三十年まで非常の名譽ありて教父と呼ばれし者の中最も福音的で惠の教理に就ては聖パウロの說を採て天主教會に於ては四福音記者に亞で尊ばれたる四人の拉丁教父の一人とせられ彼のゼローム、アンブローシオ、グレゴリーと同一の位置を有て居たのです又基督教に關はる諸の問題に就き殆ど智慧の及ぶ限りは研究して非常に大部の書籍を作りましたが其中有名なるは神の都または懺悔書です

此に引用する語は彼の約翰福音書の註解の中であつて其の全文は左の如し曰く
 || キリストの中に在らざるものキリストが其中に在らざる者は假令其者が肉體
 にて事實に其齒をもてキリストの身と血の聖奠を食飲するとも慥かに心靈的に
 は其肉を啖はず其血を飲まずして却つて斯る人々は大切な者の徴證を自己が
 罰を招かん爲め食飲する事となるのです || と。

或人は以上の詞は其實アウガスチンの自筆でなくして後の人の挿加へたのであ
 ると申しますが本條を記せる大監督の明かに申しましたを以て別に彼是申すべ
 き者ではありません而してアウガスチンが斯く記したるを事實と致しますれば、
 天主教會にて大いに尊ばるゝ一人の聖徒は化體説に賛成せずして此の説の全く
 新奇ことを證明致しましたし何故と申せば若し彼が生存の中に此説を同教會に
 て用ひましたらば彼が如き博學の人に於て之を知らぬといふ事は出来ずまい、
 若し又右の説は彼の説にあらぬとしても聖公會の此の教理に對する位置は毫も
 變ることはありません蓋は其の見解の果してアウガスチンとは同じきと否とに
 拘はらず此の問題に就ては聖公會員たる者は悉く本條に記せる詞に支配せられ

て其の如く考へねばなりませんされば本條は大切なものであります。
 さらば即ち本條の示す所は聖公會員たる我儕に如何なる事を望みますかといふ、
 先づ第一に本條の主意は兩の品の中聊かも變化する事を認めずして、パンと葡萄酒
 酒はキリストの身と血の徴證たる即ち聖奠たるが故に、少しも化體し又共存し又
 は昇天して榮光あるキリストが其の靈に由て此の兩品の中に存在することあり
 ません以上三つの説の何れを信じても彼の徴證と其の指示したる者とを混せて
 而して聖奠の性質を亡ぼすものですされば聖別の後兩の品の中に聊かにても變
 化すると申すことは逆も聖公會の公けに制定たる教の標準ではありませぬ。
 第二には悪くして邪曲なる人々は此のキリストの身と血なる記號を食飲するも
 毫もキリスト自らを受るに非ざるのみならず人の靈魂に心靈的活命を興ふ即ち
 キリストを信する信仰なき人が假令キリストの身と血を表はせる兩品を食飲す
 ればとて逆もキリストを受けしものとは申されませぬ。
 第三には外部的と邪曲なる基督信者は悔改めす時までには主の聖き卓に預かる
 ことは無益ですキリストの恵は罪人を變する力はあれども聖別せし兩品を受る

ことに由て人の心靈に入來る筈はありませぬ、此は護符の如きものでありませぬ、故之を受た人に自然に恵を與へるといふ者では無いのです、されば若し或人聖餐に預り此の両品を受けてキリストが己れの内に入來りて心靈を救ふべしと望ますなれば甚だ危険い妄見であります、即ち斯る輩は己が身に刑罰を招きつゝある者で、其心の中は不信仰に由てキリストの諸大なる贖罪を否認もので、又彼の贖ひの徴證即ちパンと葡萄酒を迷信に由て恵を自然に受る手段とするものです、以上の事を考へますならば主イエスキリストの命令に就て聖餐は單純に見易き方法である禮式であるなれども、夥多の會堂に於ては其の新教と舊教とに拘らず總て偶像を拜む佛教の聖壇の前に行はる大いなる祭祀に似た者となりました、實に奥儀と奥儀ある事と多くの莊嚴なる事と餘りに跪まついて偶像を拜むに似たる禮式であります、何となれば此は全く聖別の後兩品の中に必ずキリストの存在し給ふとする聖奠の誤謬の説より起りたる者でありますから、若しキリストが眞正に聖き卓の上に存在し給ふとせば斯る事は自然に適當でありまして、又信者たちは聖き卓に向つて頭を下げ之に花飾りを爲し大蠟燭を置き十字架を上せ

美はしき刺繡せる帛を掛け、又彼のパンと葡萄酒を拜み、其の置れたる聖き所は奇麗に飾りて其前に光あるランプを吊し、聖き所を會堂の中にて區畫り民を防ぐべき格子戸を作らねばなりません、又我儕はパンと葡萄酒の中に教主をば天より招く力を有る教師を尊ぶべくして、又神の在すパンに對して何の様な尊敬を致しましても決して過當ものといふ事は出來ません、以上は若しキリストが聖き卓の上の聖別のパンに居給ひますならば自然の事であり、併し此大切な點に就て少しも證據はありませぬ、されど我儕にして此の聖奠に就き聖書の教を認め且つ大綱及び祈禱書に聖公會の明かに示す所を受容れましようか、そは至つて單純にして明白なるものです、即ちパンと葡萄酒は固有の物質を常に有つて彼の兩の品はキリストの身と血を表はす爲に聖別したる者であります、されど此等を受るに由てのみ恩恵を與へらるゝのではありません、若し或人之を受て自然にキリストを受るのであると信じますれば、其は大いなる誤謬です、夫れこの聖奠は單だ眞正の信者のみに恵を與へらるゝ方法であつて、而して教主の贖罪的の死は我罪を取除き給ひたりと信する者

には其の食するパンはキリストの體を受ること、其の祝する所の杯はキリストの血を受ること、なるのです。換言れば眞誠の信者のみ此の聖奠より益を得べき者であります。斯る輩に取てこそパンと葡萄酒はキリストの贖罪の死を指して證明致します。故に之を受る時は主の寶き血を流し、功績に由り己が罪の赦されしと又永遠の世嗣たるを知つて確かに感ずる主キリストの聖聲を聞くやうに、のであります。此の聖奠を正しく認めやうとせば必ず比喩的と心靈的方法にのみキリストの肉を食ひ其血を飲むことであると申さねばなりません。

○聖書の證句

一、奸惡なる者及び活る信仰なき者は此聖奠より何の益をも享る事はありませぬ。羅馬書に「凡そキリストの靈なき者はキリストに屬さる者なり。」
 約翰傳に「子を信する者は窮なき生命を得、子を従はざる者は生命を見ることが得じ、且神の怒その上に留まらん。」

二、斯る輩は大切なる記號即ち聖奠を濫りに受て自ら罰を招くのです。

哥林多前書に「なんぢら主の杯と惡鬼の杯とを兼飲こと能はず、主の筵と惡鬼

羅八〇九
約三〇三六

哥前十〇廿
一、十一〇廿

廿七、廿九

の筵とに兼伴ふる能はず、されば宜きに合はずして此パンを食し、主の杯を飲む者は主の體と血を干すなり、宜きに合はずして食飲する者は其食飲に由て自ら審判を招くなり、蓋は主の體を辨へざるに因る。

○設問

- 一、二十九條は何れの時に誰が記述したか、又何の理由に因て記述したるか
- 二、二十九條に記せるアウガスチンとは誰か
- 三、二十九條中の「決してキリスト自らを受る者に非ず」との大切なる事を述べよ
- 四、何故二十九條の教は現今に適當であつて必要なるか

第三十條 主の晩餐の二品を施すべきを論ず

主の杯きを會衆に與ふことを禁す可らず、蓋基督の定めと命令によれば主の聖奠の二品は同じく一切の基督信徒に施さすべきものなればなり。
 此の三十條は前の二十九條と同じく第二十八條の續きと認むべきもので、共に大監督パーカーの附加へた所です。今この事實に因て見るに彼のエリサベス女皇時代の宣教師と監督たちは大いに化體説の誤謬を厭忌ふて大反對を爲し、即ち大綱

イ太廿六〇
廿七
哥前十一
〇廿六至
廿二

第二十八條に之に正反對の意見を表はし又第二十九條には一層力を込めて其説を排斥しました又此の三十條は彼の聖書の教に合はざる悪き風俗に因て起りし化體説の神の言に背けることを證明したのです。

己に第二十八條に述べし如く天主教會の化體説に因ればキリストの全禱即ち其身も靈魂も神たる性質も聖別の語を唱へし後直ちにパン及び其屑の中に存在し給ふと致してますから同教會は普通の信者に杯を與へずて居ますのです何せなればパンを受けし者は全きキリストを受けたのであれば別に葡萄酒を與ふべき必要がないと致してます。

以上の風俗が化體説の起つてから間もなく始まりましたは自然の順序であつて、該教理と風俗とは共に時を同うして西方教會に流行したのであります。

第十七世紀に於て天主教の有名なるカーデナルポーナは此の問題に就き記述して曰く………信者は常に何れの處にても第一世紀より第十二世紀に至るまではパンと葡萄酒の兩の品を受て聖餐の聖奠を守りましたが第十二世紀の初めに至りて杯を用ふる事は次第に廢られ遂に許多の監督は信者等の之を輕んじて其滿

落さん事を恐れて禁じました是れ其の原は自分等の集會にて己が勝手に行ひしも之をコンスタンヌ總會(一四一四年より一四一八年まで)にて賛成し法規とはしたのであると申しましたされば我儕は以上述べし天主教會の高き位置に在る者の證言に因り一般の信者に杯を與へざる風俗は化體説の行はれし初めより起り、又この風習が初めの時代の教會より行はれしにあらで全く新奇の者なるを認めます斯る風俗はキリストの昇天の後千年餘りを経て初めて天主教會に起りましたのであつて是より三百年の間教會の法規となつたのです。

元來此の風俗を以て聖書の教に背くと申す者尠くありませなんだが、其中有名なは英國宣教師ウイクリフ(一三二〇年より一三八四年まで)であります彼のコンスタンヌ總會にて此の風俗を賛成して命令を發し全ての教會に之を遵奉せましたは實にボヘミヤの宗教改革家ジョン・ハスの反對せし談論に由ていす宗教改革の頃には天主教徒の間に此の點に就て種々の議論が紛起しまして同教徒の間にさへ反對した者が多くありましたに拘らずトレント總會に於て右のコンスタンヌ總會の命令を辛ふじて多數の人の承知する所となしました

彼のコンスタンスの總會は耻ある新説を唱へて……聖公會の信者たる者は宗教異端者に對し例へ何事にも約束をなし之を破ればとて罪には非ず……と決議して彼のポヘミヤの宗教改革者の巨魁なるジョンハス及びブレーグのゼロムをば其時の帝王は彼等の身命を守護する約束あるに拘らず此總會は彼等二人を謀計て残酷なる死刑に處したりこゝに於てかポヘミヤの宗教改革信者はコンスタンスの總會の命令に反對して杯をも與ふべしと求めて之を受ました故にカリクスタインといふ名をば附られましたのです(カリクスは希臘語にて杯を指します)

約六〇二

諸トレント總會の決議の第一章には……キリストは兩の品を以て主の晩餐を制定給ひしされど兩の品とも總ての信者に授けよとは命じ給はぬのである又キリストは時として食ふと飲むとの事を宣ひ時としては食ふのみの事を曰給ひました……と申し又第二章には人宜しく我儕を神の與儀を司る家宰の如きものと思ふべしとあるが如く斯る事は教會の支配すべき權内にあり……と申し第三章に至つて……二品孰れか其一つに因り完全く具備るキリストを受ら

書前四〇一

るを以て受聖餐者は其の一品にて損害を受ける事がない……と申しました。且又トレント總會の問答書第二の四……第六十三項の中に杯を信者に與へざる理由を述べて曰く

一、キリストの血を滴す事莫らせんが爲に、二、葡萄酒は永く貯へると酸なりて腐敗ます、三、或人は葡萄酒の味と臭ひを好まません、四、或國々にては葡萄酒の至つて稀なることあり、五、兩品の中其一つに完全きキリストの具備るを承認せぬ輩が異端説に對して一層反對する爲に……

以上述べました様に此の風俗の根源は化體説の教理であることを認めます而して宗教改革者は此の問題を論ずる爲に大綱の中に別に一箇條を置きたるは實に適當の事であります。

然るに本條の用語は最も簡單と絶對でありまして、主イエスキリストの命令には聖奠の兩の品を凡ての人に授くべしとあります故に天主教の杯を與へぬといふ風俗は全く誤謬です、されば主がユダヤ人に對して語り給ひし「爾曹は神の賊を棄て、人の遺傳を守れり」と、こは天主教徒に適當の詞であります。

可七〇九

我儕にして主が杯を與へる時に力を込めて……爾曹みな此杯より飲め……と曰給ひし所を研究しますれば、主は既に後の代に至つて杯を與へる事を禁ずる風俗の發るをば豫て知り給ふて之を豫て防がんと爲に告置給ひたるが如くです。以上述べました所を熟考ますと、天主教會が此の一件に就て爲せし所は實に寒心きことです。即ち同教會にては初めに化體説を起し次に其説を保持ん爲にキリストの命令に背くことを爲し之に因て大いなる罪を犯すのみならず尙ほ他に一つの悲むべき大罪を犯すこととなりました。即ちキリストの血を流して死給ひし事を明かに指す杯を與へぬ事です。故に我儕が信仰の肝要の基礎なる事實を隠します即ち……血を流す事なくんば罪を赦さるゝ事なし……とあると、又……我儕が罪の赦しを受け我儕が心靈の贖ひを得るはキリストの血即ち贖ひの死に由る……との信仰を信者の面前より取除きますからです。

○聖書の證句

馬太傳に「また杯を取て謝し彼等に與へて曰けるは爾曹みな此杯より飲め。馬可傳に「また杯をとりて謝し彼等に與へければ昔この杯より飲り。」

大廿六〇廿
七
可十四〇廿

哥林多前書に「爾曹このパンを食し此杯を飲ごとに主の死を表して其來る時まで及びなり。」

○設問

- 一、天主教會にて受聖餐者の諸てに杯を與へざる風俗は何時濫觴しましたか
- 二、何年頃この風俗が教會の法規と定まりましたか
- 三、何年頃改革者の中の誰がこの風俗に反對致しましたか、又カリクスタインとは何ですか

四、トレント總會の此の風俗を保持すべき理由は何

五、この風俗は如何なる教理を隠し又聖書の何の點と反對しますか

第卅一條 十字架の上に於て遂られしキリストの唯一の祭物を論ず

基督一次び己れを神に獻げ玉ひしことは衆人の原罪本罪なる一切の罪の爲に、全き贖と挽回の祭物と爲り玉ひしことなり、又この外別に罪の爲め贖と爲る者の有ること無し、故に祭司は生る人と死ぬる人の罪と苦の赦さるゝ爲めキリストを獻ぐる事即ち所謂ミサの祭物を獻ぐる事は不敬の妄誕危険なる詐偽に屬す(本條に

約壹二〇
一、二、一
〇七、一
至十四〇
八、五、廿
五、至廿
八、五、〇
二、至廿五
至廿七
九、廿
二、廿

云へる祭司とは天主教の教師也英國聖公會に於ける教師は決して祭司には非ざる也本條の教は天主教の教に絶對に反對致しますされば今日天主教會と英國聖公會とは其の根源なる肝要の點に於ては總て同一であるとする者は故らに言を弄ひて人を欺すか又は英國聖公會の教義が其の公けに認めたる信仰の告白し即ち大綱三十九箇條の中に明かに示されたるを知らぬ者であります我儕は本條を見てキリストの成就給ひし救拯の事業に就き聖公會の所見を知りましたから尙ほ天主教會の此の問題に就ての意見をばトレント總會の法規と命令とに由て研究しましよ斯く双方の見解を對比れば大いなる相違がありますトレント會議第二十二回の第二章に曰く……かの向に十字架の祭壇の上に其血を瀉いて自らを犠牲に供へしキリストは彌撒に於て行はるゝ此の神的犠牲の中に在て血を流すことなくして神に献げられたれば此の犠牲は挽回と贖ひとしてキリストの自ら爲し給ひたる者であると又曰く……この挽回に由り神を和ぎて恵と悔改めの賜物を與へられ假令その罪は如何程大いなるも悉な之を赦されます何せと云へば今司祭の奉仕に由て神に献ぐる犠牲は向にキリストの十

十字架の上に献げし者と同一にして唯だ其の異ふ所は唯だ献ぐる方法のみにて而して血を流せし挽物の祭物の結果はこの血を流すことなき犠牲に因て蒙るものです故に或人が若し後の犠牲は先の榮光を低うすると申しますなら其は全く虚偽ですこは使徒たちの傳説に由れば生存せる信者の罪の赦しと刑罰を消して和らがしむると其他の大切の事なるのみならずまだ清められずしてキリストを信じて死し者の爲にも献ぐべき者でありますからです且法規第一に曰く……若し或人が彼のミサに真正と献ぐべき犠牲を献げられた者はなく又キリストは食ふ爲め我儕に與へられし物の外に何をも献ぐることなしと申す者ありましようか其人は永遠にまで詛るべきものです法規第三には……若し或人が彌撒の犠牲は讚美と感謝の犠牲のみで又十字架の上にて成就給ひし犠牲の紀念のみで毫も挽回と贖ひの意味はない又は此は唯だ之を受ける人に利益あるのみにて他の生存者と己に死し者の爲に罪と刑罰と贖罪など其他凡て必要なことゝ爲に献げらるべき者に非すと申しましよか其人は永遠にまで詛はるべきものです而して法規第四には斯く申しました……若し或人がキリストの十字架

の上になし遂げ給ひし聖なる犠牲は彌撒の犠牲に因て漬されると申し又は後の者は前の者の榮光を低うすると申しましようか其人は永遠にまで罰はるべき者です。

天主教會が以上述べしツレント總會の決議に於ける信仰の告白と英國聖公會が本條に於ける信仰の告白とを考へますに、我々は福音の最も肝要なる教理……キリストの全く成就給ひし事業に就きこの兩教會の意見は恰ど南の端と北の端と相隔たりたる如き相違であります而して一方即ち聖公會は全く聖書に基くものと認めますが他の方即ち天主教は其説の根源を聖書より取て居りません故に宗教改革者たちの天主教は品行と禮式のみならず常に信すべき肝要の道に於て大いなる錯誤ありとの論定及び本條の中に同教會の誤謬を指して「不敬なる妄言」と危険き詐偽に屬くと申しましたは最も能く適當であります。本條の肝要の點を尙ほ明かに了解す爲に天主教の彌撒の教理は如何なる意味なるかを説明するは適當であります抑も此の彌撒の稱は拉丁語にて主の晚餐式を行ひ終りし時に會衆を解散さす爲め往時使用し「ミサ、エスト」集會は終りたり人々

解散せよの語より出て來たのです即ち晚餐式がこの語にて了ひますから之を「サ」と申すことになつたのであります(英語にては訛りて「マス」といふ)されば此の語は元來晚餐式の本文には無つたものでしたが漸々と聖餐式は化體説に由て原の眞正の教を失ひましたのです。

かの「これは我身なり」は我血なり「この聖別の語を申した時にキリストの身と血及び神たる性質はパンと葡萄酒の中に入來り兩の品は其の臭いと味などは失はずして其の物質は變化せられたと信する事になつたのです而して彼等の所謂ホーセント拉丁語のホスチャ即ち犠牲なるキリストの身と變つたと認めらるゝパシは……司祭及び會衆の爲の犠牲として祭壇(聖き卓)のかく速かに變名ることゝなれり)の上に献げられ人々の前に出して之を拜ませ而して後司祭は之を食し又葡萄酒をも飲みて一般の信者には聖餐を受させず唯だ之を見る爲に集るべき事を宣教師たちより勧めましたのです其の考へは司祭のみが献げて食ひたる犠牲をば充分なる者と信じ之に因て其民の罪は赦され又彼等はキリストの一致する者となりますと。

斯く主の晩餐は單だ信者が主の再び來り給ふ時まで其の實き死を紀念する事より變じ化體説の虚説に因て罪を赦すの犠牲となりましたのです、又我々の贖罪の爲に往に一たび十字架の上に献げられた無二の犠牲を幾度も反覆するのであると認むる様になりました。

以上の考へより尙ほ犠牲を絶えず献ぐる事に由てキリストの死に因つた功績は絶えず生者の必要に應へるのみならず且つ煉獄にある死者の靈魂にも及ぶべしとの説が起る様になりました而して天主教會にては今日まで數百年の間この誤見が流行まして各自の教會には其の主任司祭は所謂キリストの犠牲を日に献げて己れと會衆との罪の贖ひとして居りました而して唯だ其れ而已ならず同教會の會員は其罪の爲めと未來に到つて煉獄にて受べき彼等及び其の親しき者等の痛苦を軽くする爲め屢ば彌撒を行はせようとて多額な金員を寄付せよと勧めました。

之に因て天主教會の熱心な信者は自分と他の爲に彌撒を行ふべき爲に資産の大部分を抛ち又死し後其の靈魂の安らかにあらん爲め行ふべき彌撒に就て必要なる巨額な金員を使用べしと勸めるのです故に同教會は非常に富を積んで居るのであります而して斯様に貴き商品(彌撒)は場所に由て其價を異はせまた之を買者の富めると貧しきとに因て上下します故かの愛蘭土にては僅か五十錢を出して一個の彌撒を買ふことが出來ると申します。

往時に一人の司祭は一日に一回以上の彌撒を行ふことを禁じ其の命令を出し、してから一般に世の人の需めに應へる事が出來ませんので熱心な信者は非常に巨額の金員を支拂ひました就ては之が爲にカナダ(米國の北の方)の司祭は自分の力に及ばぬにも拘らず此の彌撒をば直段を定めて賣買し其の元請合の直段より遙つと低廉にて佛國の司祭に托して之を行はさせる様になつてます以上、の事に因て自然に信者たちが彌撒を買ひましても其の司祭が之を行ふといふ事はありませぬのです。

今日も尙ほ斯の如き虚誕の説と恐るべき不敬の所爲が自由に流行ますを以て彼の宗教改革者たちはキリストの唯だ一たび自身を献げ給ひたる事又は斯く自己を献げ給ひし事に因て全世界の人々の罪惡に對して調停と贖罪の爲め神に嘉納

らるゝ必要なる事物は悉な成就られたる事と此他別に調和の方法あらざる事を聖書の事實に由り本條及び聖餐式の中に述たるは實に適當のこと、謂はねばなりませぬ。

且又本條の終末に天主教會にて行はるゝ狡猾なる造詣説に基ける寒心き彌撒の商賈をば殿しき言を以て責めます不幸にも此のミサといふ異端は……己に大綱に記されたる教理を守るべしと誓ひたる數千の教師たちに由てプロテスタント宗派なる英國聖公會に復た起りましたのです之に因て英國の民は大いなる危険ことに陥り又聖公會は大いなる耻辱を受ました。

○聖書の証句

一、キリストの犠牲は幾度も献げらるべき者に非ず又引續いて之を爲すことは出来ませぬ

希伯來書に || 彼は祭司の長の年ごとに他の物の血を以て聖所に入る如く屢ばおのれを献ぐることをせずもし然らずば彼創世より以來しばしば苦難を受べきなりされど己れを犠牲となして罪を除かんが爲に今世の季に一たび顯現た

來九〇廿五、
六

來一〇十四、

約一〇七

約一〇廿九

約一〇二、
二

り。

二、キリストの犠牲は諸種の罪惡に對して完全く満足する祭物であります希伯來書に || かれ一つの献物をもて潔まる者を永遠全成すればなり。

約翰書に || 其子イエスキリストの血すべて罪より我儕を潔む。

三、キリストの犠牲は全世界の罪惡に對して献げられたのです

約翰傳に || ヨハネイエスの己れに來るを見て曰けるは世の罪を任ふ神の羔羊を觀よ。

約翰書に || 若し人罪を犯せば我儕の爲に父の前に保惠師あり即ち義なるイエスキリスト彼は我儕の罪の挽回の祭物なり第に我儕の爲のみならず徧く世の挽回の祭物なり。

○設問

- 一、撒彌といふ語の本原と意味とを説明せよ
- 二、主キリストの無二の犠牲に就き天主教會と聖公會と根本に於ての差異を擧げよ

三 彌撒の犠牲に就てトレント總會の意見を述べよ

四 現今天主教會にて行はる、彌撒の賣買と其の惡き結果を示すべし

第卅二條 教職の結婚を論ず

監督長老執事獨身を守らんと誓ひ或は自ら制して妻を娶らざる事は神の律法に依りて命せられたる者に非ず故に教職たるもの神に事ふるに益ありと思はば一般の基督信徒の如く結婚することを得べし

本條の問題は拉丁語にてデ、コンヂュジャ、ササアドダム即ち司祭が妻を娶るといへる語句の中にササアドダムは犠牲を献ぐる司祭の意味あれば此の語に因て或人は誤つて申します聖公會はササアドダム即ち其の教職は眞に犠牲を取扱ふ司祭なる者である

元來本條は凡ての牧師も監督も長老も執事も一樣に其の婚姻の事に關はつて論じたものにて本條を記せし頃この語より他に教師全体を含む語は無つたのです且つ改革學者たちが此の語を使用しましたは聖公會の長老は犠牲を献ぐる者であるとの主意を明かにしたのではありません何故といへば右のササアドダムを以て

長老の外に監督と執事とを含ませてあるが執事は天主教會にてさへ彌撒を獻ぐることは許可されてありませんからです即ち此の語は當時一般の教職を意味するに適當なるものであつたのです

而して尙ほ三十二條の肝要の點なる獨身説は教會の第二世紀頃より起りて其の源は妻を有者よりも獨身を神聖とする偶像教から傳はつて來たのですキリストが降誕の前にも猶太教派の一つなるエッセネ派は一種の隱遁者にて死海の近傍に閑居しましたがこの宗派の風俗は左の如し……最も高潔なる生活は婚姻を禁ずる葦に由てのみ出來るのであると申すのです此は多分佛教より受けたものでありましよう又此の異端を以て即ち惡は人の心靈の中に在らずして身體の物質の中に在るとの虚説に由り神の律法に適ふと適はざるに拘らず聖潔ならうとするには身體を厳しく苦しむると如何なる場合にても喜ばしき感覺を避けるとにありとし又残酷に己が身を制へますれば是は肉と己が情欲とを十字架に掛けて殺すのであると教へます

右に述べし誤見はパウロ時代に聖公會に入來たのでパウロはコロサイ人を責め

たことがありませす、換言ればコロサイの邑に或論者あつて信者を誘ふて曰く、人若し聖潔ならうと欲は、一切の肉の快樂をば……假令神の律法に適當のもの例へば婚姻と葡萄酒を飲む杯をも悉な之を棄ねばならぬと、又信者を惑はして曰く汝ら觸つてはならぬ味はふてはならぬ手に取ることもならぬと、されどパウロは之に反對してキリストの全き成業は罪惡に就ての無二の贖ひである、信者の中に住る甦りしキリストの力は我が情欲を制へて之を服はしむる力あるを明かに示しました且つ曰く前に申せし通り慾の望みを服はしむる力とする爲に肉体を厳しく取締るは其の益なしと、斯く使徒の戒告ありしに拘はらず以上の誤謬を起し益す流行こととなりまして、第三世紀の初めに早く既にエリコの近處とシナイ山の傍とエヂプトのニータアン沙漠には凝固まつた獨身者の信者なる或は男或は女が世を離れて澤山に相集り罪惡と肉欲に克服つて聖潔者になるべしと考へ孤獨で己が救を全うせんと、の夢を見て居ましたが彼等は期待みし所の安心と平和とを得ずして之が代りに絶えず恐しい誘惡に遭ふたのです、實にこの誤つて居る信者は神の聖言に教へら

る、事を誤り見て自分の考慮はこれよりも知識あるものと思ふて居るので、されど彼等にして若し世を離るゝ代りにキリストの成就給ひし業に信賴り聖靈の導きに托せて日常の本務を全うせば毫も此世の恐しい誘惑に遭ふことはありませす、まい、獨身者は妻を有ものに較れば聖潔であるとの思想が次第と一般の信者の中に蔓延てより間もなく教會の教職たる者にて妻を有てば其の神聖なる本務を全うする事が出来ぬとの所説が起つて來ました斯て第三百五年となつて西班牙のイリベリスの總會にて教師の結婚を禁止するの法規を定めましたのです、第三百二十五年ニケヤにて開かれし總會にて教職の獨身である事を無理に定める法案を出しましたが珍らしくも自ら妻を有ぬ一人の修道者は大ひに此の議案に反對しましたので遂に否決となりました、此より數百年の間この問題に就き議論が絶えませ無つたが、こは全く法王の慾恣に因て一般の人の心に獨身の教師が有功なると清淨あるとを心靈的に有つて居ると認めましたが爲めです、

である爲めです若し或教師が所在の信者と紛議が出来ましたら其地に留ることが不便でありますから妻と家族を有ぬ者は即時に遠方に移ることが出来て而して其の紛議が消滅しますからです本條は以上の考説を神の言即ち律法に背く人の傳説であると申します又本條には監督長老執事は獨身の誓ひを爲せ一生結婚せずと約束せよとの命令は聖書の中に逆も發見すことは出来ませぬ且つ彼等教師は一般信者と同じく己が考へに由て娶るか娶らざるかは自由の者であつて神に仕ふに就き便利であると認むる方に定めることが出来ることと記してあります。

○聖書の證句

哥前九〇五

哥林多前書に「われら他の使徒等及び主の兄弟とケバとの如く姉妹なる妻を携ふる權なきか。

提前三〇十

提摩太前書に「執事たる者は一個の婦の夫なるべし子女と己れの家を善理むべし。

多一〇五

提多書に「われ爾をクレナに留めたる故は爾をして缺たる所を正しくし且わが爾に命せし如く各邑に長老を立しめんとてなり人もし咎むべき所なく一個の

衆十三〇四

婦の夫にして其子女も放蕩をもて訴へらるゝことなき信者ならば長老に立べき者なり。

希伯來書に「なんぢら婚姻の事を凡て貴め又牀をも汚すこと勿れ神は苟合また姦淫する者を審判給はん。

○設問

- 一 三十二條の拉丁語サアダムといふ語に就て思ふ所を述べよ
- 二 獨身の生活は妻を有つより勝るとの思想は何れより出て來たのですか
- 三 獨身の考説は何時頃より聖公會に流行たかを論せよ
- 四 初めて教職の妻を有することを禁じましたは何年頃で何處にて禁じたのですか
- 五 ニケヤの總會にて獨身の異端に就き何な珍しき事が起りましたか
- 六 羅馬また英國にて獨身の制定を無理に行ふたは誰々であるか
- 七 トレント總會は聖職の獨身に就き如何なる決議を致しましたか
- 八 希臘教會には聖職の獨身に就て何な制がありましたか
- 九 天主教會にて教職の獨身を申立る理由は如何

一般にヒルデブランドと申しましたグレゴリー第七世(一〇七四年)は教師の結婚に大いなる反對者でありました故彼の命令に因て初めて公けに教師の結婚を全く禁じましたのです。

カンターベリーの大監督ダシスタン(九百六十年)は英國に於ける教師の獨身の説を大いに唱へて之を行ふに烈しき手段を以て妻を有る教師は其の任地より去らしめ其の代りとして修道者を用ひましたこの事が遂に一千百八年に及びて大監督アンセルムに因り英國にて無理に定めらるゝ事となりまして而してこの獨身の法規は宗教改革以前の聖公會の歴史と其の改革後の天主教會の歴史の明かに示す如く實に恐ろしい結果が出来たのです即ち宣教師たちは極度裏の者となつたのです蓋は宣教師たちは信者の男又は女の懺悔(即ち猥褻の罪の詳細なる事實を聞くに由て誘はれて甚しい品行の悪き者となつたのであります此の事實は昔も今も同じく行はれて往古のソドムとゴモラは改革時代の修道院よりも却つて純潔でありました而して改革時代の前と後との信すべき記録に因て男子修道院と女子修道院の實況を調べ尙ほ修道者であつた男と女との記述せし事實に就て考

へますと往昔も今も人の性質の變らぬ事を發見されますれば政府が公けの道徳を護る上に於て修道院の如き場所を檢査せずして存在(英國内に)せしむるが如きは實に奇異の事と申すべきです。

彼のトレント總會は教師たちに結婚を全く禁じました即ち其の第二十九席の法規第九條に……獨身にて一生送るべしと誓ひし聖職の輩又は修道者の或は男或は女にして結婚することが出来ると申す者は永遠に罰はるべしと申しました希臘教會にては妻を有つことは長老となる一つの資格であると致しますされど若し長老が妻を亡ひました時は再び結婚することは許されせんかの提摩太前書三章二節をば此の意味に説明しますのです又同教會の監督は妻を有ぬものとして之が爲に往々修道院より撰ばれる者があります。

天主教會にて聖職の結婚に反對する理由は妻を有つ者は獨身者の如く一心に教會に服仕ることが出来ぬと思ひましたからです即ち獨身の者が聖職でありますならば世の人と同じく一般の事情と關係致しません故他の邦人である法王に喜んで服仕ることが出来るのです又獨身の者の状態は紛議の起つた時は甚だ便利

である爲めです若し或教師が所在の信者と紛議が出来ましたら其地に留ることが不便利でありますから妻と家族を有ぬ者は即時に遠方に移ることが出来て而して其の紛議が消滅しますからです本條は以上の考説を神の言即ち律法に背く人の傳説であると申します又本條には監督長老執事は獨身の誓ひを爲せ一生結婚せずと約束せよとの命令は聖書の中に逆も發見することは出来ませぬ且つ彼等教師は一般信者と同じく己が考へに由て娶るか娶らざるかは自由の者であつて神に仕ふに就き便利であると認むる方に定めることが出来ることと記してあります。

○聖書の證句

哥前九〇五

哥林多前書に「われら他の使徒等及び主の兄弟とケバとの如く姉妹なる妻を携ふる權なきか。

提前三〇十

提摩太前書に「執事たる者は一個の婦の夫なるべし子女と己れの家を善理むべし。

多一〇五

提多書に「われ爾をクレナに留めたる故は爾をして缺たる所を正しくし且わが爾に命せし如く各邑に長老を立しめんとてなり人もし善むべき所なく一個の

來十三〇四

婦の夫にして其子女も放蕩をもて訴へらるゝことなき信者ならば長老に立べき者なり。
希伯來書に「なんぢら婚姻の事を凡て貴め又牀をも汚すこと勿れ神は苟合また姦淫する者を審判給はん。

○設問

- 一、三十二條の拉丁語サアダムといふ語に就て思ふ所を述べよ
- 二、獨身の生活は妻を有つより勝るとの思想は何れより出て來たのですか
- 三、獨身の考説は何時頃より聖公會に流行たかを論せよ
- 四、初めて教職の妻を有することを禁じましたは何年頃で何處にて禁じたのですか
- 五、ニケヤの總會にて獨身の異端に就き何な珍しき事が起りましたか
- 六、羅馬また英國にて獨身の制定を無理に行ふたは誰々であるか
- 七、トレント總會は聖職の獨身に就き如何なる決議を致しましたか
- 八、希臘教會には聖職の獨身に就て何な制がありましたか
- 九、天主教會にて教職の獨身を申立る理由は如何

イ 前五〇
三 至五〇
三 十一
六 三〇
六 十四
十 五
十 八
二 至十
二 至十

聖公會大綱

第卅三條

退會を命せられたる人を待遇することを論ず
教會より退會の宣告を受たる者は悔改を以て公然に教會と和らぎ其判定を爲す權柄有る者に由りて復たび收録らるゝに至る迄信徒中に異邦人の如に待かはるべし
本條の目的は左の如くです一方にて出來得るだけ會衆の純潔を保たん爲に退會の必要を申立ますと共に他の方にては之が爲に定めたる裁判官の法規に合ひて正しき方法を行ふにあらざるは退會の無効なる事を述べて其の濫りに用ふる事を防ぐ爲めであります宗教改革前には退會を命ずることは法王が有て居た恐しい刀劍にして政府は斯る宣告に賛成すべき筈となつて其の退會を命せられし者は法律上の刑罰として輕きは市民たる能力なき者と認め其の重きは教會の權威ある者の求めに由て火刑に致しました事があります
以上の事は宗教改革の時に至り法王の最上權即ち國家と教會の上の權威を制するとして大綱第三十七條に曰る如く羅馬教即ち天主教の法王は英國の内を支配するの權力あることなし自然大日本にも同じ主意は現今必要であります而して

公會は此の三十三條を以て退會する權力を保つて唯だ其の迫害又は專横なる方便となるざる様に之が濫りに用ふることを防ぎましたのです
爰に考へますならば凡ての團體は其の會員を導く爲に自分の律法と規則を有つべき筈です若しこの律法と規則に續々背く者がありましたらば其の團體の權威を有者は斯る輩を退會させる權威を行はねばなりません以上は其の主意は何れの處にても一般に行はれます
斯の如く基督教會も亦この主意に適當する様に會衆の律法と規則を保たねばなりません此は其の盛大なる方法を補助る爲めであります以上の主意は主キリストの聖旨に適ふて居ますのです主は既に……或教會員が規則に従ひませんならば其者を異邦人又は稅吏の如くすべし……と仰せられました此は實に會衆の一員とせずして事實の上で退會を命せられた者と認むべしとの事でありませぬ彼の宗教改革學者たちは主の聖言を記憶て英國聖公會の中に亂雜を防がん爲に本條を記述しましたのです而して他の教派の團體も斯の如く自分の律法と規則を立てたのであります

聖公會大綱

本條に由れば法律上公けの裁判席に坐るべき宗教裁判官は正當に即ち法律に基いて退會に處分らるべき者と認めし輩に對して其の宣告を爲す權利があります、而して斯る罰に處分らるべき罪の如何なる者なるかに就は國王の權により英國の國璽を捺たる一千六百三年世に公布にせし法規を輯めて今日に至るまで英國聖公會法規と稱へらるゝ者を見ますれば明かであります(本項は英國聖公會に關係することのみです)。

大日本聖公會の法律は法憲法規といふ書に明かに記載されてあります。而して此の三十三條は唯だ教會の内に適當なる規律の保たれんが爲に記載したのであります。

若し誰でも罪ありと認められて法規により監督の裁判にて有罪と證明せられ其罪に對し退會の刑罰は適當とせられて監督より退會者と宣告せられますなれば、其者の屬て居つた教會の會員と一般の信者は其の宣告に由て之を異邦人又は税吏と見做し自己らとは毫も關係なしとすべき筈です、換言れば總ての人は斯る者に對して少しも親しく交ることとは致さぬのみならず斯る者を見るだにも耻づべ

き事と致すべき筈であります。

されど斯る者にして前に犯したる罪に對し中心より悔いて愁み再び斯る邪説を唱へませぬといふ事を監督と會衆の面前にて告白はし彼の教會員の出入を司る者(多くは監督又は其の代理者)より再び會員と認めらるゝまでは他の信者たちは以上の處置を斯る者に對して引繼たるものとする筈です。

尙ほ一つの注意すべき點は本條の悔改(ペナンス)は心を改むとの意味にあらずして教會に害を加へたる者に宗教裁判官(大日本聖公會にては監督なり)の課けたる償還です、宗教改革時代を距ること間久しうして此は公然に課けられて辨濟ことなつたのです、是れ本條の悔改の語は法律上の用語にて神學上の術語ではありません。

本條の主意に就て申しましたよう、若し聖公會の内にて罪人は常時責められずして居ますならば之に因て聖公會の評判を悪く致します、其の理由は其人の罪を知る者が其の義務を怠つて定めたる權威ある者に告ることを爲しませんから其の權威ある者は之を審判こと出来ませぬに因て、此は聖公會にて不幸なる事であり

ます。

○聖書の證句

一、教會は退會を命ずる權利があります

太六八〇十

馬太傳に「もし聴かずば兩三人の口によて證をなし凡ての言を定めんが爲に一人二人を伴ひ往けもし彼等にも聴すば教會に告げよもし教會に聴すば之を

異邦人かつ税吏の如き者とすべし。

多三〇十、
十一〇十、

提多書に「異端を稱へ分れを起す人は爾これを一たび再び警めて後遠ざくべし、夫かくの如き人は邪僻にして自ら罪あるを知り尙これを犯すことを爾知ればなり。

二、退會を命せられた者は如何な待遇を受ましようか。

哥林多前書に「われ爾曹に書遣りしは兄弟と稱ふる者もし淫を行ひ又は貪婪

または偶像を拜み又は詭辞又は沈湎または執索をせば之と共に交ることなく斯る者と共に食することだに爲ざらしめんとなり外にある者を拘ことは何ぞ我に與らん爾曹が鞠く所は内の者に非ずや外にある者は神之を鞠く斯る惡

人は之を爾曹の中より黜くべし。

帖撒羅尼迦後書に「若し此書に云る我儕の言に従はざる者あらば之を愧かし

めん爲に其人を録して相交ること勿れ。

三、退會を命せられた者改心せば再び會衆に歸る事

哥林多後書に「斯る人は多の人の資を受ること己に足れりされば爾曹は反て

彼を赦し慰むべし恐くは彼は甚だしく憂に沈まん是故にわれ爾曹の愛を彼に顯はさんことを爾曹に勸む。

加拉太書に「兄弟よ若し圖らずも過ちに陥る者あらば爾曹のうち靈に感じた

る者柔和なる心をもて之を規正べし亦自己をも顧みよ恐くは爾誘ふることあらん。

○設問

一、退會の説を説明せよ

二、天主教が改革前の退會の刑罰は如何

三、聖公會にては誰が退會の處分を爲す權威を有ますか(三四五の三問題に對し法

憲法規に就て答へよ

四 如何な種類の罪に對して退會を命じますか
五 斯る罪を犯したる者を告發人は何な人ですか

第卅四條 教會の慣例を論ず

教會の慣例と禮式は何處に於ても同一にする必要なし蓋古來同一になさざりしがゆゑに國の習慣に隨ひて變更を得べければなり然れども神の言に背きて何事も定むべからず但し神の言に従ひて教會の定めたる慣例と禮式を私意を以て猥りに破るものは教會の法を犯し長上の權に逆ひ弱き兄弟の良心を傷ふ者として戒むるべし是れ他人に憤む心を起さしめんが爲なり
諸國の教會は人の定めたる禮式を廢立變更する權あり但し徳義を建る爲にするを要す
此の三十四條は大切な箇條であります其の主なる點は宗教改革者たちが天主教會より分離法王との關係を絶れて別に國民的教會を起したる事の正當ことを示しますのです

一三〇
一三一
一三二
一三三
一三四
一三五
一三六
一三七
一三八
一三九
一四〇
一四一
一四二
一四三
一四四
一四五
一四六
一四七
一四八
一四九
一五〇

今此に其の三つの要點を指示しましょう即ち第一は基督教會に於て祈禱書と諸禮式は國々に於て一つに定める筈はあらず第二は傳説と禮式を或國の教會にて定めたる時から凡てのものを此の教會にて保守すべき必要あることを申します第三は凡て國民的教會は各自祈禱書と禮式の用ひ方を定むる權利を有つとの事を申します

以上第一の肝要なる主意は往昔に諸國の諸ての都と市にて行はれたる禮式と祈禱書は各自差別がありました例へば復活の祝節を祝する方は羅馬帝國の東方と西方とで其の状態を異はせました又禮拜式も國に由て差別がありました例へばアレキサンデリヤにて行はれし祈禱書と羅馬にて用ひましたものと別でありましたのです然るに漸々と羅馬教會が諸の教會の主なる位置を自ら認めてましてから同教會は禮式と祈禱書を一般に同一である様に定められたのです而して格別に彌撒の犠牲は凡ての國々にて同教會と同一の方法にて行ふべし若し違反ものは無功と申しました

以上述べました如き頑固なる要求に對して宗教改革者は答へて申します諸の禮式

を同一に定むる必要を見ませぬ此は聖公會の初めより改革に至るまで時々差
 異なるべきものでありましたからと例へば英國の各地方は殆んど悉く其の儀式
 を別異に致してましたサラム即ちサリスベリーの祈禱書に記したる諸の儀式は
 ヨーク府の儀式と大いに異ひます又他の諸の處にても然うでありますれば此
 等の儀式を定めると定めざるは基督教を肝要であらざれば宗教改革者が爰に
 本條の第一肝要なる主意と致しまして此等は國家時代の風俗の異なるに因て差
 別あるは當然なりと申しましたのです即ち一國の民は他の國民と異ひます故に
 彼に適當であるものは此に不適當です又時の差異は一時代に宜しきも次の時代
 には不向ぬ又人の風俗も自然に異ふて百年前と今日とは全く違ふて居る故昔時
 のものは陳腐つて今の間には間に合ひませぬより遂に廢れますのですされば宗
 教改革者たちは教會の善と見る所に由て斯る事物を改むる自由ありましたが其
 の主なるものとして但書は神の言に背かざるを限りとすべしと申しましたこの
 第一肝要なる主意に由て改革者たちは祈禱書を拉丁語より英語に改正し又儀式を
 改めて之を制定しましたのです

第二肝要の主意は教會は一致して以上の事を處理する權利あれど其の教會員の各
 自が斯く制宗たることに關はず又輕んずることを許さぬといふ事を明かに示し
 ました既に斯る設備が成立つた以上は教會員は之を守る義務がありますされば
 誰も自分の考へを以て之に背くことは出来ません又誰も(重に教職之を編成に當
 つて擇ばれたる人々の承認し祈禱文と儀式)若し神の言に背くことなくば)をば無
 視して輕んずべき筈はありません本條は若し斯る輩ありて祈禱書に記したる文
 句を用ひず其の制定たる方法に因て諸の儀式を行ふことを拒みましたらば公け
 に之を責難ねばなりませんと申しましたこの制裁ある理由は狼りに背くことを
 爲す者は是れ全ての會員の規矩とせる教會の規律を亂し遂に弱き信者をして其
 の例に倣はせ其の本心に背かせて自ら責苦しめますからです
 第三肝要の主意は斯る事に就ては獨乙蘇格蘭佛蘭西等の教會にて各自異なりた
 る國民的教會天主教の法皇を首領とする教會のみ真正の可見的教會なりといふ
 説に反對するは唯だ人間の自由に制定すべき禮拜式を行ふに就ての規則を設け之
 を改め又廢るの權威ありとて大いに法皇が我獨り此權ありと云ふ事に反對しま

した而して之に就て一つの但書のみ即ち定めたる事は會員全体の便益となるべきものです。

勿論この肝要の主意は使徒たちが神を拜む所作に就き新約聖書の到處にも顯はれたる自由に基たのです即ち我儕は新約聖書の如何なる所にも祈禱と禮式に就て斯くすべしと簡單に記したる規則はありませぬ素より之に就ての注意は處々に見えますが贖主なるキリストに因て立られたる自由なる新宗教の精神に由るのなれば祈禱と禮式の詳細なるは少しも記されませぬ。是は諸ての基督教の會衆が各自好む所に任したのです而して唯一つの肝要なる點は……總ての事正しく且つ順序に従ひて行ふべし夫れ神は亂れの神にあらず和睦の神なればなりといふのです。

宗教改革時代に當つて本條を編述しました者は唯一つの國民的教會のみとの事は當時の世態より推測らるべきこととすされど後に至つて境遇の變つた時にも本條の詞は尙ほ適當に用ふべく而して其後發生たる諸種の異なる順序ある教會政治の他の宗派は國民的教會でなく又眞正の基督教でないとの意味でありませぬ。

○聖書の證句

一傳説と禮式に就ては變らぬ者はありませぬ

使徒行傳に「パウロ會堂にいたり神の國の事を論じ且勸めて三ヶ月を歴たり然るに剛愎にして之を信せざる人々あり衆の人の前に其道を証しければパウロ彼等を離れ弟子等をも別させて日々テラノスと云る人の講堂に於て論せり。羅馬書に「或人は凡の物を食ふべしと信じ或人は弱くして野菜を食へり或人は此日を彼日に愈れりとし或人は諸の日も皆同じとす各人自ら定めて其心を堅うすべし。」

二傳説と禮式を定めたものに就き従はねばなりませぬ

希伯來書に「爾曹を導く者に循ひて服すべし彼等は己が事を神の前に訴ふべき者なるが故に爾曹の靈魂の爲に守ることをすればなり彼等を欺かせず欺びて守ることを爲さしむべし然らざれば爾曹に益なし。」

哥林多前書に「されど爾曹愼みて其自由を柔弱者の躓きとなす勿れ此の如く爾曹兄弟に罪を犯し其弱き心を傷めしむるはキリストに罪を犯すなり。」

猶十九〇

羅十四〇二

來十三〇十

哥前八〇九

路五〇三七

太十八〇十八

三、各教會は救ひに必要ならざる自分の祈禱書と禮式を定むる權利あります路加傳に「新き酒を舊き革袋に盛る者はあらし若然せば新き酒は其袋をはりさき漏出づ且革袋も壞るべし。」
馬太傳に「凡そ爾曹が地に於て繫くことは天に於ても繫ぎ爾曹が地に於て釋くことは天に於ても釋くべし。」

○設問

- 一、第三十四條の三個の肝要の主意は如何
- 二、諸教會の中祈禱書と禮式に差違ありし例を舉げよ
- 三、國家時代の風俗を異にするに由て其の祈禱書と禮式の變つたる理由を述べよ
- 四、第三十四條に定めたる祈禱と禮式は均しく従ふべきの理由は如何
- 五、第三十四條第三の肝要なる主意は何に反對しますか
- 六、第三十四條の説は新約全書の中で何の事が適當でありますか

第卅五條 講道書を論ず

講道論の後篇は「エヅワルド六世の王の時著述せし前篇と同じ神の言に適合へる

益ある教へを記載して今の世にも肝要なるものなり然し此篇は未だ日本語に翻譯せしもの無し故に此三十五條には唯箇條を現はす爲め爰に記せり
講道論後篇の論題は左の如し

- 第一 會堂ノ正シキ用方ヲ論ズ
- 第二 偶像ヲ拜スルノ危険ヲ論ズ
- 第三 會堂ヲ修葺シ清潔ニスルヲ論ズ
- 第四 善行殊サラニ斷食ヲ論ズ
- 第五 食ヲ食リ酒ニ酔フヲ論ズ
- 第六 過分ノ美服ヲ論ズ
- 第七 祈禱ヲ論ズ
- 第八 祈禱ヲ爲ス時ト處ヲ論ズ
- 第九 共ニ祈禱ヲ爲シ「サクラムメント」ヲ施サル、時必ズ方日ヲ用フヘキヲ論ズ
- 第十 神ノ旨ヲ尋數ス可キヲ論ズ
- 第十一 施濟ヲ爲スヲ論ズ
- 第十二 基督ノ降誕ヲ論ズ
- 第十三 基督ノ受苦ヲ論ズ

聖公會大綱

- 第十四 基督ノ復活ヲ論ズ
- 第十五 宜キニ合ヒテ基督ノ体ト血トヲ受ルヲ論ズ
- 第十六 聖靈ノ賜ヲ論ズ
- 第十七 生植陸日ノ説
- 第十八 婚姻セシ人ノ務メヲ論ズ
- 第十九 悔改メヲ論ズ
- 第二十 怠惰ヲ論ズ
- 第二十一 亂チ作スヲ論ズ

今や英國聖公會に關はる諸ての規則を論ずる大綱の第三十五條より三十七條に至るまでを含める部分に達りましたのです。
爰に講道論といへるは聖書の或點に就き或は一節或は數節を説明す講義です本條の中に述べたる所よりして宗教改革時代には講道論二卷の發行があつたを知られます其の第一卷はエドワード第六世の即位の年なる一千五百四十七年に發行せられました其書に載たる説教の中カンターベリーの大監督クライマー及びウースターの監督ラチャーの記したものがあります此書を記せし人は後に殉教

者となりました故に斯る書籍はプロテスタントにて改革したる聖公會を愛する者には最も肝要で最も神聖なる意味を起さしむるものです
此の書籍の中に記してある真理の爲には之を唱へし著者の爲に大膽にも己が生命を棄てましたされば若し今日我儕にして此の書の中に述る所と同一の聖書的であつて少しも人を憚はず又人に譲らざる説教をば教會又は講義所にて聞くことが出来ましたなら我儕は如何に幸福でありましょうよさすれば虚偽の説教は耻ぢ且つ恐れて逃走しつゝ神の聖潔生命を與へる真理を知らざるが爲め亡滅の中にある我國の數千万人が之を聞知つて大いに喜ぶ所となりましょう。
講道論の第二卷は本條の中に其の目錄を擧げましたが、こは一千五百六十三年エリサベス女王の時發行したるものです而してこは主にエリサベス女王の即位の間もなき頃發行したのであつて世中にてデュウユルの辨證論と稱へられたる英國聖公會の立派なる護教説の著者なるサリスベリーの監督デュウユルの作つたのであります。

これより本條に立歸つて研究しますれば我儕の教會の講道論二卷を承認したこ

とに注意するは大いに肝要であります、素より此等の書籍に記せし語は古くして多く今日のものと異ひますれば了解難い所もありましよう、又今日殆んど總ての教職は初め執事たるの按手禮を受けし時より自ら作つた説教を講演の認可を得ますれば講道論を朗讀することは決してありませぬされど若し其の説教が此等講道論に反對しますれば即ち聖公會の教ではありませぬ又自然に聖書の教に反對するのであります。

○聖書の證句

尼希米亞記に「彼等その書に就き神の律法を朗かに讀み且その意を解明して其の讀む所を之に了らしむ。」

提摩太前書に「爾この事を教へまた勸むべしもし異なる教を傳へて我儕の主イエスキリストの善言と神を敬ふことに合ふ教を肯はざるものあらば此人みづから驕り無智なる者なり、

提多書に「此は信すべき話なり我なんちが此等の事を切に語り神を信する者をして慎みて善功を務めしめんことを欲す此等の事は美し又人に益あり。」

尼八〇八

提前六三三

多三〇八

○設問

- 一、講道論とは何でありますか
- 二、講道論第一卷は何れの時何人が記述しましたか
- 三、講道論第二卷は何れの時初めて發行しましたか又何人が記述しましたか

第卅六條 聖職を聖別することを論ず

日本聖公會第四總會の議定したる「聖職按手式」英國エドワード六世の時及一千七百九十二年に至りて合衆國教會の大會議に於て定めしもの「參考」は「監督長老及び執事を立つる要件を全く備へ一も迷信と不敬に屬せずこのゆゑに此の式によりて立られたる者は法によりて正當に立られたる者と定む

本條の冒頭にあるは「聖職按手式」と呼ばるゝ者にして祈禱書に含まれてあります。英國聖公會の爲に本條を記述しました頃（一千五百五十二年なれども一千五百六十二年に至りて全く改めたのです）按手式に就き二人の反對者がありました。第一は天主教徒にして聖公會の按手式を以て不充分の者なりと致しました事は、即ち長老の按手せらるゝ時天主教にて生る者と死し人の爲に犠牲を献ぐる可祭

イ聯二〇二、
多一〇五、
提前三〇、
提前五、
提前六、
提前八、
提前四、
提前四〇

とならしめ聖餐の皿と杯とを假に與へたのです、ケレ共新禮式は皆之を省きまし
 たからであります。
 第二は當時漸く起りまして其後大いに盛んになりました清教徒の團體にして其
 の多數は我儕の按手式が改革以前に行はれしものを多く持續てをるとの理由を
 以て反對し且つ監督の職は其の起原を使徒時代でありとすることが出来ぬとて
 之を反對しましたのです。
 斯く種々の反對説が起りましたから此の問題に就ては教の權威ある宣告を下し
 て疑念を霽し教職の事を定めた許りです。
 英國聖公會にては往昔の風俗を好む人の爲に本條に申します、**教職を立る要件**
 を全く備へ……即ち教職の按手式は教職たちの如何なるに關りては何の肝要
 なことを省くことはありませんと第二の輩は即ち監督の職務に反對するもので
 聖職按手式は天主教の聖職に餘り似てをる者と申すのです又本條に曰く改革を
 行ふたエドワード王第六世と改革を好む民は悉く此の聖職按手式は少しも聖書
 に反對するものでないを申しましたのです故に此の英國聖公會の聖職按手式

に就て職務を受ける監督長老たちは眞正の基督教會の聖職でありますのです。
 借天主教は凡て改革に就て聖職按手式に由り按手したる聖職を眞の監督長老な
 るとでないを申します此の三十六條は此の事に就て聖公會の答であります英國聖
 公會尚ほ大日本聖公會は此の點に就て少しも疑ひはありません彼の祈禱書に於
 かれた聖職按手式に就て按手したる監督長老たちは主キリストの聖旨と聖書の
 言に適當したる聖職であります。
 抑も本條は他の集會の聖職たちの完全と不完全とに就ては少しも申しません此
 の定めたる規則は聖公會の内にて聖職の務を行す爲に監督の按手を受けることは
 必要ぬのです而して他の集會の聖職は聖公會の會衆の中には自然に權威はあ
 りません。
 借不幸にも大日本聖公會の法憲第四條は聖職に就て誤つて曰く……日本聖公
 會は使徒時代より繼承したる監督長老執事の三職位を確く守ると以上申しまし
 た事は事實でありませぬ此は聖公會の歴史に逆も證據のないことです此點に就
 き有名なる監督ライトフートの基督教會教職論を看ますれば充分の證據を與へ

られますので、併し聖公會の中に澤山な宣教師と信者たちは聖職に就て天主教と同じ意味を有て居るので、即ち使徒時代より繼承したる聖職のみを真正の職と思ひますので、是が使徒繼承と申す點であります。

英國聖公會は大綱と祈禱書の中にこの臆説に就て毫も説がありません、故に重い事と思ふて居ませんことは明かです、彼の有名なるフリーカーは之を論じて其の教會政治論第七編第十四章に述べた諸種の理由の中に曰く……按手禮を真正となすも使徒より今に至るまで續いて監督の手から按手するの權を持來つた事を一つも遺さずに求むることは出来ません……此點に就ては大監督ラウドの此の問題に關はる説を考へねばなりません、即ち彼が天主教のデニスウイット派のフイシヤーと相談せし時其の三十九條の七項は明かに認むべき使徒時代より職位の繼承せることは聖公會に必要ぬといふ事を否みました而して曰く……或教會に使徒より繼承すべしと聖書の中に主イエスキリストが約束し給ひし事を認めません、且つ繼承の事は果して何れかの教會に在りとせば其は幸ひなることにて此世の度々移り替るうちに大いに力があります、されど余は往昔の師

父たちが書の中に何人も明かに使徒より繼承の絶えざるを以て真正の教會の記號なりと申せしを見ませぬ……

以上述べたる事に因て聖公會は使徒繼承といふ事を教へませなんだのは明かであり、或論者曰く……基督教は書籍の上に立つたる宗教に非ず、主キリストは或團體を立て、其の役員を定め、又教ふる權威を彼等に與へ給ひましたので、故に人間は教會の教職より初めて教を受ねばなりません、それから後は聖書を讀むことが出来るのみならず、又主キリストは總ての恵を此の三職(監督、長老、執事)の手に與へ給ひましたのです、之に因て罪人は此の定めたる者の手より救の恵を受けることが出来ます、併し新約聖書を能く研究する仁は以上の點の誤謬であることとを明かに認めましょう、されど祈禱書の聖職按手式の緒言の詞を以て折節に宣教師たちは斯様な論を致すものがあるます、故に緒言の詞を少し考へますれば、即ち聖書と諸般の古き書を研究すれば基督の公會に使徒時代より監督、長老、執事の三職位ありしこと明かなり、記してあります。

以上の詞に使徒より繼承の考へは毫もありません、又執事と長老に就ての說に對

しては何の議論もありません例へば執事は確かに使徒時代から在りました者です何せといへばパウロは執事を按手する事に就きテモテトトスに命令を興へました事があるからです。

尙又パウロの福音を宣傳へし所に信者の小團體が出来ました時は其の中に長老を立ましたのです之に就て使徒行傳には種々の例があります。

然るに此等の長老たちは往々エビスコポ即ち監督と稱へられました其の例は使徒行傳第二十章の十七節と十八節とを比較すれば此兩節の監督と記してある語は希臘語の「エビスコポ」です尙又提摩多書第一章の五節と七節とを比較れば右と同じ證據があります而して新約全書には長老と監督と同じ職務を指す語でありますが漸々と時の移り替ると共に使徒の存在の中に監督の職は長老の職より分れたのでありましよう當時信者が各自の團體には數名の長老を立て風俗がありました而して此の長老たちは共に集りて一人が會長となりましたが遂にこの會長の職は常に同じ人がありまして其人をば監督と稱へることになつたのです即ち此は位階の異ふのではなく唯だ其の職務の異ふのみであります。

監督の職の斯る起原に就ての證據として第二世紀には信者の團體ありし邑には多く監督を有て居ましたとの事實があります(監督ライフトの基督教會教職論を看よ)

世に多くの學者たちは主の兄弟なるヤコブこそ正當く第一に聖書に顯はれし監督職の例なりと申します而して彼は使徒行傳に見ゆるが如くエルサレムの教會を支配して長老たちの團體に於て首領となり彼の教會の會議の議長となつて居たれば如何にも前に述たる如く監督職の起原の説に符合てますが之に就て明かなる命令はありません又使徒自身は監督に非ずして諸方に教を宣傳へし使者でありますしたので又主の兄弟ヤコブは十二使徒の一人ではありません其は主の生涯の中には其の兄弟にして一人も彼(主)を借せし者あらざりしことは約翰傳に記したる所でありますからです而して最初の監督たちは決して使徒にあらで首席長老にて他の長老と信者の團體を支配して居ましたが其後斯る職務を有つ所の監督職を格別に立ることゝなつたのです併し彼の職務を續々繼承する事に就ては少しも證據はありません。

提前三〇
八、十

四〇十四

○聖書の證句
左の聖句は吾が聖公會の制定たる教職按手式の神の聖旨に合ふことを證明するを以て爰に引用します

提摩太前書に「執事たる者も亦端莊くし兩舌せず酒を嗜まず利を貪らず此を先づ試みて責むべき所なくば執事の職に當つべし。預言と長老會の按手禮とに由て爾に賜ひし所の賜を忽略にする勿れ。」(提前五、廿二―多)

○設問

一、第三十六條の説に反對する二種の異見を述べよ

二、天主教會の祭司たる長老按手式は何れの點に於て聖公會の長老按手式と差別ありや

三、英國又は大日本國聖公會の聖職按手の有効を證據立てよ

四、使徒繼承といふ説の誤謬を論せよ又之に就てフーカーとラウドの意見を述べよ

五、監督長老執事の職務に對し聖書に就て證據を挙げよ又監督職の起原を説明せよ

六、監督と長老の正しき意味を述べよ又新約全書に於て二つの名稱の共通なることを證明すべし

第卅七條 治者の權威を論ず

政府は教務外に於て教會の教職と信徒を管理の權威あり然れども教務に關することは之を管理の權威なし又羅馬監督即ち天主教の法王は日本國の人民を管理の權力決してなし然れども正しく法に依て立られたる政府を尊敬ひ之に従ふべきことは一切て福音を信する者の務むべき本分とす又政府は法律を以て人民を死の罪に處する權力有り亦基督信徒は其の命令に従ひて兵士となり軍に出べし羅馬教即ち天主教の法王常に己れは神の聖子耶穌基督の代人なれば凡て此世の王等の首と凡て各國の主宰の首なりと妄に言へり然れども是は聖書の中に明かなる言なし又其證據なし故に眞正の信者は決して之を信するものなし然れども天主教が各國に盛んに傳播ることあらば此妄りなる言は其の國々の大いなる妨害を爲すべし

宗教改革時代より以前數百年の間……羅馬の監督即ち法王は自分が使徒の首

イ羅十三〇
一、彼前二〇
三、三、十
日羅十三〇
一至四
ニ路三〇十
四

長なるペテロを経て主より權威を繼承し至て世界の國家と帝王を支配すべき者にて實に地上に於けるキリストの代人であると百方方策を拵へ力を盡して申しました之が爲め聖書の意味を曲げて偽りの書牘を作りました故に基督教國の帝王と國民が法王は斯も絶對の權威を有つ者なりと信認する様になりましたのです。

右の結果として政府は其の臣民が公けに政府の外に法王を一つの主權者と認め之を敬重して其の權威は主なる神と同一であると爲して屢ば法王に訴へましたれば國法は無視せられ多くの不便と損害を受け執政者の困難なるのみならず凡て國政の順序は打破られましたのであります。

されど英國にては一千五百三十四年に至つて其の帝王と國會はこの恐しい法王の最上權なる範疇を取除くことが出来たのです。此時から英國王は其國の政治と宗教との上に首長となつて彼のマリア女王の四年の間を除く外は天主教の法王は英國に於て少しも政治上の權威を有たずして英國王が最上權を有ち王の裁判所が爲したる裁判は最終のものなれば其の臣民は誰にても悉く英國の外の主權

者に上告することが出来ぬ様になりました。斯くて國王と臣民とに負はせし範は取除かれたれば其時から政治と宗教の上に就て自由であります。

本條は斯く述べたる後この宗教上と政治上の百般の事件に關はり最上權なる者の何であるかを説明しましょう。本條を記述せし頃幾多の人士は宗教上に關はる國王の最上權を誤解して之に反對して曰く………こは全く國王の職務でありませんと、この權を認める數人のみ此は實に法王の最上權を侵すものであると致しました。又他の人の曰く………神の權威を奪ふものであると、尙ほ曰ふ者があります………帝王がこの權威を有まれば教師たちの聖職を行ふを妨げるを恐れること反對せし者もありましたと、されば本條は之に就て明かなる説明を致しましたのです。蓋は帝王を以て國家の元首として何事にも其の最上權を有つ者とするも、之が爲に帝王は彼の教職の固有なる職務即ち説教聖奠を行ふの務めを自ら有つべき權威があると申すにはあらずと。

本條の終りの二つの句は實に改革時代に當つて諸方に起りました彼の聖書の詞を誤解たるに由ての妄なる見解を排斥するが爲に挿加へたのであります。第十六世

紀の頃に至つても尚ほ彼のアナバプタスト派といふ諸種の問題に就き極端の説
 を唱へた者が居りましたが此等の者は獨乙國に多くの困難を加へ且つ其の言行
 の放逸なりし爲め宗教改革の事に大いに妨害を與へましたので其の異端の中
 ……凡て信者は何人をも殺すべからず又自己の身命をも防禦すべからずと…
 ……申しました。

斯る問題に就て聖公會員の良心を安靜しめ又斯る愚なる説を打破らんが爲に本
 條は爰に基督教國に於ても信者が恐しい大罪を犯すに由て死刑になるもあり又
 信者は政府より命令を受たらば武器を取て自己が國の爲に戦場に出るは毫も差
 支へはあらずと申します。

○聖書の證句

一如何なる國家にても其の元首(帝王)は最上權を有ます
 羅馬書に「上」に在て權を掌る者に凡て人々服ふべし蓋は神より出ざる權なく
 凡そ有とところの權は神の立給ふ所なればなり是故に權に悖ふ者は神の定め
 逆くなり逆く者は自ら其審判をうくべし。

羅十三〇

彼前二〇十

彼得前書に「なんぢら主の爲に凡て人の立る所の者に服へ或は上にある王或
 は惡を行ふ者を罰し善を行ふ者賞る爲に王より遣はされたる方伯に服ふべし。

二羅馬監督は英國又は大日本國に主權を有たず
 路加傳に「イエス彼等に曰けるは異邦人の王は其民を支配す又其上に權を乗

路廿二〇廿

者は恩を施す者と稱へらるるされども爾曹は如是すべからず爾曹のうち大なる
 者は幼が如く首たる者は役ふ者の如くなるべし。

約十八〇廿

約翰傳に「我國は此世の國に非ず若しわが國この世の國ならば我僕われをユ
 ダヤ人に付さる爲に戦ふべしされど我國はこの世の國ならざるなり。

○設問

- 一英國に法王の主權を有たる爲め同國內に起りし紛議を述べよ
- 二英國に於て法王の範範は何年何人に由て取除かれしや
- 三宗教上に關はる國王の最上權とは何の意味あるか
- 四第三十七條の終りの二つの句は何の爲に挿加へたるか

第卅八條 基督教徒等の財産は公會の共同物に非ざるを論ず

イ徳五〇
三〇四
二〇一
十一
十
九
八
七
六
五
四
三
二
一
〇
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

或人の妄に主張る如うに基督信徒の財産は共同のものに非ず然ども各々其全力に從がひ所有の中より喜んで貧き者に博く施與を爲べし

或人とは改革の時に熱心の信者等使等行傳第二章四十四節又四章三十二節を讀解して總て會友の財産は公會の公同にするものとなせり又或信者等も往々此過に陷るもの有り故に之を拒がんと爲に此九條を掲げたり

第卅九條 基督信徒誓を立るを論ず

故け無くして輕率しく誓ひを爲すは吾儕の主基督(太五〇卅三ヨリ卅七)及び其使徒ヤコブの書(五〇十二)に禁せられたれども官吏の命令に因りて信と愛を保つ爲に誓を爲して證據を立るは基督教の禁する所に非ず但し一豫言者耶四〇二の教に從がふて眞實と正直と公議とを以て爲すべし

此の三十八九條の中に掲げたる誤説は第三十七條の終りに記せる二種の謬見と同じ類にして又均しく聖書の句の一節を文字通に直解たるか又は其の一節のみを採て他のものと異なる見解を爲したるか是れ主が往昔惡魔の試みを受給ひし時惡魔は聖書の一節を以て……聖書に斯く記さると申せしに主は之に對して

|| 聖書に又かく記せりと他の節を引て其の惡魔が曲りたる説を斥け給ひし實例を等閑に見て居るからです。

今茲に其例を示さん……宗教改革時代に許多の人士は使徒行傳の中に記せる彼のエルサレムに於て基督教信者の間に各自の財産を誰れ彼れの別ちなく互に用ひてましたのを輕率しく見て信者は何時でも斯様な事を爲さねばならぬと思ひましたケレ共パウロの書翰の中には一個人の財産を有つべき事を記したるに何人も氣が付かずに居るのでしよう。

右と同じく許多の人々は主の聖言と使徒ヤコブの詞に由て全く誓盟を禁じられた者と解へて一方に主は……なんぢら然るを然り否を否と云へこれより出るは惡より出るなり(即ち是より出るは誓約を指し又此世の惡に由て裁判所の誓言は必要ぬものです)と曰給へるを以て誓盟といふ言に制限を付け又主自らカヤバの職に對して誓ひ給ひし事をも看過すに基督信者は如何なる場合にも誓言を爲すべからずと致しましたのです。

第三十八條の「或人」とは即ちアナバプタ派を指します而してこのアナバプタ

太五〇三十
五〇七
五〇十二

スト派は和蘭と獨乙に起りまして烈しき宗派であつて宗教改革時代に他の國へ流行て行きましたので、此の宗教改革の頃には之に伴ふて極端なる偏倚た説が起り又奇異き行爲を爲す者が續々と出ますから斯る現象に因て顯くこと莫らしめんが爲め主は種子と麥との比喻を教へ給ひましたのです、右の宗派にては夥多の曲つた説を唱へましたが其中にて彼等は均しく幼兒の洗禮に反對しました故彼等を總てアナバプテスト即ち再び洗禮する宗派と申しました即ち彼等は先に幼兒の時に洗禮を受ましたが猶ほ彼等の團體に屬きますには更に再び洗禮を受くべしと申ししたので、此等の者はルーテルに非常な迷惑をかけました彼等は福音を珍らしい様に變へましたのみならず、天主教徒は新教の信者を悉くアナバプテストと混せましてアンチノミアン即ち際限なき放逸と同じ意味にして居たのです、又天主教徒は謹直にして法律に從ひ道徳を進むるものであると申します、されど天主教徒はこの改革の事業に惡き評判を來す爲め新教徒の中に放逸なる宗派を起さしめましたのです、而して天主教徒は法律を守り道徳に居るものをして改革より離れさす爲に斯様の事をしたのであります。

尙ほ當時のアナバプテストの唱へし誤説を知らせようとするには、ハイドウイツのグの大綱歴史を見ることが肝要であります、さらば其の小部分を引て示しましう。

該書には「先づアナバプテストの基督論即ち主の性質に關はる彼等の見解と、キリストの成就給ひたる事業と信仰に由て義とせらるゝ教義に就ての意見の大いに誤れるを述べ且つ彼等の中多數の者はキリストを以て唯だ教師又は模範であるのみとして三位一體の教を少しも信じませんのです、特に甚しきは其の肉と靈に就ては奇異き見解を以て……もし人間は重き罪を犯し服ふべき惡き行爲即ち猥褻を爲すも神の前にて罰せらるゝ事なしと申します、而して以上の恐しい誤解に加へるに初めのアナバプテストの數人は絶對的必至論といふものを唱へ、他の者……は萬の物の更新りたる終局に至つて惡魔も亦悔改むべしと申しました、彼等の中……直に建らるべき新しき王國(ミルレニヤム)にては裁判官なく又神の言に因て示されたる教も無用となるべしと申して、斯る希望を強く有て居ます、爲に彼等は財産を共有にすべきことを唱へ、又彼等は世中の事に關はる兵役

を拒み且つ何事にても一般に誓ひをなすことを否み其の甚しきは安息日を守ることは基督信者の爲すべきものに非ずと致して又他の者は一夫多妻を許さるべき者であると申し尙ほ聖霊を受けたもの即ち彼等の團體にて入會の式を行ふたる者は假令姦淫すとも罪とならずと申しました而してアナバプテストたる者は政治及び宗教上の制裁を免るゝことが出来また裁判所の如きは恐しい迫害を爲すものであると申し且つアナバプテストは凡ての基督信者を助けて善き公會の教義と法規より免るゝ様致さねばならぬと申しましたのです。

ルーテルは既に宗教改革の事業の爲に餘り疲れましたる所へ尙ほ此等アナバプテストの放逸と猥褻の行爲と大言をなすに因て其の疲勞が一層甚くなりましたから彼等に就て斯く如く申しました即ち……彼等アナバプテストは信者たるものは何物をも有つ勿れ少しも替ふ勿れ官吏となる勿れ裁判所の裁判に従ふ勿れ人を殺す勿れ我身を防禦勿れ其の妻と子を棄てよ杯を初め其他夥多の異端を勧めました……と。

本條にも此の宗派の誤説を論じたる點よりしてアナバプテスト派の意見は第十

六世紀の中頃英國に盛んに入來つて人々の之に感涙んとする危険ことになりましたから遂に教の權威を以て之を排斥すべき必要がありました。

斯て本條は明かに其の財産を共通にすべき事なく又各自其の分限に應じて貧者に者に分與へよと申し又信者たちは輕々しく思慮なくして誓約を爲すべからずと申しましたけれども重大なる事件の發りたる時には嚴肅之を爲すは舊新約全書に是認とする所であります即ち信者にして忠義なること、眞實と正しき裁判と相互に親みを守る爲に裁判官の命令に由て誓ひを爲すべし是は證明する時に神の助けに因て眞實の證明の外少しも申さずと誓ひますからです。

○第三十八條に對する聖書の證句

一 財産を共有にするは神の命令にあらず
使徒行傳に || 地所いまだ售ざる時は爾の有ならずや已に售たりとも亦なんぢの權に屬するならずや、

哥林多前書に || なんぢら飲食すべき家なきか
二 心の儘に施與を爲すべきものなり

申十五〇十

約登三〇十

申命記に「貧き者は何時までも國に絶ること無るべければ我汝に命じて言ふ汝かならず汝の國の中なる汝の兄弟の困難者と貧乏者とに汝の手を開くべし。約翰書に「世の資財をもち兄弟の窮乏を見て反つて恵の心を閉る者は何で神を愛するの愛其衷に在んや。」

○第三十九條に對する聖書の證句(祈禱書の信施を集むる時の用語を参照せよ)

一、無益にして輕忽しき誓言を爲すべからず

出埃及記に「汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバ己れの名を妄に口にあぐる罪を罰せでは罰さるべし。」

雅五〇十二

雅各書に「兄弟よ一切誓ふ勿れ或は天或は地或は他物を指て誓ふ勿れ爾等是を是とし否を否とすべし恐くはなんぢら罪に定められん。」

二、凡ての裁判の時には誓言を爲すべき事

申六〇十三

太六〇六

申命記に「汝の神エホバを畏れて之に事へその名を指て誓ふことをすべし。馬太傳に「イエス默然たり祭司の長對へて彼に曰けるは爾キリスト神の子なるか我なんぢを活神に誓せて之を告しめん。」

太六〇十六

希伯來書に「凡そ人は己れより優れたる者を指て誓ふまた事を定むる誓は凡て彼等の争辨を止むるなり」

○設問

一、基督信者が財産を共有にすべしとの所説の起りしは如何

一、聖書を以て左に證據を興へよ……(イ)財産を共有にするは一時的のもの(ロ)又

之に就て聖公會の内に規則のなき事

三、主の更に誓ふ勿れとの聖語は主の行爲に因て或制限を付けたる事を示せ

四、アナバプテストと其の所説とに就き知る所を述べよ

太五〇三四

信仰と行爲の標準

ハツチンソン

余は今信徒の信仰と行爲の標準に就き聖公會が如何に之を教示するかを論述せう、凡そ基督教に於て信すべき事は即ち行ふべき事の標準で今單に之を信仰の標準と稱します。此名稱は聖書新約書及び三十九の大綱等に見當らすとも解り易きものなれば古へより慣用らるゝに至りました。聖パウロは三回此類の事を語りま

羅七二〇六

加六〇十六

羅六〇十七

す即ち信仰の量に循ひと云ひ、また循ふべき規矩と云ひ、また授けられし所の教の範と云へり、故に初代信徒の著書の中神が基督に由て己れを顯はし給ひしと又信徒の生涯に由て聖靈を顯はし給ひしと等に關はる一組の教義ありしとを記載しました。此一組の教義は神の默示し給ひし真理と共に調和ひ一定せるものです。信徒若し其靈魂の幸福を得んと欲はば此等の教義を知り且信せねばなりませぬ。即ち以下に云ふ所の信仰の標準です。

我儕は如何にせば此信仰の標準を知れます乎、又既に之を知り得たとしますれば、如何にして其物は眞正の標準なることを知れます乎、此等の間に答ふるに先だち我

儕をして古への神民なる以色列人の信仰と行爲の標準は如何なるものであります乎を問ましよう、抑も神はシナイの野に於てモーセの手を歴て以色列人に成文の律法と證詞を與へ給ひました。即ち以色列人が信奉所の宗教の基礎です。而して此書は聊かにても人の意にて添削することを許されませぬ。此後神は此律法と證詞を説明し、確證し、布衍さうとの目的を以て漸次と豫言者を起し、彼等をして神の目的に就き、又神民の需要と弱點に就き示す所あるやうにし給ひました。即ち舊約全書のモーセの五書以下の部分です。而して主耶穌基督は其説教の中屢次此聖書即ち律法と豫言者は以色列人の信仰と行爲の標準であることを示し、又此聖書と古への遺傳とを比較して聖書のみ神の言と稱し給ひ、使徒等も亦主に倣ひて斯く爲て居りました。

又使徒及び豫言者等は、聖靈より命令と權威を受けて、新約全書を記載し、而して初代の聖公會は新約全書を舊約全書と同等の教權あるものと認ました。其理由如何と云ふに、此書は人の理性に訴ふるが爲のみならず、此書の記者は使徒と豫言者なる班列の中の人々でありしに因るのです。基督の教會は使徒と豫言者の基の上に

立らるゝと有やうです、ことに舊約全書に三個の區分あるやうに、新約全書にも亦三個の區分ありて、前者は後者と相對します、即ち四福音書はモーセの五書と相對し、使徒行傳は歴史の書と相對し、使徒の書と黙示録は豫言者の書と相對します、斯やうに舊約新約の兩部は合体して、神聖なる真理の完結と調和ひ且教權ある記録を組成したものです。

又初代の聖公會が舊新兩約全書を以て信仰と行為の標準と爲ました事は左の二事に由て知れます、即ち一は大會の議決にて、例へばニケヤ大會は主耶蘇基督の性質に就き、聖書は如何に之を教示するかを考査るを目的と爲ました、二は使徒時代の師父の如き有名なる人々の著書の中、今尙世に存する著書には肝要なる真理を示す時常に「我儕の主耶蘇の言を記憶せよ」福音の中に主云たまふ「福音は斯く教ふ等の言を用ひましたのです。

初代より降りて宗教改革の時代に移るも、我儕は當時の聖公會が初代の聖公會のやうに舊新兩約全書を以て信仰と行為の標準と爲ましたを見るのです、余は之を證するに、二個の最も肝要なる法文、即ち聖職按手式と三十九の大綱を以てしませ

う、聖職按手式の中、祈禱書三百十九頁に曰く、

「人々の救に關はる此の重き職務は聖書の教と之に合ふ行為に由ずして盡すと能はざれば、周到に聖書を學び、勉めて爾曹と家族の行為を其の誠命に合はせ、

又爾曹之が爲必らず教主耶蘇基督の保惠に由て恒に父なる神に祈り、聖の佑助を求め、又日々聖書を讀み、之を味ひ、之に由て益ますその職に熟達し、絶す爾曹と家族の行為を清めて、基督の教訓に合ふ善き模範となることを勉むるならん。」

次に此勸告に基づき監督は問ふて申します

「爾曹聖書は耶蘇基督に由て賜なき救を得るに必要なる教理を悉く載せたりと信するや、又此聖書を以て爾曹に委任られたる人々を教へ、且つ聖書を以て證明し得ざる事は、賜なき救に必要として何をも教へざる事を決心せるや、三百廿一頁

之より他の問答ありて、後監督は新長老の手に聖書を付し、彼を任命して神の道の忠實なる宣傳者と爲し、次に左の祈禱を爲す、

「其宣ぶる聖言空しくならずして、必らず成功あらしめ給へ又願くは彼等聖言を宣べ、或は之に基きて教ふる時、我等救の道として之を納け、言と行を以て榮光を顯し云々三百廿八頁」

又監督按手式にも亦同じ問答ありて後、司會監督は新監督に聖書を付して云はく「爾之を讀むと人々を勸め教ふるを務め、之に記せるを善く考へ専ら之に心を寄て爾の進歩を顯すべし」三百四十二頁

三十九の大綱の證する所も亦全く之と符合します。大綱の三十九個條の中、少くも六個條は、聖書の教權あるを指點しましたので、例へば第二十條には聖書を記載したる神の言と云ひ第六條には聖書に據て正教を立て、異端を排斥すべきを示し、第八條には三信經は聖書の最も確かなる證を以て證明せられたるものなれば、全たく受くべく信すべきものとすべしと有り、第十七條には行為に於ても我儕神の聖言に因て明かに示されたる神の聖旨に従ふべしとあり、第二十一條には聖公會の大議會に於て定めし事は明かに聖書に基づかざる時は、毫も効力あるとなしとあり、第六條には聖書は總て教を得るの要道を載たるものなれば、聖書に載す

或は聖書に據て確證せざる事は、信すべき要道と爲すべからずとあり、以上證したるだけにて、聖書は信徒の信仰と行為の標準たることを確かむるに足りず、

然らば如何なる書を聖書と認めます乎此間に對する答は左の如し、即ち聖書とは新舊兩約の經典にして、即ち聖公會に於て常に疑なく、信仰の標準として、信奉する所なり、第六條されば我儕は彼の高等批評に毫も頓着することには不要、以賽亞書は一人の作です乎、將た二人の作です乎、申命記はモーセの筆でせう乎、將たヘセキヤ王の時代の一著者の筆でせう乎、但以理書はダニエルの自著です乎、將た同人の死後三百年の著作です乎、此等の問題は我儕の上に何の影響もありません、次に聖書の説明するは何人であるかと云ふに、是他なし、何人にもせよ之を讀む人は、即ち之を説明すべきものです、神は我儕に一の説明者をも與へ給ひません、是明白なる事實で、聖書の用語は大概解り易きものです、例へばモーセの五書は其時代の以色列人に示せしものにて、彼等其語を能く理解しに相違なし、勿論時として説明を要むる所も有りましたらう、然れども斯る場合には、レビの一族は説明の勢を取

りましたのでせう、此一族の撰ばれたるは、人民に神の旨を秘す爲め、でなく、反つて

之を示さんが爲です、又預言者の書を考ふるも、此等は預言者が普通の人民に教示
 しましたものを筆に筆しましたもので、時として人民は預言者の説教を厭ひ通解を
 設けて、彼は比喩を語るに非ずやと云ましたとあります、然れども預言者の説教は
 概ね明瞭なもので罪を責め善を勧むるものです(王下十七〇十三)轉つて四福音書
 を看るも、主耶穌基督は有ゆる階級の人々に對して、明瞭に教へ給ひたれば、聽衆皆
 他の説明者を要めずして容易に其意義を理解しました、使徒等も亦主の教へ給ひし
 所を繰返し、私かに聞しとを公けに宣傳へ後に至りて之を書に筆しました、是が即ち
 四福音書で、其用語は何人にも解り易きものなれば、一の註解をも施しませんでしたし
 た、若し教權ある註解を施すの必要がありまますなら使徒等は之を施しましたでせ
 う、然れども彼等は略解だも附ませぬのです、更に進んで使徒の書を考へて見ます
 と此等の書翰は唯長老の爲のみならず普通信徒の爲に書たる者です、勿論パウロ
 の書翰及び他の聖書の中には解り難き所ないではありませんが、(彼後三〇十六)此
 の事を語りしペテロも他の使徒も之に註解を施しませんでした、之を施しましたと
 するも亦此註解を説明するは何人ですか、聖書の總ての預言は預言者が己の意を

以て示したでなく、皆同じ聖靈の感化に由て記されしものです、から大綱の第二十
 條にある如く、聖書に載たる一節を他の一節に反きて説く可らず、又同十七條にあ
 る如く、神の約束は聖書に屢次顯したる儘に我情之を受け信すべき也、故に人の中
 にて神の言を説明せるの權威を授かりし者は一人もあるとなく、且つ此類の人あ
 るを要めません、是使徒等にせよ、初代の聖公會にせよ、又祈禱書と大綱を編纂し宗
 教改革者にせよ、皆同じく認めました所であります、

宣教師又は傳道師たる者は自から聖書に精通するのみならず、其托せられたる會
 衆にも聖書の研究を奨励せねばなりません、聖書に示されたる真理は唯學者のみ
 の専有物でなく、一般の人々に普及すべきものです、主の時代の學者輩は、律法を離
 らざるこの多くの人々は、耐すべきものなりと云ましたけれども、主イエスは其祈
 禱の中に、天地の主なる父よ、此事(即ち真理)を智者と達者に隠くして、赤子に顯はし
 給ふを謝すと云給ひました、オーゴスチンは其著はせし基督教論の中(二章七節)に
 述べて曰く、聖靈なる神は聖書を左の如く組成給ひました、即ち聖書の中、平あなる個
 所は心の飢を癒すの資とならしめ、難解い個所は心の飢を起すの料とならしめ、又

平易き箇所は難解い箇所の中に含める教義を説明するの助となりしめ給へりと
 換言れば、聖書其物は聖書の最善き註解です、彼又曰く「聖書の全部を通讀で且之を
 記憶し縦し之を悉く理解するも、之を通讀だけの智識を有つ者は、最も熟練なる
 聖書の註解者なり」と、彼は又我儕が聖書を研究する時聖靈の佑助を祈るべきことを
 勧めました、而して我儕が降臨節第二主日に用ふる特禱は此勸の意に合たるもの
 です、我儕は信者たちが聖書を研究せらるゝ時常に此の特禱を用ひられんことを切
 望ます。

健全なる判断力を有しフーカ(教會政治論五章二十二節の言に曰く「我儕が信じ
 來りし如く、救を得る爲に必要な條項は悉く聖書に記載せり、行文明瞭にして解
 し易し、殊にイエスキリストの福音發表せられてより以來は無學の者も此福音に
 由て、救の道を解ると容易にして、かのエテオピヤの寺人が説明者なければ解ると
 能はざりし箇所も今は小兒すら容易に之を理解するに至れり、又最初一讀するの
 みにては明瞭ならざる箇所も暫時之を腦裏に蓄へ置く時は其中には自から理解
 力加はりて其意義判断するに至る、されば聖書は左程難解い書に非ず、若し樂んで

之を讀む時は之に由て永生を得るに至るべし云々。

總て聖書を讀む者は之を説明するの力を得んとを祈るのです、單だ祈るのみなら
 ず、熱心と忍耐を以て之を研究するのです、神の言なれば敬畏の念を持ちて之を研
 究するので、之を受入れる、時は慈母の乳を慕ふ赤子の如くなり、之を讀む時は嚴
 父の側にある小兒の心でなからねばならず、然れども之を理解するには、大人と
 ならねばなりません、總て之を讀む者は、教職と信徒の別なく全力を之に傾けねば
 ならんのです、彼は聖書の本文と其前後の意義を理解らんが爲には、其知力を用ひ
 ねばなりません、彼は其義務の真相を學ぶ爲には、其常識を用ひねばなりません、彼
 は聖書の中古聖の傳記、箴言中の教訓、實際の行爲に關する獎勵を研究する時、正邪
 を判定する爲には、其良心を用ひねばならんのです、彼は國民及び教會の行爲より
 例證を引いて、神の言を説明する爲には、過去十九世紀の間の歴史を用ひねばなら
 んのです、彼は聖書の紙面に論述したる心靈的戰爭の真相、失敗の原因、成功の秘訣
 等を説明する爲には、自己の經驗を用ひねばなりません、此外尙一の用ふべきもの
 が有り、即ち聖書の中の地理、動物、植物、金石等を其の類に従つて説明したる百科全

書及び聖書辭典是れです此等の部門に就き經驗に富める専門學者の註解を參照せば裨益する所が大いのです此種の研究に従事するは宜教師又は傳道師たる者の特別なる義務で斯く爲してこそ始めて該博深遠完備き説教と勸話を爲すことが出來、聽衆を信仰の馳場に勇進せしむることが出來ます。

是れより聖書に信仰の標準なるを説明しませう我々の信仰即ち我々は如何なる教理を信すべきかと云ふに之を定むる標準は即ち聖書です別言ば我々が信すべき教理は聖書の中に教示する事項より組成らるゝものです故に如何なる教理にても之を信すべきか否かを定むるには其教理は聖書の中に教示せる事項と相合や否やを審査せねばならず之を審査するに二個の方法があり第一の方法は總合せるに在り即ち聖書中の記事を精査して種々の記事を綿密に比較れば之に由て如何なる真理は其中に表白れ如何なる教理は其中に教示さるゝかを發見し之を組織て聖書神學と爲すことが出來る第二の方法は分析するに在り即ち一組に組織られたる教理群言ばニケヤ信經の如きものを一々箇條を逐ふて聖書中の記事と對照して二者の符合する時は之を以て信すべき教理と認定することが出來ます第

一の方法は聖書を研究して教理を得第二の方法は教理に由て聖書を研究することが出來るのです今日となりては聖公會が認定たる教理即ち新約書と大綱の中に記載せるものは少なくはありませぬ故に此等の教理に據りて聖書を研究するは信徒たる我々の義務です然れども若し聖書を研究し之に據りて聖公會が未だ會て認定しとなき教理を發見したとせば是れ亦神の言に符合する以上は信すべきものであります。

聖公會は其信徒に對して聖書の研究を奨勵し且つ三信經及び三十九の大綱の如き多くの信すべき教理を公認します聖公會派の宗教改革者等は此等の教理を以て悉く聖書の確證あるものと認めました聖公會は又其聖職に對して此等の教理を確信し且之を信徒に教ふべきことを命じて居ます又信徒に對しては此の如き事果して有るか無きかを知らんが爲に日々聖書を探るべき事を勧めたり然れども若し聖書を研究して其結果は三十九の大綱と符合せぬ教理を發見すると有ましたらば謙遜を以て聖公會の教權に服従する筈です何せといへば我々既に新約書と三十九の大綱を受容れたれば重要な點に就ては聖公會の教ふる所と同一なる事

を教ふべきものでありますので、而して我儕は聖書を標準として教理の眞偽を判定するに當り、如何なる程度まで自己の判断を用ふべきかと云に、教權に服従して自己の判断を制め、又自己の判断を用ひて教權に服従する事を制むべし、例へば聖靈の父と子より出る件、又は嬰兒洗禮の件に就き、聖書の中其確證を發見する能はぬならば、一層祈りて充分に研究し親友の意見を敲き、又教會中の先輩に質すのです、又宗教改革者等の所見は我儕大に之を重んずる筈です、縱令彼等と我等とは或點に就き所見が相合はぬも寧ろ己れを非しとし、彼等を是とするのです、若し彼等は初代教會の教理を信じ且此教理は教會を益するとし、ますならば、我儕は充分に之を理解すること出來ずとも喜んで之に服従するのです、何せと申せば、彼等が聖書の智識は該博して其信仰も亦堅固でありますから、聖公會は其信徒に對し聖書を以て信仰と行爲の標準とすべき事を教示すれど、瑣細なる事に至るまで一々規則を制定しません、單だ聖書の教旨を遵奉るべしと教ふるのみです、而して聖書の中の一節のみを擧て標準とは出來ません、其前後の關係より其示されし時代と場合をも參酌て見ねばなりません、又他の一節と矛盾ふ

やうな意味に取ることは出來ぬのです、されば自己の判断に制限ありと知れませう、大綱の第三十四條中に曰く、何人にも自己の判断を以て恣に神の言に反せざる教會の遺傳と禮式を破る者は、譴責せらるべしと、本條の起草されし時代には、暗黒い天主教の遺傳より光輝燦然たる聖書の教理に移りたる人々の中、或人は聖書の中に發見されぬ禮式は悉く之を捨るのであるとの意見を抱き居りましたものと思はれます、此點に就きフリーカーの論述せし所は頗る興味がある、其言に曰く、教會の中の萬事は神の言に反するとなき、悉く之に遵由て規定せられんが爲に、聖パウロは四個の規則を設けたり、即ち(一)何事に於ても信徒を礙かせざると(二)總ての事正しく且つ秩序に循ひて行ふと(三)總ての事に於て信徒の徳を立つると(四)總ての事に於て神の榮光を彰はすとして、此等は皆人性に適合するもの也(教會政治論第三卷第七章)。

三世紀以前に信徒に適當し信徒の益となりましたものも時勢の變遷に由り今日となりては前日の如くならぬものあります、故に禮式及び之に關する規則等は時勢の必要に應じて之を變更するも妨げありません、然れども教理の點に於ては、

頭徹尾之を動かすことは出来ませぬ、初代教會が保守し教理及び三信經の中に纏
 括られたる教理は我儕之を嚴重に且つ忠實に教へねばなりません、主が神人兩性
 を具有給ふとの教理は初代三百年の間に論定られたものなれば我儕之を再び論
 するの必要はありません、使徒時代の教理即ち神の恩恵洗禮と晩餐の二聖奠と聖
 職の性質に關する教理は久しく認説の爲に隠蔽されしが宗教改革者等の盡力に
 由て再び正き説に復ることを得ました、彼等は此等の教理に就き天主敎の認説に
 従ふよりも寧ろ其身を焚るゝとを善とせり、斯の如く彼等が身も命をも捨て、確守
 しました正き説は我儕之を嚴守り一點一畫も之を變更することなりませぬ、教職の
 有力なる點は聖書の教旨に適合る教理を教ふるのであります、即ち初代教會の教
 理、宗教改革者等の再び興せしプロテスタント主義の教理即ち福音主義の教理を
 教ふるにありませぬ。

以上説述しました所に據て唯聖書のみが聖公會員の信仰と行爲の標準なることと知
 れます、而して之を忠實に守り明白に彰はして有益に用ふるは殊に教職の義務で
 す、されば我儕は絶す所り常に怠らずして聖書を研究せねばなりません、今我儕が

聖書中の有ゆる記事は皆キリストに歸着することに留意ますれば、キリストは自然に
 眞理でありて又信仰の標準です、彼は生命でありて又生命の本源です、彼は途であ
 りて又救を得る爲に欠くことの出来ぬ唯一の者です、加之キリストは神の僕、の完
 全者なれば彼は又我儕が行爲の標準であります、斯の如く聖書の中の有ゆる記事
 は皆キリストに歸着が故に我儕が信仰と行爲の標準と云ふことが出来ませぬ、我儕
 は充分に此の標準を學び忠實に之に従ふ恩恵を神に求むべき筈であります。

(終)

附 録

讀者の知れる如く日本聖公會の教理は法憲第二、第三條に明かに示されたるが明治二十年總會の決議にも祈禱書及び大綱を現今の儘採用することあり故に日本聖公會の教理は詳細に聖書と大綱に據るべきものなれば大綱の教に背く教義はこれ日本聖公會の教理にあらず従つて刀て忠實なる信徒は之を拒むべきものなるは明白なることです然るに現今日本にて出版したる種々の書籍は日本聖公會の教理を顯すものと稱へられます併し彼等は「大綱と聖書に就て調べますれば不幸にも肝要なる點に叛いて居るものです實にイエスキリストの犠牲に由て救を受る方法はサクラメント即ち聖餐又は繼承したる聖職に由てのみ人間に與へられたと申します此は異端と人間を滅亡に導くものと申さねばなりません例へば此は「基督教聖職沿革論」と「教理一夕話」又は「日本聖公會と日本聖公會環又特に或學者及び或宣教師は其の神學校や會堂に於てメーンソンの著にして高橋五郎の譯なる福音之道一名基督教理提要に記せる教説を教授し或は宣講られつゝあ

り該書の論する所果して如何であらう是れ聖書と大綱に絶對的反對するものなるを以て日本聖公會の教理に反對することを保守り且之を教ゆることとなります故に加拉太書一章七節にある聖パウロの語に據り此は異なる福音にして眞の福音に非ざるなり若しメーンソンの此著書の全体の教義が不幸にも權威あるものに由て是認せられ日本聖公會の教理なりと決定せらるれば是れ聖公會には大なる危険ことであります蓋此は聖公會の滅亡の理由でありますからす即ち馬太傳十二章二十五節に曰く「イエス曰けるは凡て相争ふ國は亡び凡て相争ふ邑や家は立べからずと若し聖公會にして救拯を受る爲に二箇の絶對的相反する教を教へるには其信徒は勢ひ二派に分るべきを以て相提携して働くを得ず如何なる事業にても互ひに相助くること能はず却て一派は他派が恐るべき異端に在ることとを信するを以て熱心に他を拒まんと欲するなるべし斯くして公然相争ふことをせざるも其心中互に猜疑不信任の念を懐くを以て聖徒の交通は皆無なりますこれ實に悲むべきことではありませぬかメーンソンの此著書の教義を信する者はロマグリークの死たる狀の公會信徒の如に道を離るゝものにして又此二つの死

公會信徒の如き救拯を得るは主イエスキリストを信仰することのみに由るとせずして聖餐を受くるに由りてなりと思惟ます加^シ之^ノ聖餐式に於て聖別したるパンと葡萄酒を禮拜することに由て十誡第二條に背いて偶像禮拜の罪を犯すものとなります實に此著書の如きは使徒行傳二十章三十節にある弟子等を己に従はせんとて悖理なる言を言出す者に似たるものなり此等の輩につきて帖撒羅尼迦後の書二章十一節に曰くかれら眞理を愛するの愛を受ずして救拯を得ざる者なり是故に神かれらが証を信せん爲に迷惑をして彼等の中に働かしむと聖靈はそのロマグリークの公會より離れ給ふたる如に此二つの公會と同じ異端を保守する聖公會よりも亦離れ給ひましようこれ恐るべきことでありませぬか
 メーソンの此著書や信仰の所以を理會んと欲する一般の基督教信徒を補助することをせず反て彼等をして尤も恐るべき異端に惑迷はしむるものなりとす故に余は彼得後書三章七十八節にある如く愛する者よ爾曹預じめ之を知ば慎めよ愚者の迷謬に誘れて其堅き心を失ふこと勿れなんぢら益我情の主なる救主イエスキリストを知んこと益その恩恵を知ことを務むべきことを熱望をります

です

以上の論を證する爲め左の事を熱願なさることを望む

降生一千五百五十二年即ち英國聖公會改革の時に於て英國聖公會祈禱書聖餐式文の終りに附加べきことを定めたる肝要なる事は左の如し

聖餐式文の中に受くる者は皆恭しく跪き……とあり(日本聖公會祈禱書にては百五十六ページ六行目にあり)此命令の眞意は凡て正しく聖餐を受る者がキリストの該時與給ふたる益を受るに由て恭跪を以てその謙遜感謝の念を表示す爲め及び恭跪ことなかつたらば聖餐式を潰すべき亂雜の起るを防ぐ爲め恭しく跪くとの意なり然るに或人はその愚なること或はその弱きこと或はその恨心又は頑固心を有ることに由りて恭跪の眞意を潰し或は誤つて之を説明することなからんが爲め左の如く告示られたり曰く聖餐に於て聖別したるパンと葡萄酒を受る時に恭しく跪くことは此パンと葡萄酒を(キリストの)人性の肉と血が或方法によりて此の中に在りと思惟て毫も拜むことゝはならず否之を拜む可らず且拜まんと思ふ可らず何せなれば聖別したるパンと葡萄酒は其物質上毫も變化すること

無く矢張りパンと葡萄酒なるを以て之を禮拜するのいはれ無し之を禮拜するは凡の忠實なる信徒が尤も嫌惡ふ所の偶像禮拜である加之ならず救主イエスキリストの人性なる肉と血は今や天に在ッて地に在らざるによりキリストの肉體が同時に二箇所以上の場所に在りといふは正にイエスキリストの肉體を存在を亡ぼすの言なりと

以上は宗教改革の時より現今に至る迄英國聖公會の祈禱書の中に印刷すべきことを命ぜられたるものです吾人は正さに此事實の爲に神に感謝すべきものであります

明治三十八年十月二十日印刷
同日發行

(定價五十錢)

著者

福岡市糸濱町二十三番地
エー、ビー、ハツナソン

發行者

東京市京橋區銀坐四丁目三番地
堀田達治

印刷人

東京市京橋區銀坐四丁目三番地
ゼー、エル、カウエン

發行所

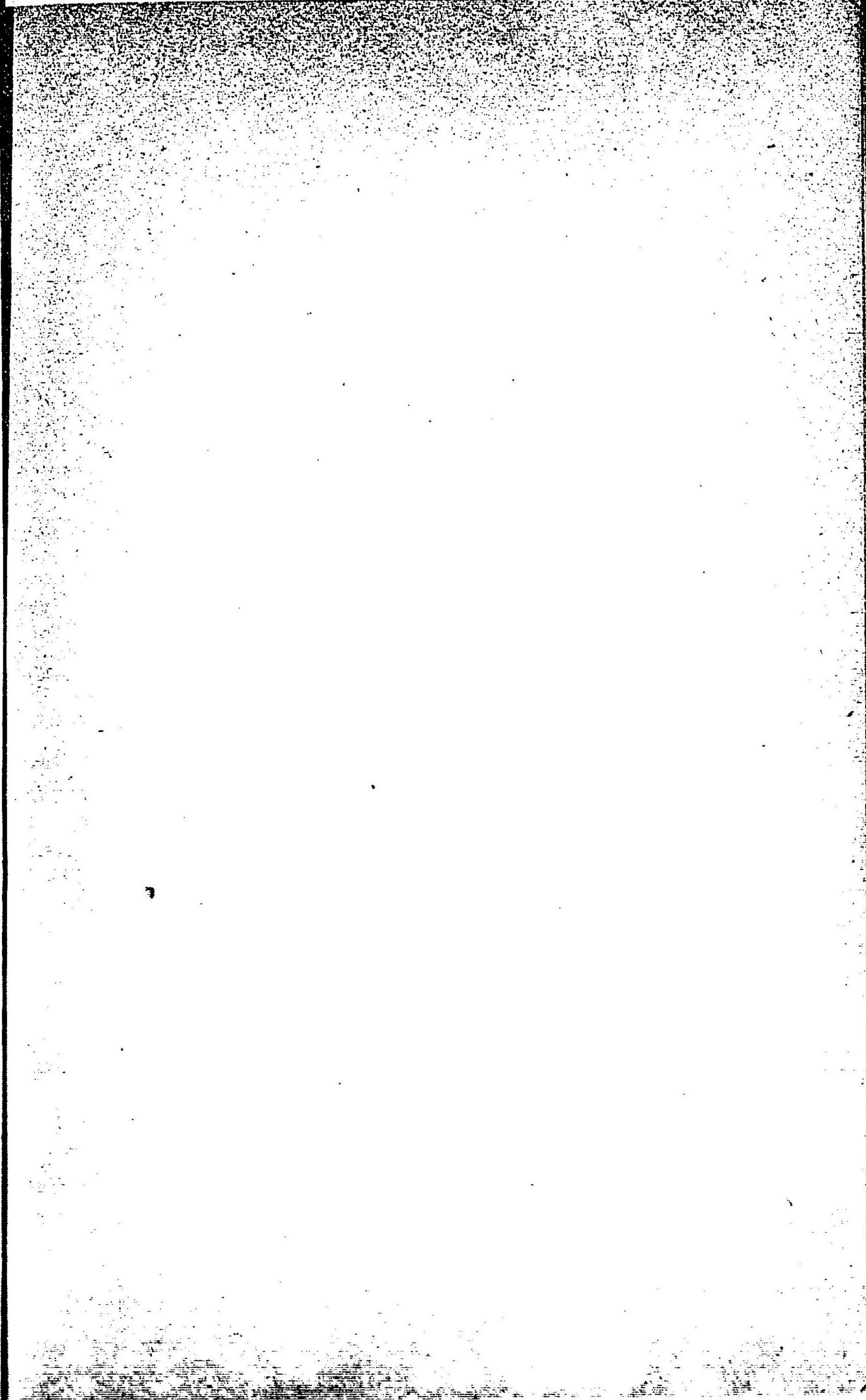
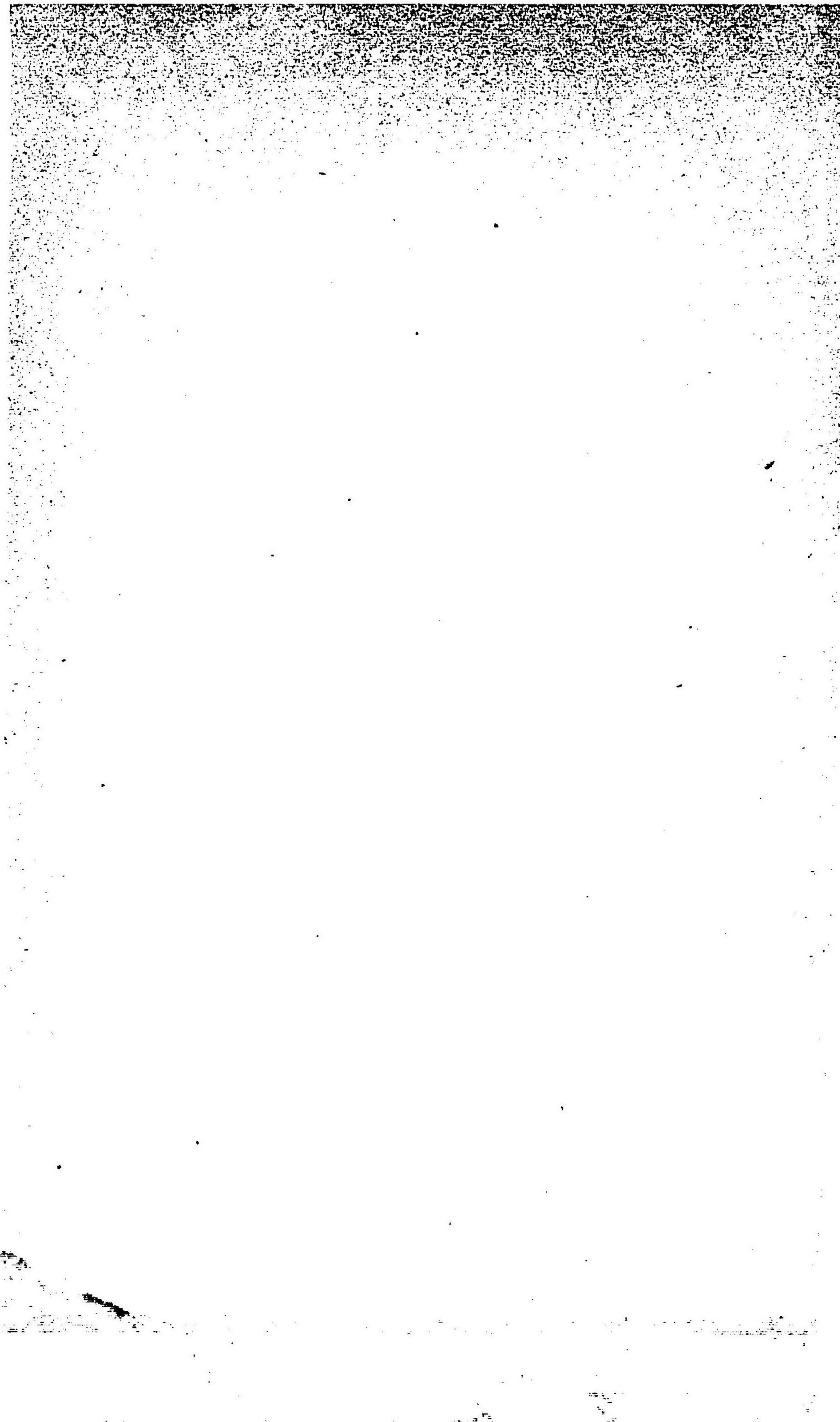
東京市京橋區銀坐四丁目三番地
敎文館

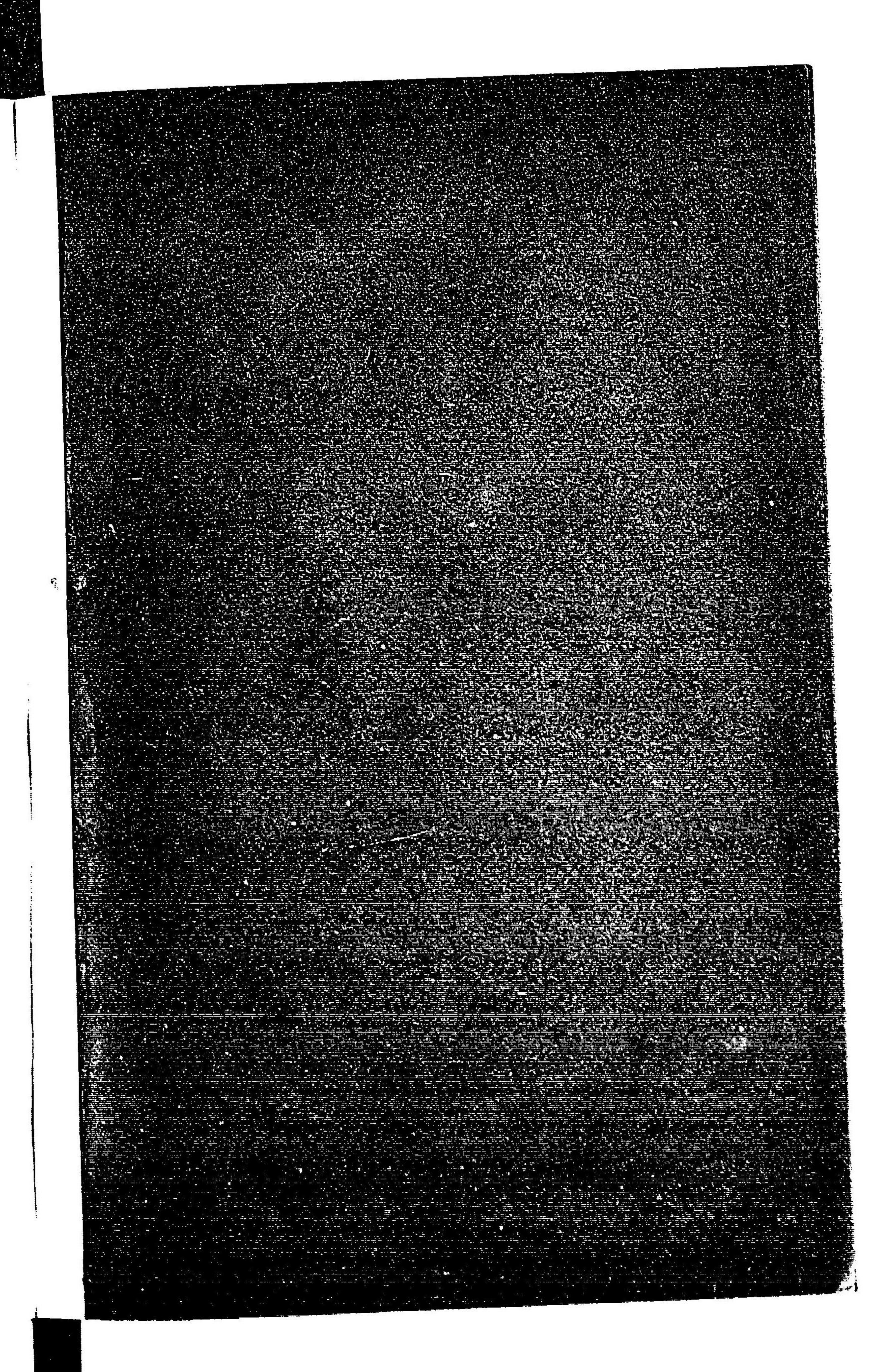
印刷所

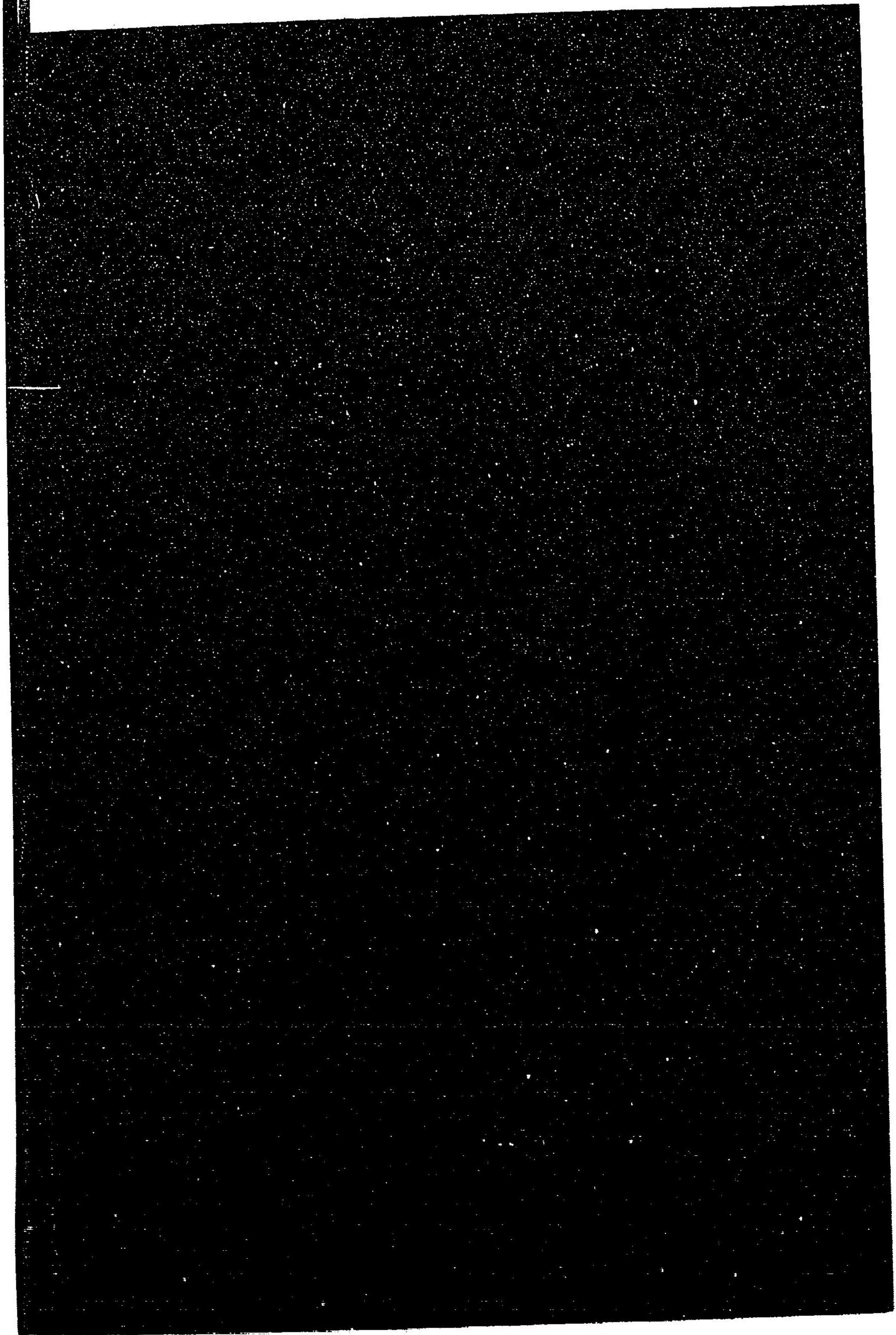
東京府豊多摩郡澁谷村字青山南
町七丁目一番地
青山印刷所











特18
662

聖公会大綱要義

国立国会図書館

020905-000-4

特18-662

聖公会大綱要義

エー・ビー・ハッチンソン/著

M38

ABI-0742

